

新 総 合 計 画
実 行 計 画 素 案

2 0 0 5 (平成 1 7) 年 2 月

【 目 次 】

政策体系別実行計画

基本政策	安全で快適に暮らすまちづくり	……	1
基本政策	幸せな暮らしを共に支えるまちづくり	……	23
基本政策	人を育て心を育むまちづくり	……	41
基本政策	環境を守り自然と調和したまちづくり	……	61
基本政策	活力にあふれ躍動するまちづくり	……	79
基本政策	個性と魅力が輝くまちづくり	……	111
基本政策	参加と協働による市民自治のまちづくり	……	125

区別計画

川崎区	……	135
幸区	……	143
中原区	……	149
高津区	……	155
宮前区	……	161
多摩区	……	167
麻生区	……	173

<u>計画の進行管理と評価</u>	……	179
-------------------	----	-----

<u>計画事業費見積</u>	……	181
----------------	----	-----

実行計画素案は、基本構想に掲げるまちづくりの基本目標の実現に向けて、実行計画期間（２００５～２００７年度）の中で推進する施策について、７つの基本政策のもとで取り組む「施策課題」ごとに、その取組内容を取りまとめるとともに、主な事業について、実行計画期間における事業展開や達成をめざす目標を示したものです。

主な事業における事業展開の目標は、可能な限り年度ごとに内容を整理するとともに、取組が実行計画期間を越える場合には、適宜、２００８年度以降にその目標を示しています。

また、区別計画については、「施策課題」ごとに示した主な事業のうち、その対象地域を区ごとに指定できるものについて、各区における取組として分類・整理を行ったものです。

基本政策 安全で快適に暮らすまちづくり

・安全で快適に暮らすまちづくり

1. 暮らしの安全を守る

(1) 身近な安全の確保

安全な地域社会の確立

- ・ 防犯施策の推進体制として、行政、警察、地域防犯団体などによる安全・安心まちづくり対策会議を整備するとともに、犯罪に関わる情報の提供、腕章・ベストなどの防犯用品の配布、防犯ステッカーを貼付した公用車や業務用車両によるパトロールの実施など実効性のある取組を実施し、犯罪の発生させない地域づくりを進めます。
- ・ 交通安全に対する意識啓発、交通事故にかかわる相談所の利用拡大、児童の通学路の安全確保、違法駐車等防止に向けた啓発活動などの交通安全のための施策を効率的・効果的に実施し、交通事故の削減をめざします。
- ・ 路上における歩行者の危険防止を図るため、路上喫煙を防止する条例を制定するとともに、その啓発を図り、安全な歩行環境をめざします。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 防犯対策事業 安全・安心まちづくり対策会議を整備し、警察や市民・地域との協働による総合的な防犯対策を推進します。	防犯施策等調査研究	防犯パトロールの実施、防犯情報の提供等			→
		対策会議の設置			→
		防犯施策の展開			→
○ 路上喫煙対策事業 路上喫煙防止のための取組を推進し、路上における危険防止等を図ります。		条例制定	条例施行		→
		広報・啓発	広報・啓発		→

- 交通安全啓発事業
- 交通事故相談事業
- 交通安全推進事業

「バリアフリー化の推進」については再掲（政策体系 -4-(1)- ）

消費生活の安全を守る

- ・ 消費者基本法の公布、施行を受けて、消費者の利益の擁護及び増進に関する条例の改正を進めるとともに、これに基づいて必要な情報提供や消費者教育など消費者の自立を支援する施策を展開し、消費者被害の未然防止に努めます。
- ・ 架空請求を含む不当請求などの増加による相談件数の増加に適切に対応するため、人材の確保など相談機能の充実に努めます。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 消費者保護推進事業 川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関する条例の改正を行い、消費者の自立を支援するとともに被害の未然防止に向けた取組を推進します。	条例改正に向けた検討	条例改正	消費者の自立に向けた支援		→
			消費者生活情報の提供啓発活動		→

- 消費者啓発育成事業
- 消費生活相談情報提供事業

．安全で快適に暮らすまちづくり

1．暮らしの安全を守る

(1) 身近な安全の確保

火災予防に向けた取組

- ・ 火災原因の第一位である放火を減少させるため、地域ごとの特性や実情に合わせた住民主体の放火防止対策を構築するとともに、関係行政機関との連携を図り、放火防止の取組を推進します。
- ・ 火災予防の普及啓発を推進するため、市民アンケートを行い、火災予防への関心度を確認しながら、効果的な火災予防広報に取り組みます。
- ・ 危険物保有事業所の火災等は大災害に発展するおそれがあり、予防対策や局限化対策が重要であることから、立入検査や安全講習会の実施等を通じ、各事業所に大型屋外タンクの構造強化や事故防止対策強化について指導を行い、安全策の向上に努めます。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 火災予防に関する業務 消防関係団体と連携を図るとともに、町内会などの地域団体と協働し、消防署単位に協議会等を設置し放火による火災の減少に取り組めます。	協議会等の設置が所数	2署	3署	3署	2007年度 8署すべてに 設置完了

- 消防広報事業
- 査察活動事業
- 危険物施設等の規制業務

・安全で快適に暮らすまちづくり

1. 暮らしの安全を守る

(2) 救急体制の強化

救急救命士の養成と高度な救急体制の整備

- ・ 救急要請件数が増加する中、救急サービスの維持・向上を図るため、救急隊を地域の人口動向や救急件数の増加に合わせて増隊していくとともに、救急隊の到着時間の均等化を図りながら、適正な配置を行います。
- ・ 高度な救命処置ができる救急救命士の常時乗車体制を早期に実現するとともに、気管挿管や薬剤投与など、より高度な救命処置ができる救急救命士を養成し、高度な救急サービスを市民に提供していきます。
- ・ 救急隊到着前に応急手当が実施できる市民（市民救命士）を1世帯に1人を目標に養成していきます。併せて、職員研修等の機会を捉え、全ての市職員を市民救命士として養成していきます。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 消防力の整備事業（再掲） 急増する救急要請や人口動向に合わせ、到着時間の均等化を図り、増隊を含め適正な配置を行います。	全市救急隊数 23隊		1隊増隊 24隊		救急件数や人口動向に合わせて適正配置
○ 救急救命士養成 高度な救急サービスを提供するため、救急救命士の常時乗車体制を構築します。	救急救命士数 125人	養成8人 133人	養成10人 143人	養成10人 153人	常時乗車体制の確保
○ 救急活動事業 高度な救命処置ができる救急救命士を養成するとともに、市民の応急手当知識・技術の普及を行い救命率の向上と救急要請の抑制を図ります。	気管挿管 4人 薬剤投与 0人 市民救命士 145,000人	高度な救命処置のできる救急救命士の着実な養成 市民救命士 160,000人	市民救命士 175,000人	市民救命士 190,000人	→

- 消防通信設備事業（再掲）
- 出場指令業務（再掲）

救急医療体制づくりの推進

- ・ 周産期救急医療体制を整備するとともに、地域特性を踏まえた休日急患・夜間診療への市民ニーズに対応していくため、休日急患診療所や小児急病センターの再編整備を実施します。
- ・ 初期・二次・三次の救急医療機関相互の連携を強化するため、救急搬送をモデル的に実施し、その検証結果を今後の活動に活かしていきます。
- ・ 市民に症状に応じた適切な医療機関を案内できるよう、インターネット及び救急医療情報センターの充実を図ります。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 休日急患診療所等運営事業 休日急患・夜間診療への市民ニーズに対応していくため、休日急患診療所の再編整備を関係機関と協議・推進します。	患者数 30,397人	32,627人 再編整備の検討	33,864人	35,101人	→ 再編整備

- 救急医療情報システム事業
- 救急医療体制確保対策事業
- 災害時医療救護対策事業

・安全で快適に暮らすまちづくり

1. 暮らしの安全を守る

(3) 良好な生活衛生環境の確保

食品衛生など安全な生活の確保

- ・ 環境衛生関係施設（公衆浴場、旅館、理容・美容所、クリーニング所等）の監視指導を適切に行うことにより、事業者の責任に基づく衛生的取扱を確保し、市民生活の安全を図ります。
- ・ 川崎市食品監視指導計画に基づき、危険度の高い食品の取扱施設を重点的に、効率的かつ効果的な監視を行うとともに、迅速・適確な試験検査を実施することによって、食品による危害の発生を防止し、市民の健康を保護します。
- ・ 受水槽利用及び地下水利用の飲料水供給施設等への立入検査及び法定検査未受検施設への督促通知による受検促進を図り、不適施設の改善指導等により安全で衛生的な飲料水の確保を図ります。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 食品衛生事業 食の安全確保の向上を図るため、危害度に応じた食品取扱施設、食品等の重点監視を実施します。	最重点業種監視実施率 55%	75%	80%	85%	

- 環境衛生事業
- 水道衛生事業
- 公衆衛生等に関する試験研究業務

結核・感染症の発生と拡大防止に向けた対策の推進

- ・ 感染症患者が発生した場合は、感染症法に基づき、拡大防止を図るため、重症患者に対し感染症指定医療機関への入院を勧めるとともに、感染源の調査や健康診断・消毒等を実施します。
- ・ 感染症の予防に有効な定期予防接種の普及啓発を図るとともに、平常時から感染症に関する情報の収集、分析、提供・公開を行い、新たな感染症の発生に備えます。
- ・ エイズ予防対策として、相談・検査体制の充実や特に青少年を対象としたエイズに関する正しい知識の普及啓発に努めます。
- ・ 乳幼児へ確実にBCG接種を実施するとともに、接触者等への検診による結核患者の早期発見に努め、さらに、結核患者に対し確実な服薬の支援を行ってまいります。

【主な事業】

- 感染源対策事業
- 結核予防事業
- 予防接種事業

動物の愛護と管理の促進

- ・ 犬による咬傷事故、犬の公園等での放し飼いや糞の放置等、動物による生活環境被害を未然に防止し、人と動物の共生に配慮することを目的として、小学校等でのふれあい教室の開催、公園等での放置糞及び犬を放す行為の一掃キャンペーン等の実施、ねこ対策として不妊去勢手術費の補助及び動物取扱業等の監視指導等の施策を実施します。
- ・ 狂犬病は発症すれば死に至る病気であることから、今後も犬の管理（登録、注射及び抑留）等の徹底を図ります。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 動物愛護管理事業 狂犬病予防法に基づき、犬の管理の徹底を推進するとともに、動物による被害を未然に防止し、人と動物の共生を図ります。	狂犬病予防注射実施数 33,636頭	37,200頭	39,100頭	41,000頭	

・安全で快適に暮らすまちづくり

1．暮らしの安全を守る

(3) 良好な生活衛生環境の確保

葬祭場等の管理・運営

- ・ 葬祭場では、2003年度に1日平均23.5件の火葬を行いました。1998年度に比べ8.4%の増となっており、今後も、人口の増加、年齢構成の変化などにより、火葬件数の増加が見込まれるため、かわさき南部斎苑及びかわさき北部斎苑を衛生的かつ安定的に運営し、市内の火葬需要に対応します。
- ・ 墓地の管理等が、公衆衛生などの公共の福祉の観点から支障なく行われるよう調整を図るとともに、墓園整備を進めることにより墓地の安定供給を図ります。

【主な事業】

- 葬祭場管理運営事業
- 緑ヶ丘霊園整備事業（再掲）
- 早野聖地公園整備事業（再掲）
- 緑ヶ丘霊園維持管理事業（再掲）
- 早野聖地公園維持管理事業（再掲）

・安全で快適に暮らすまちづくり

2. 災害や危機に備える

(1) 危機事象への的確な対応

危機管理体制の整備強化

- ・ 川崎市危機管理対処方針に基づく危機管理マニュアルのもと、危機事象に応じた組織体制や指揮命令系統を明確化し情報の一元化を図るなど、初動体制を確立します。
- ・ 武力攻撃等における国民保護のための措置に関する法律に基づく「武力攻撃事態等に備えた市民の保護のための措置の実施に関する計画」（いわゆる「国民保護計画」）の策定に向けて、国民保護協議会条例及び国民保護のための措置を総合的に推進するための対策本部条例の制定を2005年度に行い、2006年度末までには国民保護計画を策定します。さらにその後、これに基づく避難マニュアルを策定し、県をはじめとする近隣自治体との協調により、武力攻撃等の際に的確かつ迅速に対応できるような体制を整えます。
- ・ 職員を対象にした危機管理アドバイザーによる研修会の開催や、外部機関の実施する講習会への参加など、あらゆる機会を活用し、危機意識の醸成を図るとともに、市民を対象にした講演会を開催し、危機意識の啓発を図ります。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 危機管理対策事業 あらゆる危機事象に対応するため危機管理体制の整備強化を実施するとともに国民保護計画等の策定を行います。		対策本部条例の 制定	国民保護計画の 策定	避難マニュアル 策定	

- 感染源対策事業（再掲）
- 川崎港保安対策事業（再掲）

．安全で快適に暮らすまちづくり

2．災害や危機に備える

(2) 防災対策の推進

災害に備える取組の推進

- ・ 災害時の被害軽減をめざして、実災害の教訓をもとに目標を設定した震災対策に係る行動計画を策定し、推進していくとともに、国の被害想定などを踏まえ地域防災計画を見直します。
- ・ 地域防災計画を基本に地域の特性を踏まえた区ごとの計画を策定し、区の災害対応能力の向上に努めると同時に、災害時に市民が迅速かつ安全に避難できるような避難基準の策定や避難所の管理運営の見直しを含めた避難所運営マニュアルの改訂を進めます。
- ・ 食糧や生活必需物資などの災害に備えた備蓄のあり方については、災害発生後の時間経過による需要の変化にも対応できるよう、企業の流過程における物資の活用を図るなど手法を見直し、備蓄計画を策定します。
- ・ 応急対策としては、災害時の避難所生活の期間を短縮するため、仮設住宅の早期建設のための体制を整備するとともに、既存の宿泊施設などを一時的な宿泊施設として活用できるしくみを構築します。また、高齢者や障害者などの要援護者のための、二次、三次避難所の指定を含めた避難計画を策定するなどの取組を推進します。
- ・ 建物の耐震化の推進については、震災時に避難所等となる市立学校をはじめ、公共建築物の耐震補強を進めるとともに、建物の倒壊や延焼などによる被害を最小限に止めるため、民間住宅の耐震診断や改修に対する助成を行うなど、耐震化に向けた取組を促進します。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 防災対策管理運営事業 震災対策に係る行動計画や区ごとの計画を策定するとともに、地域防災計画を見直すなど災害対応能力の向上を図ります。		地域防災計画等の見直し 地域防災計画の改訂	各区の計画の策定	必要に応じ震災対策行動計画等の見直し	→
○ 防災施設整備事業 備蓄計画を策定し、流通備蓄の導入など効率的な備蓄を行い、災害発生後の時間経過による需要の変化にも対応できる体制を整えます。	備蓄手法の見直し 備蓄に関する調査検討	備蓄計画の見直し・策定	効率的な備蓄の実施		→
○ 建築物防災対策事業（再掲） 震災時の被害の軽減を図るため、木造住宅の耐震診断の拡充と新たに改修助成の制度を創設し、木造住宅の耐震化を推進します。	診断50件	診断250件 改修助成10件	診断500件 改修助成15件	診断500件 改修助成15件	2005～2009年度の目標 診断2,250件 改修助成70件
○ 公共建築物の耐震化事業 公共建築物の耐震診断を実施し、施設の補強工事を推進することにより、災害に強いまちづくりの実現を図ります。	耐震診断棟数 271棟（累計）	40棟（完了）	診断結果に基づく取組		

- 住宅建設資金等貸付事業（再掲）
- 耐震対策等橋りょう整備事業（再掲）
- 施設耐震化事業（再掲）
- 耐震性貯水槽設置事業（再掲）

．安全で快適に暮らすまちづくり

2．災害や危機に備える

(2) 防災対策の推進

市民・企業・行政の協働による防災体制の充実

- ・ 災害等に備え、自助・共助・公助の考え方に基づき、市民・企業・行政がそれぞれの役割分担による地域全体の総合的な地域防災体制の構築を図るとともに、協働防災社会の形成に向けて地震対策条例を見直すなど、新たな地震対策を推進します。
- ・ 自主防災組織の育成に努め、実践的な防災訓練のほか、図上訓練を行うなど、市民の防災知識の普及・啓発、防災意識の高揚を図ります。
- ・ 学校施設管理者や地域住民等で構成される避難所運営会議など、地域で活動する組織に対し、区を中心として指導・啓発等を行う体制を整えるとともに、地域での防災活動を活性化させ、災害時の対応力の向上を図ります。
- ・ 災害時にボランティアや協力団体が効果的に活動できるよう、受入体制や協力の範囲等を具体的に定めたマニュアルを策定します。
- ・ 市内企業などが持つ体育館や研修施設（宿泊施設）などの資産を災害時に活用できるよう、具体的な協力内容・方法等について検討していくとともに、企業と地域との連携による訓練を支援する取組を推進していきます。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 地域防災推進事業 市民・企業・行政のそれぞれの役割分担を明確化し、地域の防災力を強化するために、地震対策条例を改正するとともに、地域における自主防災組織等の活性化を図ります。	防災ネットワーク連絡会議、避難所運営会議の活性化				
	体制整備		啓発・指導		
	自主防災組織の育成		地域における防災訓練、啓発活動等の推進		
	地震対策条例の改正		改正に向けた検討	条例改正	

「消防署所等の適正配置と防災拠点としての整備」については再掲（政策体系 -2-(3)- ）

「基幹的広域防災拠点・東扇島東緑地の整備」については再掲（政策体系 -4-(5)- ）

．安全で快適に暮らすまちづくり

2．災害や危機に備える

(3) 消防力の強化

消防署所等の適正配置と防災拠点としての整備

- ・市内の消防体制の均一化を図り、効率的な署所配置としていくために、今後3年間で2出張所を廃止、4出張所を2出張所に統合し、現行の39署所を35署所に再編していきます。
- ・災害時における防災活動拠点としての機能が求められる消防署を優先的に整備し、震災時に住民の避難場所兼応急救護所などに活用するため、中原消防署については、民間宿泊施設との複合化施設として移転改築し、民間宿泊施設については、大災害時の市民の一時宿泊施設などとして活用していきます。さらにこうした連携の取組を他の地域においても進めていきます。
- ・幸消防署の改築に着手し、臨港消防署の改築用地の取得・改築手法の調査を行います。また、出張所については、新作出張所の耐震補強を実施する他、老朽化により緊急車両の出場に支障が生じるおそれのある出張所を、順次改築していきます。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 消防署所の改築 耐震補強の必要な老朽建物を計画的に整備し、防災拠点の確保と初動体制の強化を図ります。		高津署竣工 中原署改築設計 臨港署改築調査	中原署改築 着工	中原署竣工 幸署改築設計 新作出張所の 耐震補強	中原署供用開始 幸署改築着工 臨港署改築着手
○ 消防署所の適正配置 消防体制の均一化を図るため、市全体のバランスを考慮し、効率的な消防署所配置を進めます。	市内39か所	小田・鋼管通 出張所の統合	大師・富士見 出張所の統合		市内35か所 へ統廃合 宮内・玉川 出張所の廃止

- 庁舎等整備事業

消防活動体制の整備など災害対応力の向上

- ・地震災害などの大規模災害や多様化する災害に的確に対応することを目的として、警防体制を強化し、対応力を向上させるため、順次指揮情報隊を配置していきます。
- ・現在4人で災害出場しているポンプ車の人員を5人にするにより、放水口数を増加するなど火災を始めとする災害活動時に効率的な部隊運用が行っていきけるよう、当面は、川崎署、小田出張所の消防隊を5人乗車体制とし、将来的には他の7消防署及び小田中出張所の消防隊を5人乗車体制として、消防活動能力の向上を図ります。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 消防力の整備事業 効率的で効果的な防ぎょ活動及び災害活動時の安全管理のため、各消防署に新たに指揮情報隊を配置し、また、各消防署のポンプ車のうち1隊を5人乗車体制とします。		指揮情報隊 臨港署・川崎署	指揮情報隊 中原署		指揮情報隊 臨港署・川崎署・中原署を除く 全てに配置 5人乗車体制 残り6署・小田中出張所

- 消防車両・船舶等管理業務
- 警防活動事業
- 救助活動事業
- 航空関係業務

・安全で快適に暮らすまちづくり

2. 災害や危機に備える

(4) 治水・雨水対策の推進

雨水の適正な処理

- ・都市化の進展に伴う雨水流出量の増大や集中豪雨による浸水被害が増加傾向にあることから、水害に強いまちづくりを着実に実施していくために、5年に1回程度(時間雨量52mm)の降雨に対処する整備を推進します。また、ポンプ排水区や浸水頻度の高い区域については、10年に1回程度の降雨に対処するための整備を推進します。
- ・集中豪雨時に浸水被害を防ぐため、雨水流出量の増大に伴う降雨を一時的に貯めて時間差排水する雨水貯留管の整備を進めます。また、江川、渋川雨水貯留管については、機能を早期に発生させるためバイパス管の整備を促進します。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 雨水貯留管関連事業 都市化の進展に伴う雨水流出量の増大や近年の集中豪雨による「都市型水害」を防ぐため、雨水貯留管及び江川・渋川のバイパス管の整備を進めます。	江川・渋川・川崎駅前・川崎西口 着手4,295m 管きょ完成(7,285m)	江川・渋川・川崎駅前・川崎西口 着手2,760m	江川・渋川 着手1,300m	江川・渋川 着手500m	渋川・江川雨水貯留管バイパス整備 大師河原雨水貯留管整備着手

- 下水道計画業務(再掲)
- 下水道幹枝線整備事業(再掲)

河川の整備

- ・本市の河川改修は水害から市民の財産や生命を守るために、時間雨量50mmに対応できる整備を進めており、現在80%が完了しています。今後、未改修区間の整備を促進し、10年間で91%を目標に整備を進めます。また、整備を行う際には地域意見を反映し、環境に配慮した河川改修を進めていきます。
- ・平瀬川支川では、パートナーシップにより、地域の方々と協働・連携を図りながら基本計画を策定し、潤いある水辺空間の創設と、環境に配慮した多自然型による治水安全度を高めた災害に強い川づくりを進めます。
- ・国と共同による災害時拠点として的大師河原水防センターの整備や五反田川、二ヶ領本線流域の約400haの浸水被害を解消するために五反田川放水路整備を進めます。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 大師河原水防センター整備事業 多摩川の出水や震災などの災害時の防災活動拠点、さらには、東扇島の広域防災拠点と連携を図ることを目的として、国と連携して河川防災ステーション内に整備します。	スーパー堤防整備 河川防災ステーションの基盤整備		河川防災ステーション内に水防センターの整備		
○ 五反田川放水路整備事業 五反田川の洪水を直接多摩川に地下トンネルで放流させることにより、五反田川・二ヶ領本川流域約400haの浸水被害の解消を図ります。	上流部の立坑施工済み	区分地上権取得及び工事着手に向けて取り組む			放水路の完成により、下流域は50mm/hの河川整備完了

- 河川維持補修事業
- 河川改修事業

．安全で快適に暮らすまちづくり

3．身近な住環境を整える

(1) 良好な都市景観形成の推進

良好な街なみづくりの推進

- ・ 旧東海道や大山街道などの歴史的・地域資源を活かした、市民による街なみづくりに向けた取組を支援します。
- ・ 景観資源を活かした市民発意型の景観づくりを、持続的に推進するためのしくみを確立し、まちのコミュニティづくりに寄与します。
- ・ 川崎駅周辺地区及び小杉駅周辺地区の大規模な再開発においては、市の拠点にふさわしい顔づくりを計画的・効率的に進め、都市イメージの向上を図ります。
- ・ 研修会やフォーラムの開催、インターネットなどによる情報発信を通じて、景観施策の情報提供や啓発活動の一層の展開を図り、地域の主体的な景観形成の取組を推進します。
- ・ 都市景観条例及び景観法の活用を図りながら、都市景観形成基本計画の改定作業を行い、市民にわかりやすい施策を推進します。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 都市景観形成推進事業 市における今後の景観施策の進め方を示す等、市民にわかりやすい都市景観形成基本計画に改定し、良好な街なみづくりを推進します。	川崎市都市景観形成基本計画 1995年に策定	改定に向けての基礎調査	基本計画の改定	基本計画による実施	基本計画による施策の推進

景観に配慮した公共空間づくりの推進

- ・ 公共スペース景観形成ガイドラインの活用や公共サインガイドラインを作成・活用し、景観づくりの基本的な考え方を示すことにより、景観に配慮した施設整備の誘導を図ります。
- ・ 市民のうるおいの空間となっている多摩川周辺の街なみ形成をめざしたガイドラインを作成し、多摩川や周辺の環境と調和した魅力的なまちづくりを推進します。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 多摩川景観調査事業 多摩川の景観形成ガイドラインを策定し、それに基づきデザイン誘導を行うなど多摩川及び周辺市街地を含めた景観施策を推進します。		景観調査	多摩川景観形成ガイドラインの策定	ガイドラインを活用した景観デザイン誘導	→

- 緑の景観づくり推進事業（再掲）
- 屋外広告物管理事業（再掲）

・安全で快適に暮らすまちづくり

3．身近な住環境を整える

(2) 暮らしやすい住宅・住環境の整備

安心して暮らせる住環境の形成

- ・災害に強い、安全で快適な住環境の形成を図るため、密集した住宅市街地において、改善の緊急性の高い地区などを選定し、住宅の耐震性の診断や建て替えを促進するとともに、狭い地区内道路や少い公共空間などの課題に対応するため、適切な誘導や整備を行います。さらに、地域の特性に合った市民主体の改善対策の検討や取組を推進するため、専門家の派遣や整備事例などの情報提供など地域の主体的な取組を支援します。
- ・良好な市街地環境の形成と良質な市街地住宅の供給に向け、土地、建物の共同化やマンションの建替えを支援します。
- ・土地区画整理などの市街地整備については、社会経済環境などの変化を踏まえ事業者と行政が各々の役割を的確に実施し早期の完成に向けた取組を推進します。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 建築物防災対策事業 震災時の被害の軽減を図るため、木造住宅の耐震診断の拡充と新たに改修助成の制度を創設し、木造住宅の耐震化を推進します。	診断 50件	診断 250件 改修助成 10件	診断 500件 改修助成 15件	→	2005～2009 年度の目標 診断 2,250件 改修助成 70件
○ 優良建築物等整備事業 土地・建物の共同化や老朽化したマンションの建替えを支援することにより、既成市街地の整備・改善を進め、良好な住環境の形成を図ります。	向ヶ丘遊園駅前地区の調査・設計	→	向ヶ丘遊園駅前地区の整備実施	→	
		共同化タイプ事業の実施			→
		マンション建替タイプ事業の実施			→

- 密集住宅市街地整備促進事業
- 土地区画整理事業
- 建築指導審査事務
- 狭い道路対策事業

．安全で快適に暮らすまちづくり

3．身近な住環境を整える

(2) 暮らしやすい住宅・住環境の整備

暮らしやすい住宅施策の推進

- ・住宅・住環境における新たな課題に対応し、すべての市民が安心してゆとりを持って共に住み続けられる地域社会が実現できるよう、住宅基本計画を改定して住宅施策を総合的、計画的に推進します。
- ・市民の自主的な住まいづくりやマンション管理の支援、住宅の不具合、住替え等の相談に総合的（ワンストップ）に応じることをめざした住情報拠点を整備、拡充します。
- ・住宅性能表示制度の普及事業や事業者向け相談窓口の創設、マンションデータベースを活用した相談体制、耐震化やバリアフリー化リフォームの支援制度の整備等、既存住宅の活用を推進し、的確に住宅性能の向上につながる市場誘導制度を導入します。
- ・居住支援制度の充実など高齢者や障害者が安心して暮らせるように、福祉などと連携した施策を推進するとともに、子育て世帯などが住宅を確保しやすくなるような取組を進めます。
- ・高齢社会に適応した民間住宅の供給を誘導するモデル的な高齢者向け優良賃貸住宅を供給するとともに、市営住宅の計画的な建替・改善によるストックの有効活用や、セーフティネット機能を一層有効にする新たな入居・管理システムの導入・厳正化を図ります。
- ・市民の自発的な取り組みやNPO等の活動を育成、支援するため、市民にわかりやすい住情報の提供やNPO等とのパートナーシップ型事業を推進します。
- ・安全な生活やまちづくりを実現するため、災害に強い住宅や密集市街地の改善に向けた住宅更新などへの取組を促進するとともに、敷地内緑化や省エネ化など市民主体のまちづくりへの支援を推進します。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 高齢者向け優良賃貸住宅事業 民間土地所有者等が行うモデル的な高齢者向け賃貸住宅事業を支援し、高齢者の生活に配慮した賃貸住宅の供給を促進します。	管理戸数 54戸（累計）	168戸	286戸	386戸	2008年度 486戸
○ 公営住宅整備事業 老朽化が進み、設備面等で課題のある市営住宅の適切な建替え等を計画的に推進し、既存市営住宅ストックの有効活用を図ります。	建替え戸数 （2004年度） 90戸	88戸	84戸	110戸	
○ 住宅・マンション管理等相談対策推進事業 住宅・マンション管理等に関する市民からの相談に応じる窓口の整備や、情報提供、マンション耐震診断の助成など、住まいの良好な維持管理などを支援します。	住情報の提供				→
	マンション耐震診断助成				→

- 特定優良賃貸住宅事業
- 住宅建設資金等貸付事業
- 住宅性能表示制度普及推進事業

．安全で快適に暮らすまちづくり

3．身近な住環境を整える

(3) 市民の提案や自主的な活動が活きるまちづくりの推進

地域の声を活かした計画的なまちづくりの推進

- ・ 市民の声を活かした都市計画マスタープランを基本構想に即し2005年度をめざして策定し、計画的なまちづくりを推進するとともに、地理情報システムや都市計画基礎調査を活用し高度地区や防火地区などの地域地区の見直しを進めます。
- ・ 民間による市街地の再整備に対して、総合調整条例に基づく適切な調整・誘導により、地域の声を活かしながら、都市計画の基本的な方針に基づくまちづくりの推進をめざします。
- ・ 再開発促進区等の地区計画制度を適切に運用することにより、民間活力を活かした市街地整備の誘導を図り、災害に強いまちづくりを推進します。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 都市計画マスタープラン等策定事業 まちづくりの将来ビジョンや市街地像などを市民参加により策定し、計画的な都市計画行政と市民とのパートナーシップ型まちづくりの実現を図ります。	区民提案策定	全体構想策定 区別構想策定（全区）	計画的な進行 管理・誘導 地域別構想策定		→

- まちづくり対策事業
- 地域地区等計画策定事業

地域の自主的なまちづくりへの誘導、支援等の推進

- ・ 市民の主体的なまちづくりに対する機運の高まりを活かした小さなまちづくりを促進し、日常生活圏の安全性・快適性の向上を図り安心して住み続けられるまちを実現します。
- ・ 市民自らが合意形成を図りながら街を育てていくことを支援し、市民発意のまちづくり提案を受け止める制度やルールなどを整備します。
- ・ まちづくり意識が醸成された地域から地区まちづくり計画の策定を進め、地域における自主的なまちづくりを促進する制度づくりを進めます。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ まちづくり初期調査事業 市民主体の地区まちづくり計画の策定を支援し、身近なまちづくりを実現します。	地区まちづくり計画の策定支援	自主的なまちづくりを促進する制度検討	検討	制度の策定	→

- 誘導的建築行政推進事業

．安全で快適に暮らすまちづくり

4．快適な地域交通環境をつくる

(1) 身近な地域交通環境の整備

バリアフリー化の推進

- ・ 川崎駅、溝口駅、武蔵小杉駅、新百合ヶ丘駅の主要4駅の周辺地区について、交通バリアフリー法に基づく基本構想を市民参加により策定します。
- ・ 基本構想を策定した4駅について、鉄道やバスなどの公共交通事業者や道路管理者、県公安委員会などと協力して、主要な移動経路から重点的にバリアフリー化を推進します。
- ・ 鉄道の駅舎やバスなど日常生活において利用頻度の高い身近な交通施設について、エレベーターの設置やノンステップバスなどバリアフリーに対応した施設の導入を事業者との協力により促進していきます。
- ・ 不特定多数の人が利用する公共的な施設などが障害者や高齢者の人たちにとって利用しやすいものとなるように、福祉のまちづくり条例に基づく取組を促進します。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 交通バリアフリー法重点整備地区交通安全施設整備事業		整備着手地区			
交通バリアフリー法に基づき、主要駅を中心とした重点整備地区についてバリアフリー対策を実施します。		溝口駅周辺地区 川崎駅周辺地区	武蔵小杉駅周辺地区	新百合ヶ丘駅周辺地区	2008年度 溝口駅周辺地区完了 2010年度他地区完了

- 福祉のまちづくり普及事業
- 民営ノンステップバス導入促進事業
- 民営鉄道駅舎エレベーター等設置事業
- 交通バリアフリー計画策定事業

利用しやすい交通環境の整備

- ・ 鉄道による地域分断が課題となっている登戸駅・向ヶ丘遊園駅などの周辺や、片側改札のため駅へのアクセスが課題となっている中野島駅などについて、駅舎の橋上化や自由通路などの整備により地域内の円滑な移動や駅へのアクセスを確保し、市民の利便性の向上と地域の活性化を推進します。
- ・ 坂が多い丘陵地や、路線バスのネットワークが利用しづらいなど、さまざまな特性を持つ地域交通については、地域の主体的な検討や運営によるコミュニティ交通の導入に向けた取組について支援を行います。
- ・ 市民生活にとって身近な鉄道駅やその周辺の商業地域などにおいては、バリアフリー化や駅前広場整備によるバスの円滑化、駐車施設の附置等に関する条例に基づく適切な駐車場の設置などの交通対策を複合的に推進し、利用しやすい交通環境が整った賑わいや潤いのあるまちづくりを推進します。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 駅アクセス向上等計画調査事業		調整・調査			
駅へのアクセス性を向上し、鉄道による地域分断の解消や安全性を確保することにより、地域の活性化を図ります。	川崎駅北口自由通路				
	中野島駅	調査		設計	
	向ヶ丘遊園駅	基本設計	概略設計	実施設計	2008年度以降完成

- コミュニティ交通計画調査事業
- 駐車場整備計画業務

・安全で快適に暮らすまちづくり

4．快適な地域交通環境をつくる

(1) 身近な地域交通環境の整備

踏切横断対策の推進

- ・踏切横断については、通勤通学時における踏切遮断時間の長時間化による通行不便などの諸問題が顕在化しています。こうしたことから、踏切の利用状況等の把握に努めるとともに、鉄道事業者との連携により必要な安全対策の検討を行います。さらに、踏切遮断時間短縮のための遮断機の高度化など柔軟な施策実施について、鉄道事業者と調整を図ります。
- ・東急東横線の元住吉第1号踏切は、踏切遮断時間の長いボトルネック踏切として交通渋滞、地域分断、踏切事故の危険性などの諸問題を抱えていたことから、東急東横線複々線化工事に伴い同踏切の踏切遮断時間改善に向けて計画を策定し、2009年度の完成に向けて事業を推進します。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 東京急行東横線元住吉第1号踏切等 関連施設改良推進事業 混雑緩和と輸送力増強に併せ、元住吉第1号踏切の遮断時間の大幅な短縮により、鉄道による市街地の分断を改善し、地域の活性化を図ります。	整備				2009年度完成

- 踏切道改善推進調査事業

・安全で快適に暮らすまちづくり

4. 快適な地域交通環境をつくる

(2) 地域の生活基盤となる道路整備

安全で安心な道づくり

- 住宅地内などの生活道路は、自動車の円滑な通行に重点を置いてきた道路整備から、人の安全・快適化へと軸足を移し、相互の適正なバランスのもと計画的な整備により、安全性と利便性の効果が市民に実感できるような取組をめざします。こうした事業を実施する際に、地域の課題を的確に反映させるため、計画段階から市民との協働による事業推進を図ります。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
あんしん歩行エリア整備事業 2007年度までに、8地区エリア内の死傷事故件数2～3割削減を目標とした交通安全対策を進めます。	整備計画策定	観音、富士見公園、宮前平駅周辺、登戸駅周辺地区	戸手、武蔵小杉駅周辺、溝の口駅周辺、新百合ヶ丘駅周辺地区		指定エリア内の死傷事故件数を2～3割削減

- 交差点改良事業
- 道路照明灯整備事業
- 歩道設置事業
- その他安全施設整備事業

地域特性に応じた快適な道路整備

- 地域特性や多様化する市民ニーズに対応した道路整備を進め、より便利で利用しやすい道路環境を創出するために、市民が生活する上で日常の生活物資等を求める生活拠点へのアクセスなど、多様な機能に対応する道路の拡幅築造・改良と橋りょうの整備を推進します。
- 都市環境・住環境の向上を目的として、植樹帯の設置や災害時の緊急輸送路の確保、良好な景観やまちなみ形成・バリアフリー化の推進に大きく寄与する電線類の地中化を、その地域特性に応じて進めています。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
橋りょう整備事業 白石橋・江ヶ崎跨線橋は経年等により老朽化が著しいため、架替を行い通行の安全確保を図ります。	白石橋の整備		白石橋の整備・完成	江ヶ崎跨線橋の整備	2010年度 江ヶ崎跨線橋完成

- 道路改良事業（市道）
- 街路整備事業（再掲）
- 道路改良事業（国県道）（再掲）

身近な道路の維持管理

- 増加する道路維持管理費の抑制と平準化を図るため、より効率的で効果的な管理手法の確立に向け、計画的な維持管理基準の策定など経営的視点に立った施策展開を検討します。
- 屋外広告物法の改正を踏まえて、路上違反広告物除却業務の強化を図り、道路の安全管理を進めます。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
道路維持補修事業 道路を良好な状態に保つため、コストを意識した管理手法の検討と併せ、より効率的で効果的な道路の維持補修に努め、増加する管理面積に対応します。	道路補修面積 16.1ha/年	17.3ha/年	19.3ha/年	20.0ha/年	2008年以降 毎年 20.0ha/年

- 屋外広告物管理事業
- 橋りょう補修事業
- 耐震対策等橋りょう整備事業

・安全で快適に暮らすまちづくり

4. 快適な地域交通環境をつくる

(3) バス輸送サービスの充実

市バス事業の効率的な経営とサービスの向上

- 市バスの乗車人員は、昭和47年度の6,522万人をピークに、平成15年度では3,527万人まで減少し、ピーク時の約54%まで落ち込んでおり、経営の健全化が強く求められています。こうした中、公営バスとして市民の大切な足を確保するため、バス事業経営問題検討会の答申を踏まえて策定した、経営改善と利用者サービスの向上を柱とする経営健全化計画に基づき、市バス路線の運行委託や給与水準の見直しなど抜本的な経営改善策に取り組みます。
- 利用者サービスの取組として、安全運行を第一に、乗務員の接遇態度をなお一層改善するとともに、法令遵守や定時性の確保を最優先に、サービスの向上をめざします。さらに、快適なバス輸送サービスの充実を図るためバス運行情報システムやＩＣカード乗車券の導入、ノンステップバスや低公害バスの導入、バス停留所の改善などを計画的に推進します。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 経営計画事務 新たな経営健全化計画を策定・実施して、経営改善と利用者サービスの向上に取り組みます。	新たな経営健全化計画策定中	新たな経営健全化計画に基づく取組 経営改善：退職者不補充・嘱託化、給与水準の見直し、路線の運行委託等 利用者サービスの向上：接遇改善、バリアフリー化等			

- 車両更新計画
- バス停留所施設の改善（照明付標識）

バス交通の利便性向上

- 障害者や高齢者など誰もが利用しやすいバス交通環境の整備や、自動車交通への過度の依存を抑制し交通渋滞の緩和や環境負荷の軽減により暮らしやすい地域環境を構築するため、低床バスの導入などバリアフリー化に向けた民間事業者の取組を支援します。
- 交通渋滞が多い市街地において、バス交通を優先して通行させる公共交通機関優先システム（PTPS）の運用や、運行情報システムの導入、ＩＣを利用した鉄道との共通乗車券に向けた検討を支援し、利用しやすいバス交通に向けた改善を促進します。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 民営ノンステップバス導入促進事業 費用の一部を助成し、導入を促進することにより、高齢者や障害者が自由に社会参加できる移動手段を確保し、バリアフリーのまちづくりを推進します。	既補助台数 39台	新たな補助台数 11台	11台	11台	導入支援の継続

・安全で快適に暮らすまちづくり

4．快適な地域交通環境をつくる

(4) 総合的自転車対策の推進

自転車等の放置防止対策の推進

- ・ 駅の特性や地域性を反映しながら、放置自転車を地域の課題として捉え、地域と協働で推進するなど、工夫を凝らし、放置防止対策を戦略的に推進していきます。
- ・ 駅周辺の地域の駐輪場整備に併せて、自転車等放置禁止区域の拡大を進めます。今後3年間では、八丁畷駅周辺、向河原駅周辺、生田駅周辺区域について自転車等放置禁止区域の指定を行います。
- ・ 引取のない自転車が增大していることで撤去した自転車の保管場所が不足していることから、保管や処分方法の改善について取り組むとともに、保管場所の整備を進めます。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 放置自転車対策事業 駐輪場の新增設や改修を行い、収容台数を増やすとともに、自転車の放置禁止区域の指定拡大を図るなど、放置自転車対策を推進します。	駐輪場の収容台数 54,092台 自転車等放置禁止区域の指定されている駅 29駅	57,000台	58,000台	60,000台	整備推進
		新たに八丁畷駅 向河原駅	新たに生田駅	新たに1駅	

自転車等の利用環境整備の推進

- ・ 自転車利用者の視点で自転車の利用しやすい環境整備を行うとともに、新たな手法による駐輪場の効率化や施設の利用者の利便性を高める取組を進めます。
- ・ 既存施設の活用を図る上で、駅から遠いなどの理由から利用率の低い駐輪場については、料金体系や利用方法などの見直しを行うとともに、駐輪場機能の改善等を行い駐輪場の利用率の向上を図ります。
- ・ 駅前だけでなく商業施設等周辺においても放置自転車が問題になっていることから、大量の駐車需要を生じさせる一定規模以上の施設を新築・増築する際に、事業者駐輪場の附置を義務付ける条例を施行し駐輪施設の確保を図ります。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 自転車利用環境整備事業 利用者の視点に立った使いやすい駐輪場をめざし、料金格差などにより利用率が70%に満たない駐輪場の利用率向上等の取組を推進します。	利用率が70%に満たない駐輪場の数 15か所		利用率向上に向けた取組の推進		

・安全で快適に暮らすまちづくり

5. 安定した供給・循環機能を提供する

(1) 良質な水の安定供給

安定給水の確保と安全性の向上

- ・ 相模湖、津久井湖などの水源地の環境整備などにより、水質の安定した水道水源の確保及び公共水面の環境保全を図るとともに、水質管理・監視体制の充実を図ります。
- ・ 昭和20～30年代に集中的に建設された導水施設など水道施設の老朽化が進んでいます。引き続き良質な安定した水の供給を確保するため、老朽配水管や給水管などの更新を計画的に実施していきます。
- ・ 災害発生時における給水への影響を最小限にするため、施設耐震化実施計画を定めて、水道施設の耐震化や耐震管路の整備を進めるとともに、被災住民に飲料水を供給するため、循環式地下貯水槽の整備を進めます。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 施設整備事業 長期的な施設整備計画に基づき、老朽化した水道施設の更新を進めます。	次期施設整備の計画(5か年)の策定	老朽配水管管径350mm以下 更新延長 15,000m 残存延長 108,800m	更新延長 15,000m 残存延長 93,800m	更新延長 15,000m 残存延長 78,800m	2012年度で更新完了

- 施設耐震化事業
- 水道施設の危機管理対策
- 水源水質保全事業
- 水質管理

水道使用者のサービスの向上

- ・ 広報誌「アクアロード」やインターネットのホームページなどを活用して、水質情報や水道事業の経営情報などを発信するとともに、水道使用者の意見を水道事業に反映する取組を進めます。
- ・ 受水槽を設置することなく、常に新鮮な水を給水できるようにするため、配水中小ブロック化計画に基づき、直結直圧式給水の対象範囲を拡大します。
- ・ 鷺沼プール跡地の有効活用を図るため、市民開放型の小学校や保育所を含む福祉施設とともに、市民意見を取り入れながら、市民の憩いの場としての広場やフットサルの運動施設の整備を進めます。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 鷺沼プール廃止に伴う配水池上部の有効活用 鷺沼プール廃止に伴う配水池上部の有効活用を図るため、市民意見を取り入れながら、広場・運動施設を整備します。	広場基本設計・実施設計 プール撤去工事	広場整備工事 運動施設整備工事(民間)	広場開園 運動施設開場(民間)		

- 直結給水範囲拡大
- 水質に関する情報提供

・安全で快適に暮らすまちづくり

5．安定した供給・循環機能を提供する

(1) 良質な水の安定供給

水道事業の効率的な経営

- ・ 長期水需要予測に基づき、給水能力の見直しなどによる水道事業の再構築を進めるための基本計画を策定するとともに、浄水場や営業所の統廃合など組織・職員数の見直しを進め、さらに効率的な経営に向けて取り組みます。
- ・ 健全な水道財政を維持しながら、さらに民間的事業手法の導入を視野に入れて、使用者負担の見直しについて検討を進めます。
- ・ 環境会計の手法により、環境保全への取組状況を水道使用者に情報公開するとともに、環境に配慮した事業運営を推進していきます。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 給水能力の見直し 給水能力と配水量が乖離しているため、給水能力を見直し、それに合わせた施設に縮小することによりコストダウンを図ります。	再構築計画策定	基本設計	詳細設計	施設整備工事	2010年度 給水能力の見直しの実施

- 新事業手法導入
- 電子入札システムの導入
- ISO14001認証の定期審査

・安全で快適に暮らすまちづくり

5. 安定した供給・循環機能を提供する

(2) 良好な下水道環境の形成

下水道施設の整備と適切な維持管理

- ・下水道のある衛生的で快適な環境を安定的に利用できるよう、効率的な維持管理と計画的な更新を進めます。
- ・施設の維持管理を行う際には、計画的な点検調査や維持管理データを活用した補修・修繕を実施する予防的な維持管理を実施し、施設の延命化を図ります。
- ・下水道施設の再構築・更新事業については、実行計画を作成して効果的かつ効率的な取組を進めるとともに予防的な維持管理による施設の延命化を行い、事業量の平準化を図ります。

【主な事業】

事業名	現状	目標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 管きょ再整備事業 耐用年数50年を経過した老朽下水道管きょの再整備を、現場の状況等に応じた工法により効率的に推進していきます。	合流地区の再整備率 6.9% 22 km	9.6% 8.5 km	12.7% 10 km	15.9% 10 km	再整備率 54.0% 150 km (2014年度末)
○ 入江崎水処理センター(西系)再整備事業 県下で最も古い処理場である入江崎水処理センターのリニューアルにより、安全性、安定性を向上し、安心できる市民生活に寄与します。	西系処理能力 129,000m ³ /日の内、1/2系 (64,500m ³ /日)を施工	土木構造物築造	建築構造物築造など	2010年 完成予定 2 / 2 系施工	

- 下水管きょ施設維持管理事業
- 下水道幹枝線整備事業
- ポンプ場・処理場設備更新事業

「公共用水域の水質改善」については再掲（政策体系 2-(1)- ）

下水道事業の効率的な運営

- ・下水道事業経営の健全化を図るとともに、利用者負担を極力軽減していくために、費用対効果を考えながら課題となっている事業への重点化、組織の簡素合理化、適正な職員配置、業務の民間委託化等を推進し、経費の抑制を図ります。
- ・入江崎総合スラッジセンターの維持管理業務の段階的な委託化を進め、2007年度末までには管理部門を除いた民間委託化を図ります。また、水処理センター及びポンプ場については、設備の自動化及び民間委託化を視野に入れた更新計画を策定し、計画的な整備を進めます。

【主な事業】

- 下水道事業の経営調査事務
- 下水道技術開発業務
- 下水道計画業務
- 入江崎余熱利用プール運営事業

基本政策 幸せな暮らしを共に支えるまちづくり

．幸せな暮らしを共に支えるまちづくり

1．超高齢社会を見据えた安心のしくみを育てる

(1) 地域で共に支え合う福祉の推進

地域福祉を支える担い手づくり

- ・ 市民一人ひとりが、それぞれの個性を尊重しながら、自立した生活が送れるよう、市民と行政が協働して地域福祉を推進するために策定した地域福祉計画に基づき、地域特性を活かした福祉コミュニティ・地域ケアシステムの実現に向けた取組と進行管理を行うとともに、社会情勢や地域福祉の現状に合わせるため、3年ごとに計画の見直しを行い、本市の状況にあった地域福祉を推進します。
- ・ 社会福祉協議会を中心とした、市民、各地区社会福祉協議会、各区社会福祉協議会が一体となった地域福祉の推進を図るため、民間社会福祉事業のあり方について整理し、地域福祉の調整役の育成等、新たな地域福祉推進体制の構築をめざします。

【主な事業】

- 社会福祉協議会の育成
- 地域福祉計画策定事業

地域でのきめ細やかな支え合いの促進

- ・ 市民が地域の中で、いきいきと暮らし続けるために、各区役所をはじめ、社会福祉法人、ボランティア団体、NPO法人等を地域福祉の推進役として、地域住民の福祉ネットワークづくりを推進します。
- ・ きめ細かい地域福祉を推進するために、更生保護関係、社会を明るくする運動、戦没者援護関係、赤十字事業等の事務について、執行体制の見直しを含め効率的かつ効果的に進めていきます。

【主な事業】

- 災害救助その他援護事業
- 更生保護事業
- 社会福祉事業振興資金貸付金
- 社会福祉審議会の運営

地域の保健福祉を進めていくしくみづくり

- ・ 福祉サービスの質の向上に努めるとともに、利用者の選択性を高めるために、福祉サービス第三者評価制度の導入や指導監査によるモニタリングなどを着実に実施します。
- ・ 第三者評価制度について、2005年度に施設系サービスのモデル評価事業の検証を実施し、一部で本格実施を行うとともに、モデル評価事業を在宅系サービスまで拡充します。その後順次、福祉全分野の本格実施を図り、事業者責任による福祉サービス水準の向上を促進します。
- ・ 保健・福祉・医療のわかりやすく利用しやすい情報環境を整え、適切なサービス選択に資するための情報の提供を図ります。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 福祉サービス第三者評価推進事業 事業者が提供するサービスを、第三者機関により評価を実施・公表することで、サービスの質の向上と利用者の選択性を確保します。	制度の検討 モデル実施 (施設系サービス)	モデル実施 (在宅系サービス) 一部本格実施 (施設系サービス)	本格実施		

- 福祉総合情報システム事業
- 保健情報システム運営事業
- 保健福祉総合相談窓口運営事業

・ 幸せな暮らしを共に支えるまちづくり

1. 超高齢社会を見据えた安心のしくみを育てる

(2) 健康で生きがいを持てる地域づくり

高齢者の積極的な社会活動の促進

- ・ 高齢者が豊かな知識や経験を活かして、ボランティア活動や生涯活動などの地域活動のリーダーとして活躍できるように、養成講座の充実や老人クラブの育成などにより社会的な活動への参加を支援し、地域課題解決の担い手として地域社会に貢献するためのしくみづくりを進めます。
- ・ シルバー人材センターによる就労実人員を増加するとともに、就労支援のための相談・あっせん機関などの各高齢者就労機関との連携による効果的な情報提供などを通じて、高齢者の社会活動への参加を促進します。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 高齢者就労支援事業 民間の事業所などから仕事を請負い、希望する高齢者に提供することで、就労の機会を確保し、生きがいの増進と社会参加の促進を図ります。 ○ 高齢者外出支援事業 ○ 福祉人材バンク事業 ○ 老人クラブ育成事業	シルバー人材センター 就業実人数 1,008人	1,050人	1,100人	1,150人	

高齢者の社会参加の場づくりの支援

- ・ 高齢者が身近な地域の中で、地域社会に積極的に参加するための活動の場として、また、介護予防の場として老人いきいの家や老人福祉センターなどの既存の市民利用施設の機能転換や機能付加を推進します。
- ・ 高齢者がますます元気で、いきいきとした生活が送れるように、福祉施設やコミュニティスペースなどの地域のふれあいや生きがいの場を活用し、高齢者同士が地域で支え合い、助け合ってお互いの健康の増進を図るなど、高齢者主体の健康づくりと生きがいづくりを一体的に促進するための環境支援を進めます。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 老人いきいの家運営 高齢者の健康づくりや介護予防など、福祉活動の場として機能転換することなどにより、既存利用者の確保と新たな利用者の拡充を図ります。 ○ 敬老入浴デー事業 ○ 老人福祉センター運営事業 ○ 長寿荘の運営	設置か所数 44中学校区 46か所 設置済み		47か所 中原中学校区	48か所 西高津中学校区	2008年度 49か所 西生田中学校区

「シニア世代が地域社会で能力を発揮するための支援」については再掲

(政策体系 -4-(1)-)

・ 幸せな暮らしを共に支えるまちづくり

1. 超高齢社会を見据えた安心のしくみを育てる

(3) 介護予防の促進

効果的な介護予防のしくみづくり

- ・ 要支援、要介護への予防や要介護者の介護度の軽減に効果がある、パワーリハビリテーション、転倒予防、認知症予防、低栄養予防、口腔ケア、音楽療法など介護予防プログラムを普及・促進します。
- ・ 効果的な介護予防サービスを実現するためのサービス評価のしくみづくりを進めるとともに、効果の高い介護予防プログラムの提供を促進するため、事業実施前後の運動機能測定などを行い、事業の効果について検証し、その結果を今後の事業展開に活かしていきます。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 高齢者音楽療法モデル事業 認知症・要介護高齢者の精神的な安定や身体機能の衰えを予防、維持、改善し、施設や在宅での生活の質の向上を図ります。	実施か所数 3か所	6か所	介護保険制度改正を踏まえた新たな介護予防機能の充実		→
○ 介護予防事業 高齢者の要介護状態への移行や悪化を防ぐため、パワーリハビリテーション、転倒予防等の効果的な介護予防や評価のしくみづくりを推進します。	パワーリハビリテーション実施か所数 4か所	7か所 介護予防拠点 3か所	介護保険制度改正を踏まえた新たな介護予防機能の充実		→

介護相談支援機能の充実

- ・ 在宅の要介護高齢者、要介護となるおそれのある高齢者及びその家族に対し、在宅介護に関する総合的な相談や関係機関との調整を行うために、地域における総合的なケアマネジメントを担う中核施設として、在宅介護支援センターの機能の充実を図ります。
- ・ 在宅介護支援センターについては、高齢者実態把握、総合相談支援及び介護予防マネジメントの各機能を充実し、その内容及び実施状況を評価することにより機能強化を図ります。また、介護保険制度の改正に対応した地域包括支援センターの構築を進めます。
- ・ 増大する軽度の要介護者に対応して、生活機能の低下を予防するための地域での介護予防の拠点を整備するとともに、介護予防を推進するためのネットワークを構築します。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 在宅介護支援センター運営 在宅での介護を支援するために、高齢者の実態把握、総合相談支援、介護予防マネジメントの機能を充実します。	相談件数 50,000件	55,000件	介護保険制度改正を踏まえた新たな相談機能等の充実		→

・ 幸せな暮らしを共に支えるまちづくり

1. 超高齢社会を見据えた安心のしくみを育てる

(4) 介護サービスの充実

介護保険サービスの提供

- ・ 介護を要する状態になっても、できる限り自宅で自立した日常生活が営めるように、利用者自身の選択に基づく介護サービスの利用をめざし、介護保険制度の改正を踏まえながら、真に必要な介護サービスを総合的・一体的に提供します。
- ・ 介護給付費の増加に伴い不正請求などの悪質な介護サービス費の請求が認められることから、介護保険制度を持続可能な制度として運営するため、給付の効率化・重点化、新たなサービス体系の整備、サービスの質の確保・向上に努めます。

【主な事業】

- 高齢者福祉施設苦情解決第三者委員会運営
- 福祉人材確保対策事業
- 介護サービス給付事業
- 要介護認定業務

高齢者の在宅生活を支援するサービスの提供

- ・ 在宅サービスを介護保険サービスの補完的な位置付けから転換し、在宅生活の継続を目的とした事業に再構築することにより、高齢者それぞれの状態に応じた、介護や生活を支援するサービスの提供を行うとともに、公平性の観点から受益者負担の適正化を図ります。
- ・ 介護予防の観点から生活支援サービスや、要介護高齢者に対する介護支援サービスを実施することにより、家族介護者の負担軽減を図るとともに、ひとり暮らし高齢者への支援サービスを実施し、安心して在宅生活ができるよう努めます。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ ひとり暮らし支援サービス事業 家族介護を期待できない、ひとり暮らし高齢者に高齢者見守り事業や緊急通報システムなどのサービスを提供します。	緊急通報システム設置台数 1,290台	1,475台	1,785台	2,160台	

- 老人デイサービス事業
- 高齢者保健福祉計画等策定事業
- 外国人高齢者支援事業
- 日常生活用具給付事業

認知症高齢者施策の充実

- ・ 認知症高齢者の徘徊等の問題行動、本人の生活支援、家族介護者への支援、財産・相続問題、虐待・介護放棄など、様々な課題に地域で対応するため、行政、関係機関、家族会等の地域で活動する団体との一体的なパートナーシップのもと地域サポート体制の充実を図るとともに、地域住民などへの認知症の理解の普及啓発を推進します。
- ・ 認知症高齢者やその家族が地域で安心して生活しつづけられるよう、徘徊高齢者を早期に発見するための地域関係機関によるSOSネットワーク、介護経験者による相談、家族のための介護教室、判断能力の低下した高齢者等を支援する地域権利擁護制度などの支援策の充実を図ります。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 認知症高齢者対策事業 徘徊高齢者SOSネットワークの充実や普及啓発により登録者の増加を促進し、家族支援や地域見守り体制の充実を図ります。	徘徊高齢者SOSネットワーク全市登録者数 137人	150人	185人	220人	

- 地域福祉権利擁護事業

・ 幸せな暮らしを共に支えるまちづくり

1. 超高齢社会を見据えた安心のしくみを育てる

(4) 介護サービスの充実

高齢者の多様な居住環境の整備

- ・ 在宅サービスをより充実させるために本市として初めてのショートステイ専用施設や、急増する要支援・要介護1の軽度者の状態を改善するための介護予防拠点等の整備を図ります。
- ・ 高齢者が住み慣れた地域の中でいつまでも暮らし続けることができるために、民間活力を積極的に活用しながら、特別養護老人ホームに加えて地域密着型の小規模特別養護老人ホームなどを整備していきます。
- ・ 介護老人保健施設などの施設サービスに、認知症高齢者グループホームや特定施設入所者生活介護の居住系サービスを加え、介護保険の基盤整備を推進するため、第3期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定し、適切な進捗管理を進めます。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 民間特別養護老人ホーム整備事業 要介護高齢者の増加に対応するために、新たな整備手法により、特別養護老人ホームの整備を着実に推進します。	ホーム・床数 28か所 2,182床	28か所 2,182床	30か所 2,402床	31か所 2,522床 小規模特養ホーム 1か所開設	第3期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 2006～2008 の目標達成
○ 介護サービスの基盤整備事業 介護保険制度の基盤整備として、介護老人保健施設やケアハウス、ショートステイ専用施設等の整備を図ります。	介護老人保健施設・床数 13か所 1,363床	14か所 1,513床	15か所 1,663床 ケアハウス 1か所開設	16か所 1,813床 ショート専用施設 1か所開設	第3期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 2006～2008 の目標達成
○ 安心ハウス交流支援事業 高齢者の自立した生活を支えるために、安心できる付加価値サービスと地域ぐるみでの支援体制を備えた環境整備を進めます。	委託法人数 1法人	1法人			第3期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 2006～2008 の目標達成
○ 安心ハウス構想の推進 高齢者のための生活支援サービスが付加されている様々なタイプの住宅や施設等を民間事業者等が効率的に運営していく安心ハウス構想の推進に向けた事業を展開します。	モデル事業の検討	モデル事業の検討・推進			安心ハウス構想の推進

- 特別養護老人ホームの充実と整備
- 軽費老人ホーム運営
- 恵楽園の運営

「福祉・生活文化産業の振興」については再掲（政策体系 -2-(2)- ）

・ 幸せな暮らしを共に支えるまちづくり

2. 障害のある人が地域で共に暮らせる社会をつくる

(1) 障害への理解と支え合いの促進

障害を正しく理解するための啓発促進

- ・ 市民への障害に関する正確な情報の提供、障害のある人との交流の場の提供、普及啓発講座を開催することなどにより、障害への理解を促進します。
- ・ メンタルヘルス（こころの健康や疾患）についての正しい理解、精神障害者への理解についての普及啓発活動は今後ますます重要になることから、精神保健福祉の正しい知識や精神障害者の権利擁護について講演会、印刷物、インターネットなどでの普及啓発を行います。
- ・ こころのバリアフリーについての啓発のための冊子を作成・配布し、併せて意識調査を実施します。

【主な事業】

- 川崎授産学園運営事業
- 「障害者の明るいくらし」促進事業（再掲）
- 障害者ふれあい製品振興事業（再掲）

障害者を支える人材の育成

- ・ 障害者が、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することができる社会の実現を図るために、地域の障害者を介護、情報伝達など様々な側面から支える、高度な専門的知識・技術を有する人材を育成します。
- ・ 多様な障害特性を理解し、対応する専門的な技術を習得した人材の育成を図るため、移動介護従業者等養成研修や日常生活支援従業者養成研修を実施します。
- ・ 障害者のケアマネジメントに従業する人材の育成を図るとともに、聴覚障害者等の情報提供及び情報伝達を行う人材を育成するために、手話通訳者養成研修、要約筆記奉仕員養成研修を実施します。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 障害者支援制度実施事業 障害者ケアマネジメント体制の整備や、ホームヘルパーの養成、相談支援事業等を実施し、支援費制度の円滑な運用を図ります。	障害者ケアマネージャー数 500人	600人	700人	800人	毎年100人の養成をめざす

- 専門職員研修
- 聴覚障害者情報文化センター運営（再掲）

障害者を地域で支える支援団体等のネットワークの構築

- ・ 社会連帯の理念に基づき、障害者の人権が尊重され、障害者が差別されないことない地域をつくるための施策を、障害者自身の意見を尊重しながら、地域の市民とともに推進します。さらに、こうした取組の中心的役割を果たす障害者団体の育成と運営体制の強化を図ります。
- ・ 障害者の地域生活を支える、多様な社会資源の活用とネットワークを構築するために、障害者ケアマネジメント体制の確立を図り、障害者生活支援センターや地域リハビリテーションセンターなどの相談支援機関の体系的整備とNPOやボランティア組織などの連携を促進します。

【主な事業】

- 心身障害者福祉事業基金事業
- 障害者団体育成等事業

．幸せな暮らしを共に支えるまちづくり

2．障害のある人が地域で共に暮らせる社会をつくる

(2) 障害者の地域生活支援の充実

在宅サービスの充実

- ・すべての障害のある人が地域で暮らすことができるように、地域におけるサービス基盤を整備し、社会参加を阻害するような環境の改善などに取り組むとともに、多くの支援に支えられて地域で自立し、自己実現が可能となるような支援を進めます。
- ・行政だけでなく、障害者、家族、市民やサービス提供事業者等が、各々の担う役割を改めて認識し、障害種別を問わない総合的かつ一体的なサービスが供給されるように努めます。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 障害者ホームヘルプサービス事業 支援費制度により、障害者の居宅生活を支援するためホームヘルパーやサポートヘルパーを派遣し、生活支援を行います。	支援費居宅介護利用者数 1,013人	1,216人	1,459人	1,751人	

- 重度障害者在宅生活支援事業
- 障害者ショートステイ事業
- 心身障害児（者）歯科治療事業

日中活動の場の整備と充実

- ・障害者の社会参加活動をより一般的なものにするため、地域で働き、活動する場として、通所更生施設、通所授産施設等を整備するとともに、デイサービス施設を、利用者の実態やニーズに即して、更生や授産などの通所施設に転換するなど、障害者がいきいきと暮らせる環境整備を促進します。
- ・障害の重度化や重複化等に伴う多様なニーズに対応するために、各地域作業所の状況に応じて、定員増を促していくこと等により、身近な地域で、気軽に社会参加ができる機会の拡充を図ります。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 障害者地域作業所運営等補助金 障害者やその関係者などが自主的に設置運営する地域作業所を支援することにより、身近な地域での活動の場を確保します。	作業所数 34か所	35か所	35か所	36か所	

- 知的障害者通所授産施設整備事業
- 障害者デイサービス事業
- わーくすセンターの運営

．幸せな暮らしを共に支えるまちづくり

2．障害のある人が地域で共に暮らせる社会をつくる

(2) 障害者の地域生活支援の充実

地域で暮らす生活の場の確保

- ・ 障害者の地域生活を促進するため、知的・精神障害者グループホーム、身体障害者グループホームや重複障害者、強度行動障害者にも対応可能なグループホームを設置し、生活の場（住まい）を保障するとともに、地域で暮らす場を確保します。
- ・ 入所施設から地域生活への移行、精神障害者の退院促進及び自立生活支援等を進めるため、多様な事業者の参入促進を図るとともに、処遇が極めて困難な重度重複障害者の他、高齢障害者の方々にも支援サービスを提供できるグループホームを整備します。
- ・ 障害特性に応じた、支援サービスを提供することができる良質な住宅を確保するため、住宅関係事業者等との連携を図り、障害者の地域生活支援の充実を図ります。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 障害者グループホーム事業 障害者がいつまでも地域で暮らせる環境を整備するために、食事、日常生活及び自立に向けた支援を行い、生活の場を確保します。	グループホーム数 64か所 定員268人	74か所 定員318人	84か所 定員368人	94か所 定員418人	

地域生活支援型入所施設への転換と整備

- ・ 知的障害者が訓練を行うことにより地域生活を実現するための知的障害者入所更生施設を整備するとともに、付加機能として、生活支援センターやデイサービス、短期入所などを整備し、知的障害者の地域生活促進と地域生活の継続を支援します。
- ・ 身体障害者療護施設については、本来の入所機能に加え、生活支援センター、デイサービス、訪問リハビリテーション等の機能の充実を図ることにより、地域で生活する身体障害者の自立生活能力の維持・向上を図ります。
- ・ 精神障害者自活訓練施設については、本来の地域生活移行に向けた機能を強化するとともに、地域生活のバックアップ施設である精神障害者生活支援センターを整備し、精神障害者の地域生活促進と安定を図ります。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 障害者福祉施策立案事業 リハビリテーション福祉・医療センターの計画的な再編を実施することで、総合リハビリテーションセンターとしての整備を進めます。	リハビリテーションセンター 再編 基本計画 素案策定	基本計画 策定調査	基本計画策定	実施計画策定	再編整備 に着手

- 障害者福祉施設整備事業
- 知的障害者入所更生施設整備事業

・ 幸せな暮らしを共に支えるまちづくり

2. 障害のある人が地域で共に暮らせる社会をつくる

(3) 障害者の自立と社会参加の促進

障害特性に応じた専門的支援と相談の提供

- ・ 総合的な地域リハビリテーションシステムの構築を推進し、障害者が身近な地域で専門的なサービスを利用できるよう、地域リハビリテーションセンター及び障害児地域療育センターの整備拡充を図ります。
- ・ 障害者の身近な相談支援体制を構築するため、ホームヘルプ、ショートステイ、デイサービスなど支援費サービスのマネジメント及び地域生活支援サービスの開拓を行う障害者生活支援センターの整備・充実を図ります。さらに、精神障害者地域生活支援センターについては、集いの場の提供を行う機能も併設していきます。
- ・ 生活支援サービスや施設サービスの質の向上を図るため、苦情解決やサービス評価のシステムの整備を進め、利用者主体のサービスシステムの構築を図ります。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 障害者の相談・指導助言・治療訓練等に関する業務 障害者の施設入所についての相談と医学的及び心理学的な職能判定・診察を行います。	更生相談取扱件数 身体障害者 1,500件 知的障害者 269件	身体障害者 1,633件 知的障害者 285件	身体障害者 1,766件 知的障害者 301件	身体障害者 1,899件 知的障害者 317件	

- 社会的ひきこもり対策事業
- 精神保健事業
- 地域生活支援事業
- 生活訓練支援業務

自立支援と権利の擁護の推進

- ・ 障害者の自立支援、情報提供、権利擁護、苦情解決やサービス評価、成年後見制度などの施策を総合的に推進します。
- ・ 障害があることで、差別されたり権利を行使できないことがないように、権利擁護の観点から、苦情解決やサービス評価、成年後見制度の利用などを進めていくとともに、障害の特性に応じた年金・手当や各種割引制度による経済的支援や情報提供などを行うことにより、障害者の自立を支援します。
- ・ 心神喪失者等医療観察制度については、これまでの精神科病院と地域機関との連携をさらに強化し、保護観察所などを中心とした行政と医療機関を含む民間支援機関と連携することなどにより、対象となる精神障害者を地域で支え、自立を促進するためのケアシステムを構築します。
- ・ 重度の障害者であっても地域で支えられ、障害を持たない人と同様に自立した生活ができることをめざして、公的サービスや相互援助の特長や役割を活かした地域ネットワークを形成し、自立に向けた地域支援の力を向上する活動を促進します。

【主な事業】

- 障害者手当等支給事業
- 障害者福祉用具等支給・貸与事業
- 聴覚障害者情報文化センター運営
- 精神障害者医療等支給事業

・ 幸せな暮らしを共に支えるまちづくり

2. 障害のある人が地域で共に暮らせる社会をつくる

(3) 障害者の自立と社会参加の促進

就労の促進

- ・ 障害者がその個性に応じて誇りと生きがいをもって働き、社会的・経済的自立を果たし、豊かな地域生活が営めるよう、企業、労働行政、福祉行政及び障害者団体等が相互に連携し、雇用企業の開拓、特例子会社設立支援、就労者へのきめ細やかな職場定着支援等を行います。
- ・ 生活訓練とナイトケアを一体的に行う通勤寮の整備を促進するとともに、就労支援の充実を図るため地域就労援助センター及び福祉的就労の場となる地域作業所を拡充していきます。
- ・ また、企業関係者の障害者に対する理解の促進、企業に対する雇用支援の充実を図りながら、多様かつ総合的な就労支援を行っていきます。
- ・ 障害者の就労の場を拡大するため、公共施設の新築や改築等の際には、ふれあいショップを設置し、就労促進に努めます。

【主な事業】

- 知的障害者通勤寮の整備事業
- 障害者ふれあい製品振興事業
- 地域就労援助センター運営補助金
- 就労支援・デイケア事業

社会参加の促進

- ・ 障害者の地域生活を支え、社会参加を促進する上で重要な位置を占める生活訓練事業やコミュニケーション支援事業、スポーツ振興事業など、障害者が地域で自立した生活を営む上で必要となる障害者支援施策を推進します。
- ・ 障害者の外出支援策として実施している特別乗車証交付事業や民営バス乗車券交付事業の他、重度障害者タクシー券交付事業などについては、アンケート調査方式による利用実態調査を実施し、移動支援事業全体の中で、利用者の増加やニーズ等に対応可能な交付枚数や単価について見直しを行い持続可能な制度構築を進めます。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 障害者の移動手段の確保対策事業 民営バス乗車券交付事業や福祉タクシー事業等、障害者の移動支援施策全体の見直しを行い、適切な社会参加促進を図ります。	福祉タクシー券・民間バス乗車券交付等	事業実施内容の検討調査	検討結果に基づく新たな事業実施		

- 福祉措置による特別乗車証交付
- 「障害者の明るいくらし」促進事業
- 障害児(者)相談指導事業

「バリアフリー化の推進」については再掲（政策体系 -4-(1)- ）

・ 幸せな暮らしを共に支えるまちづくり

3. 安心な暮らしを保障する

(1) 自立生活に向けた取組の推進

生活保護制度の適正な実施と自立の促進

- ・ 真に必要な者への保護の適用を図るために、生活保護の申請開始時の調査を適切に行うとともに、さらに生活保護の適正実施を実効性のあるものとするために、生活保護の適用の評価を組織的に検討する委員会を設置します。
- ・ 稼働能力を有する被保護者に対して自立の促進を図るために、地区担当員と連携して就労指導を実施する自立支援相談員を雇用します。
- ・ 被保護世帯の抱える問題の多様化に対応して、自立支援プログラムを策定し、自立就労に向けたサービスのシステムの・組織的な連携による対策を実施します。

【主な事業】

- 行旅病人・同死亡人取扱及び法外扶助
- 生活保護業務
- 福祉資金貸付事業

ホームレスの自立支援の推進

- ・ これまでの緊急援護策から面接・相談機能を中心とした自立支援策に転換するため、就労の意欲があるホームレスに対し、常用雇用による就労自立を図るための就労支援センターを整備します。
- ・ 公園の環境改善を図るとともにホームレスの自立支援を行う公園型シェルターを設置し、あわせて、ホームレスの自立支援事業を行う市民団体等を助成する自立支援市民事業を促進します。
- ・ 緊急一時入所施設である愛生寮を含め、市内ホームレスの約半数の定員を確保するとともに、就労支援センターからの就労自立者や愛生寮及び公園シェルターでの居所確保、また、自立支援施策を充実することで、市内ホームレス数の減少を図ります。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 明るい町づくり対策事業 就労支援センターや公園型シェルターを開 設するとともに、自立支援市民事業等を実 施し、ホームレスの自立支援を進めます。	施設整備にむけ た関係機関調整	関係機関調整 住民説明 施設整備	公園型シェル ター設置 就労支援セン ター設置	進行管理	進行管理 見直し

． 幸せな暮らしを共に支えるまちづくり

3． 安心な暮らしを保障する

(2) 確かな安心を支える給付制度の運営

国民健康保険制度の安定した運営

- ・ 国民健康保険制度の安定運営のために、保険料収納対策の充実・強化を進め、収納率の維持・向上に努めます。
- ・ 医療費の増加に対応するため、レセプト点検、第三者行為求償、資格の適正化等の強化により、一層の財政効果額の増加を図るなど、医療費の適正化に努めます。
- ・ 安定的で持続可能な医療保険制度を構築し、将来に渡り国民皆保険制度を堅持するために、国において検討されている、抜本的な医療保険制度改革の動向も注視しながら、国民健康保険制度の安定した事業を推進します。

【主な事業】

- 国民健康保険事業

医療費等の支援の実施

- ・ 小児医療費助成制度は、小児に係る医療費を助成することにより、その健全な育成を図り、小児保健の向上に寄与するとともに福祉の増進を図るため、少子・高齢社会における子育て支援策として、着実に実施します。
- ・ 老人医療費助成制度は、老人の医療費の一部を助成し、老人保健の向上に寄与するとともに福祉の増進を図るために実施していますが、国における新たな高齢者医療制度創設の動きを注視し、制度の見直しに向けて検討を進めます。
- ・ また、閉塞性呼吸器疾患患者の健康回復と福祉の増進を図るため、国等の関係機関に対し救済制度創設に向けた働きかけを継続していきます。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 老人医療助成事業 老人に対し、医療費の一部を助成し、もって老人保健の向上に寄与するとともに、老人福祉の増進を図ります。	対象者数 31,080人 (2003年度)	新たな高齢者医療制度の 動向調査 見直し検討			制度の見直し

- 成人呼吸器疾患医療助成事業
- 重度障害者医療助成事業
- 小児医療助成事業
- 老人保健医療事業

公害健康被害者の救済及び健康の回復の促進

- ・ 健康被害に係る損害を填補するための療養費や障害補償費等の補償給付を円滑かつ的確に行っていきます。
- ・ 高齢化に適応した保健福祉事業を実施し、公害健康被害者の健康の回復・増進に努めます。
- ・ ぜん息児の水泳教室、知識普及講演会等の予防事業を実施し、地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復を図ります。
- ・ 大気汚染による健康被害を未然に防止するための各種調査研究の継続等を行っていきます。

【主な事業】

- 公害健康被害予防事業
- 公害保健福祉事業
- 健康調査事業
- 公害健康被害補償事業

・ 幸せな暮らしを共に支えるまちづくり

3．安心な暮らしを保障する

(2) 確かな安心を支える給付制度の運営

国民年金制度の実施

- ・ 国民年金保険料の徴収事務・第3号被保険者の届け出業務が国へ移管され、従来に増して、保険料収納率の低下、年金制度への不信感等、年金行政を取り巻く状況が大きく変化している中で、国民年金業務を円滑かつ的確に行っていくために、資格に関する届け出、免除に関する諸届出の処理、基礎年金の裁定の受付、複雑な障害年金の判定業務等を行い、年金被保険者・受給権者の利便性を図っていきます。
- ・ また、今後数年にわたり予定されている国民年金法改正などの、国の動向を注視しながら、事務処理の迅速化・効率化を図るため、システム改修を行い適正なシステムの管理・運用に努め、市民サービスの向上を図ります。

【主な事業】

- 国民年金の運営業務

・ 幸せな暮らしを共に支えるまちづくり

4. すこやかで健康に暮らす

(1) 市民の健康づくりの推進

市民の生涯を通じた健康自己管理への支援

- ・ 一次予防（健康増進・発病予防）から二次予防（早期発見・早期治療）、三次予防（機能訓練）の体系的な取組を通して、認知症や寝たきりにならない状態で自立生活できる健康寿命を延ばす施策を展開します。
- ・ 健康都市かわさきを実現するため、個別通知や市政だより等活用しながら基本健康診査の受診率を高め、三大成人病である悪性新生物・心疾患・脳血管疾患による壮年期（40～69歳）の死亡率の自然増加の抑制を図ります。
- ・ がんは、わが国における総死亡の約3割を占めており、全がん死亡率は現在増加傾向にありますが、予防に関する知識の普及や早期発見を通じて、高齢化によるがん死亡率の自然増の抑制を図ります。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ がん検診事業 がんの早期発見・早期治療を促進し、市民の健康増進を図ることを目的として、受診者数の拡大をめざします。	受診者数(各がん検診のべ人数) 64,040人	60,300人	66,800人	68,600人	

- 基本健康診査等事業
- 健康教育・健康相談等事業
- 市民歯科健康事業

・ 幸せな暮らしを共に支えるまちづくり

4. すこやかで健康に暮らす

(2) 地域での健康づくりのネットワーク化の推進

市民が主体の健康づくりへの支援

- ・ 市民が主体となる健康づくりを推進するために、市民と協働による健康づくりのネットワークとして、市民健康づくり会議等を設置し、市民及び地域の健康づくり関係団体・保健医療関係団体・学校・企業などが健康課題を共有し、それぞれの役割を担い活動するためのしくみを各区で構築します。
- ・ 市民と行政が健康都市かわさきの実現をめざし、健康づくり推進事業の目的を共有するとともに、市民が主体的に行う健康づくりのつどいやセミナーなどを企画・実施することにより、地域に根ざした健康づくりを進めるための環境整備を進めます。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 健康づくり事業 かわさき健康づくり21の推進を目指し、目標及び事業の見直しを実施するとともに、運動普及推進等に取り組みます。	事業参加者数（健康づくりのつどい、家庭の健康セミナー） 4,641人	4,800人	4,900人	5,000人	

- 機能訓練・訪問指導等事業
- 女性の健康づくり推進事業
- 保健所管理運営事業

．幸せな暮らしを共に支えるまちづくり

5．地域での確かな医療を供給する

(1) 医療供給体制の確保

地域における医療機関の連携の推進

- ・ 病院において必要な医療従事者数の確保など、医療法等の定める基準が遵守されることにより良質かつ適切な医療が提供されるよう、医療法に基づく立入検査を実施するとともに、医療安全相談センターにおいて、医療機関等に関する苦情等に迅速・適切に対応します。
- ・ 地域医療審議会等を通じ、病院と診療所などの機能分担などによる医療機関の連携を推進し、市民への医療供給サービスの向上を図ります。
- ・ 400ml 献血及び成分献血の推進、HIV感染症等の検査目的献血の防止など、輸血医療の安全性の確保に努めるとともに、健康な方への複数回献血の推進による血液の安定確保に努めます。
- ・ 薬局における調剤過誤を未然に防止するため、薬事監視の方法を効率的に行えるよう、監視項目個別評価方式を取り入れ、重点的に薬局に対する監視指導の強化を図ります。

【主な事業】

- 医務事業
- 薬務事業
- 血液対策事業
- 地域医療対策事業

医療人材の養成の推進

- ・ 医療の高度化、複雑化に伴い、高度な専門的知識や技術を修得した看護職員が必要とされていることから、看護短期大学の運営などを通じて資質の高い看護職員の養成と確保を図ります。
- ・ 看護師等修学資金の貸与や院内保育施設への支援などにより市内医療機関への看護職員の定着・確保を図り、医療供給体制の充実を推進します。

【主な事業】

- 財団法人川崎市看護師養成確保事業団運営補助事業
- 医療技術者確保事業（看護師）
- 看護短期大学の管理運営

．幸せな暮らしを共に支えるまちづくり

5．地域での確かな医療を供給する

(2) 信頼される市立病院の運営

医療の質及び患者サービスの向上

- ・市立病院における医療の質の向上を目的として、医療技術や施設・設備を高機能化し、医療従事者の資質の向上を図るとともに、医療安全対策を推進します。
- ・医療需要に対応するため病床管理を効率化し、病床利用率の向上と平均在院日数の短縮を進めるとともに、手術件数や検査件数及び放射線件数の増加を図ります。
- ・医療安全対策を推進するとともに、院内感染防止対策を推進します。
- ・患者のＱＯＬ（生活の質）を高めるためとともに、病院利用者の利便性を向上させるために、病院の療養環境を整備し、さらに、継続的な医療の確保、医療資源の効率的利用及び地域医療水準の向上の観点から、患者紹介等の地域医療連携を推進します。
- ・患者待ち時間の短縮、患者が必要とする医療情報の広報活動の推進、接遇サービスの向上、患者プライバシー確保の推進、医療相談や苦情対応の充実を図ります。

【主な事業】

- 病院事業に関する管理事業

病院事業の効率的な運営

- ・病院事業の経営改善を図るため、現状の分析、今後の取り組むべき具体的課題とその改善方策を盛り込んだ経営健全化5か年計画を策定し、経営評価システムを稼働させることにより、経営健全化を推進します。
- ・市立病院が担うべき役割を明確化するとともに、医療資源の効率的な活用に向けて、それぞれの市立病院が備えている医療機能を病院ごとに集約化・重点化し、機能分担と連携を進めます。
- ・川崎病院は、総合的な医療機能を持つ市の基幹病院として、高機能化を進めるとともに、救急医療を充実します。
- ・井田病院は、2次救急医療を含む専門的な成人疾患医療を担う病院として機能特化を進め、地域がん診療拠点病院の国の指定をめざすとともに、医療需要や資金計画の点検を踏まえ再編整備を行います。
- ・多摩病院は、市北部地域の救急医療及び急性期医療を軸とする中核病院として、指定管理者制度を導入し、民間活力を活かした効果的・効率的な運営を行います。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 多摩病院整備事業 市北部地域の救急医療及び急性期医療を軸とする中核病院として運営していきます。	建設工事	完成・開設			→

- 病院事業（川崎病院）
- 病院事業（井田病院）

基本政策 人を育て心を育むまちづくり

・人を育て心を育むまちづくり

1. 子育てを地域社会全体で支える

(1) 安心して子育てできる環境づくり

地域における子育ての支援と拠点づくり

- ・次世代を担う子どもが生まれ育成される環境を整備するため、次世代育成支援対策行動計画の着実な実行を図るとともに、市民が互いに子育てを支援するふれあい子育てサポート事業の推進等、多様な地域ニーズに合わせた施策を推進していきます。
- ・産後の体調不良等のために、家事や育児が困難な家庭に対し、産褥婦や乳児の身の回りの世話や育児を行うためのヘルパー派遣などを、民間を中心とした仕組みにより実現するなど、産後の子育てに自信が持てるような環境づくりを進めます。
- ・保護者の子育てへの負担感や不安を軽減させるために、幼児教育センターや地域子育て支援センター、各区保健福祉センター等において、子育ての仲間づくりや育児相談、育児講座、情報提供などの機能を強化し、子育て支援を充実します。

【主な事業】

事業名	現状	目標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 少子化対策事業 市民が互いに子育てを支援する事業の推進等、多様な地域のニーズに合わせた支援を推進します。	ヘルパー会員数（ふれあい子育てサポート事業） 480人	600人	700人	800人	
○ 地域子育て支援体制の確立（保育事業） 子育て支援センターと子育て広場を効率的に活用し、相談事業とともに親子で遊べる場づくりを進め、子育て支援を充実します。	設置か所数 8か所	17か所 （子育て広場8か所含む）	18か所 （子育て広場8か所含む）	19か所 （子育て広場8か所含む）	22か所

- 幼児園児保護者支援事業

多様な保育の充実

- ・総合的な子育て支援体制を確立するために策定した川崎市保育基本計画を着実に推進し、待機児童解消に向けて、認可保育所の整備により受入枠の拡大を図るとともに、あわせて地域保育園、おなかま保育室、家庭保育福祉員などの認可外保育事業を推進することにより、多様な形態の事業展開を促進し、総合的な保育サービスの拡大を図ります。
- ・長時間保育、休日保育、一時保育など多様な保育ニーズに対応するため、民間保育所との連携のもとで多様な保育サービスの充実を図ります。さらに公立保育所を多機能型保育所として民営化を進めるとともに、調理業務を委託化するなど公立保育所の効率化に向けた取組を進めます。

【主な事業】

事業名	現状	目標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 認可保育所の整備 保育基本計画・同事業推進計画に基づき保育所入所待機児童の解消を図るため、認可保育所の整備を行います。	定員増加数 定員数 11,175人	定員120人増 11,295人	定員295人増 11,590人	定員420人増 12,010人	
○ 認可外保育施設の増設等 保育所入所待機児童を解消するため、認可外保育事業の受入枠を拡大します。	受入枠拡大数 受入児童数 1,842人	62人拡大 1,904人	100人拡大 2,004人	100人拡大 2,104人	

- 民間保育所の運営
- 公立保育所の運営

・人を育て心を育むまちづくり

1. 子育てを地域社会全体で支える

(1) 安心して子育てできる環境づくり

幼児教育環境の整備

- ・ 私立幼稚園の園児の保護者に対し、負担を軽減するため、保育料の補助を行うとともに、障害のある子どもの受入や預かり保育の拡充のために私立幼稚園に対し支援を進めます。
- ・ 就学前の子どもが一貫した教育・保育を受けられるように、行政と民間の幼児教育・保育施設が相互に連携・協力して、幼稚園と保育所機能の一元化に向けた取組を推進します。
- ・ 幼児教育センターにおいて、幼児教育の調査・研究や相談事業を進めるとともに、幼稚園・保育所・子育て支援センター等の職員の研修を充実します。また、幼稚園、保育所、小学校などとの連携を進め、一人ひとりの子どもの成長に応じた適切な支援を行っていきます。
- ・ 市内に2園ある市立幼稚園(研究実践園)でのこれまでの研究実践の成果を本市の幼児教育に活かしていくとともに、今後の市立幼稚園のあり方を検討していきます。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 幼児教育推進事業 川崎市全体の幼児教育の充実・振興を図るため、研究・研修・相談・情報提供等の事業を実施します。	乳幼児の子育てや幼児教育に関する相談件数 425件	500件	600件	700件	800件
○ 市立幼稚園(研究実践園)の運営 関係部署や検討委員会です市立幼稚園のあり方の検討を行い、検討の結果を踏まえた見直しを行います。	市立幼稚園での研究実践を踏まえたあり方の検討	検討結果に基づく見直し			

- 幼稚園教育の振興事業

親と子の健康づくりの推進

- ・ 次世代を担う子どもが、心身ともに健やかに生まれ育つために、小児医療費に対する助成を実施し、また、親になる前の世代を含め思春期から妊娠、出産、育児期にいたるライフサイクルの各時期に応じ、様々な啓発、情報提供を進めるとともに、両親学級への父親参加の促進や各種健診、相談等を充実します。
- ・ 育児不安や育児困難感の強い親が安定して育児ができるように、乳幼児健診や家庭訪問などで養育支援の必要な対象を早期に適確に把握し、適切な保健指導や乳幼児虐待予防のための教室等につなげることで、効果的な支援策を進めていきます。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 妊婦・乳幼児健康診査事業 母性の保護や乳幼児の発育・発達の確認、疾病等の早期発見及び子育てに関する支援を実施し、育児不安の軽減や虐待予防を図ります。	受診率 92%	93%	93%	94%	

- 児童手当支給事業
- 乳幼児検査事業
- 母子保健指導・相談事業

・人を育て心を育むまちづくり

1. 子育てを地域社会全体で支える

(2) 子どもがすこやかに育つ環境づくり

児童の健全な育成と居場所づくり

- ・ こども文化センターを、乳幼児の子育て支援活動の場や中高生の居場所としても利用しやすいよう環境整備を図ります。さらに、地域における市民利用施設として幅広い多目的活用を促進します。
- ・ わくわくプラザについては学校や地域との連携を図りながら、児童が利用しやすく、過ごしやすい施設とするため、狭あい施設の解消に向けた整備を進めます。
- ・ 博物館施設については、子どもたちの豊かな人間性を育むため、その専門性を活かした事業を展開するとともに、様々な体験学習の機会を提供できるよう有効活用を図ります。
- ・ 今後10年間で各区1箇所以上の総合型地域スポーツクラブを育成し、スポーツを通して子どもが地域の人々の中で育つ場づくりを進めます。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ わくわくプラザ事業	狭あい施設等 57施設 施設数 114施設	2施設実施 114施設	 115施設	 115施設	計画的な 狭あい施設 整備

- こども文化センター運営事業
- 青少年教育施設の管理運営（再掲）

青少年の社会活動への参加の促進

- ・ 青少年が積極的に社会活動に参加できるよう青少年フェスティバルの開催や青少年関係団体との交流を行うなど、豊かな人生観を育み、将来への展望を抱けるような環境づくりを進めます。
- ・ 変化する青少年のニーズを調査・分析し、成人の日を祝うつどい事業や青少年フェスティバル事業の企画・運営等に青少年の参加を推進するなど、既存の施設やシステムを活用しながら青少年だけでなく、大人も子どもも共に生き、育ちあう環境づくりを進めます。

【主な事業】

- ヤングテレホン相談事業
- 青少年活動推進事業
- 青少年啓発活動事業

．人を育て心を育むまちづくり

1．子育てを地域社会全体で支える

(3) 子育てを支援する体制づくり

児童に関する総合的な相談・支援体制の確立

- ・ 相談支援の強化、関係機関とのネットワークの充実、夜間・休日体制の整備など、児童相談所の機能強化を進め、虐待ケースの家族関係修復を図るなどの専門的な支援のための体制整備を進めます。
- ・ 要保護児童が施設に入所し、安全で落ち着いた生活をする中で、自立に向けた成長ができるよう、自立支援計画の作成と適切な対応などを進め、処遇の向上と充実を図ります。
- ・ 社会的養育の必要な要保護児童の増加への対策として、里親制度の広報・啓発による里親登録の拡充、小規模集団での処遇を可能とする児童ファミリーグループホームの増設を図るとともに、日常生活の指導・援助から就労支援まで、児童の自立を支援する児童自立援助ホームの設置に取り組んでいきます。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 里親制度の推進 要保護児童の家庭的養育の充実を図るため、里親制度の広報・啓発を進め、登録里親の増加を促進します。	登録里親数 103人	118人	133人	150人	

- 児童福祉施設整備事業
- 中央児童相談所運営事業
- 南部児童相談所運営事業

障害児の発達支援の推進

- ・ 障害児に関する社会認識の高まりや、子育てへの不安を抱いている保護者からの相談が増えたことなどを受けて、早期に療育を開始する重要性と増大する療育相談に応ずるために、地域療育センターの配置の見直しに向けた取組を進めます。
- ・ 0歳から幼児期の障害や、障害が疑われる子どもや家族、及び学齢期の障害のある子どもなど、多様な発達障害がある児童に対して、専門的見地からの療育支援の充実を図ります。

【主な事業】

- 地域療育センター運営

児童虐待の防止

- ・ 乳幼児健診や訪問活動、各種相談等を通じて、虐待のハイリスク要因を的確に把握し、早期に支援することで、虐待を未然に防止できるように、保健と福祉の一体的かつ継続的な支援をめざして、各区保健福祉センター、児童相談所、保育園等の有機的な連携を推進していきます。
- ・ 児童虐待防止センターを児童相談所に移管し、虐待の予防、早期発見・早期対応を図るとともに、新たに里親等からの休日・夜間の緊急連絡体制の整備を図り、また、代表番号を終日開放し幼児期の虐待の誘因になりかねない子育て不安に対する相談窓口として子育ての電話相談を実施します。
- ・ 従来の広報のほか、関連団体との連携による広報等を実施するとともに、小中学校等の教職員を対象とした教育機関などへの研修を実施することを通じて、児童虐待の予防、早期発見・早期対応を図ります。
- ・ 児童虐待に関する事例検証や統計分析、及びアンケート調査による課題の洗い出し等による調査研究を実施し、児童虐待の予防・防止に努め、児童の権利擁護を図ります。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 児童虐待防止対策事業 増加する児童虐待相談・通告に適切に対応できる体制の整備、関係機関との連携による、予防と対策を充実します。	虐待防止セ-の児童相談所への移管を検討	里親からの緊急連絡、子育て相談の実施	子ども家庭支援員派遣事業の制度改正に伴う見直し	事業継続	夜間休日の緊急対応体制の整備

・人を育て心を育むまちづくり

１．子育てを地域社会全体で支える

（３）子育てを支援する体制づくり

ひとり親家庭等の自立支援

- ・ ひとり親家庭等の生活を支援するために、母子家庭等自立促進計画を策定し、それに基づき、直接的に母子家庭の母等の就業を支援する母子家庭等就業・自立支援センターの設置を行うなどの母子家庭等の自立促進施策を体系的に展開していきます。
- ・ 人権擁護を必要とする女性等に対する相談・保護支援については、関係諸機関との連携を推進するなど、家庭内暴力の被害者への対応・支援体制の強化を行い、被害者の保護・救済の促進を図ります。
- ・ 経済的に厳しい状況にある世帯、子どもの養育や家事の問題を抱えている世帯など、物心両面にわたる援助や相談機能の充実を図ります。

【主な事業】

- ひとり親家庭の生活支援
- 災害遺児等援護支援事業
- 婦人保護事業
- 母子福祉センターの運営

．人を育て心を育むまちづくり

2．子どもが生きる力を身につける

(1) 子どものすこやかな成長の保障

確かな学力の育成

- ・ 確かな学力を身につけることができるよう、読み書き計算などの基礎・基本、自ら学ぶ意欲や態度、思考力・判断力、表現力・コミュニケーション能力などの育成や定着を重視した取組を行います。
- ・ 基礎的な学力の定着度を調査し、指導方法の改善等に活かすために、小中学校において、子どもたちの学習状況調査を実施します。
- ・ 小学校1年生に対する学習指導・児童指導を充実するために、当面は小学校1年生の1クラスの人数を35人以下とするなど、よりきめ細かな指導ができる体制づくりを推進します。
- ・ 基礎・基本の確実な定着をめざし、習熟度別学習、課題別学習などの少人数指導を推進し、個に応じたきめ細かな指導の充実に努めます。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 少人数指導等推進事業 習熟度別学習や課題別学習などの少人数指導を行うとともに、小学校1年生の1学級の人数を35人以下にするなどきめ細やかな指導を行います。		少人数指導等の推進			→
○ 教育課程の編成・学習指導事務 子どもの学習状況の把握や二期制の導入などにより、教育課程の見直しを図り、確かな学力の育成をめざします。	中学校全学年で学習診断テストを実施 二期制の試行	小学校は学習状況調査を新規実施			→
		中学校は従来のテストに加え学習意識調査を実施			→
		二期制の導入			→

- 外国青年招致事業

豊かな心とすこやかな身体を育む教育

- ・ 読書活動や音楽活動、体験活動等を通じて豊かな人間性や社会性を育成するとともに、善悪の判断、基本的なしつけなどについて家庭や地域と連携し、社会のルールを守る子どもを育てます。
- ・ いじめ・不登校等を未然に防ぐ学校づくりを行うとともに、問題の早期発見・早期対応を図ります。また、不登校児童生徒に対する、多様な教育機会の提供や相談機能の充実を図ります。
- ・ 子どもたちの健康や体力・運動能力について、体力測定などにより把握し、課題や対応策について分析、検討を行うとともに、運動をする動機づけを行い、主体的な健康づくりや基礎体力づくりを支援します。
- ・ 健康に過ごすための自己管理能力や望ましい食習慣を身につけられるよう、学校給食などを通じて食に関する指導を行います。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 読書のまち・かわさき推進事業 学校図書館の充実を図るなど、学校・家庭・地域において子どもたちが読書活動に取り組むための環境整備を行います。	「読書のまち・かわさき」子ども読書活動推進計画策定	読書指導の充実など計画に基づく取組の推進			→
○ 子どもの音楽活動推進事業 子どもの音楽活動の推進をめざして、音楽の祭典、オーケストラ鑑賞、行進曲かわさきの制作、地域の音楽家との交流などを推進します。	地域の音楽家との交流など地域に根ざした音楽活動実施校数	10校	各区2校 (小学校1、中学校1校程度)	前年と同規模の校数で毎年実施校を選定	→

- 子どもの権利学習推進事業
- 小学校等給食運営事業
- 児童生徒の体育活動の振興
- 児童生徒指導・相談業務

1. 人を育て心を育むまちづくり

2. 子どもが生きる力を身につける

(1) 子どものすこやかな成長の保障

学校の教育力の向上

- ・教職員が創意工夫を発揮し、自らの能力を十分に発揮することができるよう、教職員の採用方法の改善、教職員の人事評価制度や管理職登用制度を見直し、教職員の人事管理制度の再構築を行います。
- ・教職員が経験年数に応じてその能力を確実に高めていけるように、計画的な研修を実施し、内容の充実を図ります。さらに、研修内容・研修成果の評価を実施し、研修プログラムの改善を図っていきます。
- ・学校教育への支援としてカリキュラムセンター機能やインターネットなどを活用した情報・視聴覚機能の充実などを図り、総合教育センターの機能を一層充実します。
- ・学級崩壊、不登校などの多様化する教育課題に的確に対応していくため、教職員に対する専門家による支援体制をNPOや関係機関との連携により充実させていきます。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 教職員研修・研究事業 一人ひとりの教職員の資質や力量を高めるために、研修体系を再編し、教職経験に応じた必修研修の充実を図ります。	必修研修と希望研修により実施	研修体系を見直し必修研修を増加	必修研修の拡充		

- 教科教育研究事業
- 情報教育研究事業

特別支援教育の推進と児童生徒等の就学支援

- ・一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育的支援を行う特別支援教育を推進していくため、校内支援体制づくりや通級指導教室の専門性の活用、巡回相談システム等の整備、「特別支援教室」の設置などを進めます。
- ・聾・養護学校が、地域の小中学校を対象とした教育的支援を行うとともに教職員・保護者からの相談に応じていくような特別支援教育のセンター的役割を担っていけるよう、聾・養護学校を中心とする地域におけるネットワーク体制づくりを進めていきます。
- ・様々な理由で支援が必要な児童生徒等に対して、家庭環境や学習能力、身体能力などに応じた教育・支援を受けることが可能な体制づくりを行うとともに、子育て、教育に関する相談体制の充実を図ります。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 就学援助・就学事務 経済的に困窮している世帯に対し幅広く就学援助を行うため、支給単価を見直し認定者数の増加に対応するとともに、就学事務を円滑に行います。	認定者数 5,996人	6,175人	6,360人	6,550人	6,700人

- 奨学金認定・支給事務
- 海外帰国児童生徒相談事業
- 教育相談事業
- 特別支援教育推進体制整備事業

・人を育て心を育むまちづくり

2. 子どもが生きる力を身につける

(2) 教育環境の整備

義務教育施設等の計画的整備

- ・子どもたちが安全で快適に学ぶための環境を整備していくとともに、地域住民や保護者が、安全で利用しやすい、コミュニティの拠点として利用していけるよう、学校教育施設を計画的に整備します。
- ・新築については、2006年度の開校に向けて土橋小学校の新築工事を進めます。また、2008年度の開校をめざして、黒川地区小・中学校の整備を進めます。
- ・改築については、毎年1校の工事着手を行っていくとともに、改築・大規模改修などの調査・研究を進めていきます。また、公共施設との合築、複合化を進め、学校を地域の拠点としていきます。
- ・子どもの安全を確保するとともに地域の防災拠点として活用していくため、1981年度以前に建築された校舎を対象に耐震補強工事を行い、耐震性を確保していきます。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 学校教育施設の新築事業 児童生徒の増加による学校の過大規模を解消するために、土橋小学校と黒川地区小中学校の新築整備を進めます。	土橋小学校 工事着工 黒川地区小中学校 基本構想		土橋小学校 開校 黒川地区小中学校 工事着工		2008年 黒川地区小中学校 開校
○ 学校教育施設の改築事業 多様化する教育内容や教育方法に対応し、また、地域と学校が共に利用できる、より安全で快適な教育環境をめざして改築を行います。	川中島中 改築着工	橋中 改築着工	東門前小 改築着工	1校 改築着工	適正規模・適正配置を踏まえた整備
○ 学校教育施設の耐震性補強事業 1981年以前の新耐震基準設計の適用を受けていない校舎の耐震工事を行い、快適で安全な教育環境を整備します。	耐震性補強工事実施済棟数 61棟	78棟	94棟	110棟	198棟

- 学校教育施設の増築・改修事業

学校の適正規模・適正配置

- ・学校の適正規模化を推進し、良好な教育環境を確保していくため、小規模校6校と過大規模校5校について、行政区単位に地域関係者で構成される検討委員会で適正規模化に向けた検討を行います。
- ・2005～2006年度中に検討委員会での検討を経て、検討対象校ごとに通学区域の変更、学校の統合等の方法により地域事情に応じた方針を決定します。
- ・今後3年の間には、2006年度の土橋小学校の開校によって過大規模校2校を解消していくほか、上記の方針を踏まえて、小規模校6校、過大規模校3校の適正規模化に取り組みます。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 学校適正配置推進事業 早急な検討を要するとされている11校について、行政区ごとの検討委員会、検討部会において、順次適正規模化へ向けた解決を図ります。	適正規模化方針決定校 2校	2005、2006 年度の2か年で9 校の方針を 決定		方針に基づく適正規模化への取組の推進(2か年)	新たな適正規模化対象校への取組

・人を育て心を育むまちづくり

2．子どもが生きる力を身につける

(2) 教育環境の整備

私立学校等の振興

- ・ 私立学校等が個性豊かな教育を推進し、教育に対する多様な市民ニーズに応えられるように、教材・教具等の購入や教職員の研修に要する経費の一部補助を行います。
- ・ これまでの補助について見直しを行い、学校周辺環境の向上に向けた通学路の安全対策や災害・防犯情報の提供など教育環境の向上に向けた効果的な支援策を拡充していきます。
- ・ 公立学校との連携を強化し、多様な価値観に触れることにより生徒の成長につながる公立学校との生徒間交流や、教職員間の情報交換、意識啓発につながる合同研修の開催などの取組を推進します。

【主な事業】

- 私立学校等補助事業

1. 人を育て心を育むまちづくり

2. 子どもが生きる力を身につける

(3) 地域に開かれた特色ある学校づくり

創意工夫を発揮できる学校づくり

- ・ 地域に根ざした魅力ある学校づくりを進めるために、人事や予算における学校の裁量権を拡大し、校長がリーダーシップを発揮して特色ある学校経営を行える環境を整備します。
- ・ 学校評価システムを導入し、内部評価の充実を図りつつ、保護者や地域、子どもなどの意見を取り入れ、自律的に学校の経営改善を行うことのできるしくみづくりを進めます。
- ・ 子どもたちの成長に応じた指導や教育を推進するため、校種間における教育課程の効果的な接続や教員の交流を活かした児童生徒指導等を充実します。
- ・ 地域の人材やNPOなどを積極的に活用することで、学校の教育活動を活性化させるとともに、多様な知識や技能、経験を子どもたちに伝えていきます。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 学校評価システム調査研究事業 学校の自己評価とあわせて保護者等による外部評価を取り入れながら、学校運営や教育活動について学校が自律的な改善を図るしくみを構築します。	学校評価システム実施校 外部評価の方法についての研究	試行165校 研究実践10校	全校		

- 教育振興事業
- 特色ある学校づくり推進事業

保護者・地域住民の参加促進と区における教育支援体制整備

- ・ 開かれた学校づくりを進めるため、学校教育推進会議の活動を促進し、多くの子どもや保護者の意見を聞いていきます。
- ・ 保護者や地域住民と、校長や教職員が一体となって、責任を共有しながら、地域に開かれた信頼される学校づくりを進めるために、保護者や地域住民などが学校運営に積極的に関与する地域運営学校の設立を検討します。
- ・ 各行政区において学校運営等を支援する体制を整え、社会教育や子育て・福祉などのさまざまな部門との連携により、きめ細かな支援を進めます。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 区における教育支援推進事業 区ごとに学校経営への支援や保護者・児童生徒からの教育相談等に応じる体制を整え、学校現場により近い単位での教育支援を充実します。		区単位の教育支援体制整備 学校経営アドバイザー試行実施(2区)	区単位での教育支援の充実 試行実施の結果に基づく展開		

- 市民教育活動支援事業（再掲）

・人を育て心を育むまちづくり

2. 子どもが生きる力を身につける

(3) 地域に開かれた特色ある学校づくり

地域に根ざした市立高等学校づくり

- ・ 時代に対応した魅力ある市立高等学校づくりを行うため、中高一貫教育の検討や午前・午後・夜間に開講する三部制定時制課程などの導入をめざした取組を進めます。
- ・ 生徒の学びの場を充実させるため、生徒が他の市立高等学校や大学、専門学校等での授業が受講できるような学校間連携を推進します。
- ・ 学校教育推進会議の充実や、教育ボランティア制度の導入などにより、家庭・地域社会と連携した教育活動を推進するとともに、聴講制度を導入するなど、地域や社会に開かれた市立高等学校づくりを進めます。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 市立高等学校将来構想の検討事業 学校間の連携などによる学び場の充実や定時制課程の再編成、開かれた学校づくりを進め、市立高等学校改革を行います。	外部識者を交えた検討委員会で高校改革について検討	検討委員会報告	報告に基づく方針の決定	方針に基づく改革の推進	高校改革の実現
○ 魅力ある高校教育の推進事業					

．人を育て心を育むまちづくり

3．生涯を通じて学び成長する

(1) いきいきと学び、活動するための環境づくり

生涯学習環境の整備

- ・ 各行政区において、情報の共有化や施策の連携など、社会教育施設、市民利用施設、学校施設のネットワーク化を進め、市民の学習や活動を幅広く支援します。
- ・ 地域に密着した生涯学習や市民活動の拠点として、中原市民館の再整備に着手するとともに、有馬・野川地区における地域の生涯学習拠点施設の整備に着手します。
- ・ 中央図書館の機能を備えた施設として中原図書館の再整備を行います。
- ・ 青少年教育施設を中心に、子どもたちに体験学習の機会を提供していきます。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 生涯学習施設の整備事業 中原市民館、中原図書館の再整備とともに、地域の生涯学習環境の整備のため、有馬・野川地区に地域の生涯学習拠点施設を建設します。	有馬・野川地区生涯学習拠点施設整備 2001年度基本計画策定 中原市民館再整備 中原図書館再整備	整備検討委員会設置 着工	施設整備 着工	→ →	2008年度開館 2009年度開館 2012年度開館

- 教育文化会館・市民館の管理運営
- 青少年教育施設の管理運営
- 図書館図書整備事業

自ら学び、活動するための支援

- ・ 市民館を市民の学習や活動を支援する行政区の拠点として位置づけ、社会や地域の課題に応じた学習機会の提供や、相談事業や場の提供などにより、学習や活動の支援、社会教育に関わる団体やボランティアの育成、市民のネットワークづくりを行っていきます。
- ・ 市民の主體的な生涯学習の活性化を図るため、市民の企画・運営による市民自主学級・市民自主企画事業の拡充を図るとともに、そのための研修機会を提供します。

【主な事業】

- 社会教育振興事業
- 地域青少年活動振興事業
- 生涯学習情報の収集・提供事業

学校施設の有効活用の推進

- ・ 学校施設を市民の学習や活動の拠点として利用できるようにするため、校庭・体育館や特別教室等の有効活用を推進していくとともに、その対象範囲を普通教室等にも拡大していきます。
- ・ 学校施設有効活用事業における市民の利便性と自主性を高めるため、全ての学校の施設利用を市民が主体となって管理運営していくことをめざします。
- ・ 地域における市民の読書活動を推進するため、学校図書館の有効活用を推進していきます。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 学校施設の有効活用事業 学校施設を地域の生涯学習及び市民活動の拠点としていくため、市民主体による学校施設の有効活用を促進します。	市民主体による運営管理校数 学校施設開放運営委員会による施設開放	市民主体運営モデル7校	市民主体運営モデル14校	本格実施14校	順次全校へ拡大

・人を育て心を育むまちづくり

3. 生涯を通じて学び成長する

(2) 地域のスポーツ・レクリエーション活動の支援

スポーツ・レクリエーション参加の機会拡充

- ・ 地域の実情にあわせて、市民が主体となり、スポーツ・レクリエーションに親しみ・楽しむことができるように総合型地域スポーツクラブを育成していくなど身近なスポーツ・レクリエーションの環境づくりを進めます。
- ・ 市民の誰もが、いつでも、どこでもスポーツ・レクリエーションに親しみ・楽しむことができるように、マラソン大会やカヌー教室の開催など、市民が気軽に参加できる各種スポーツ・レクリエーション事業の充実を図ります。
- ・ 区のスポーツ振興の拠点としてスポーツセンターの整備を進めるとともに、既存のスポーツ施設等の有効活用と施設間の連携を図ります。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 宮前スポーツセンター建設事業 市民の健康増進、体力向上を図るため、誰もが気軽にスポーツを楽しむことができる施設として宮前区のスポーツセンター建設を進めます。	建設中	竣工	開館		
○ 多摩スポーツセンター建設事業 市民の健康増進、体力向上を図るため、誰もが気軽にスポーツを楽しむことができる施設として多摩区のスポーツセンター整備を進めます。	2001年度 構想検討委員会 提言	基本構想策定	基本構想に基づく事業推進		建設、開館

- 市民スポーツ活動の推進事業
- スポーツ施設の管理運営
- 総合型地域スポーツクラブ育成・支援事業

・人を育て心を育むまちづくり

4．地域人材の多様な能力を活かす

(1) シニア世代の豊かな経験を活かすしくみづくり

シニア世代が地域社会で能力を発揮するための支援

- ・ 地域課題の解決に関心を持つ市民を対象としたシニア地域活動モデル創造ワークショップを開催し、市民による地域活動モデルの創出を支援します。
- ・ 地域の教育機関、民間組織、行政機関等と連携し、多様な学習機会の提供や人材活用を支援するネットワークの形成に努めます。
- ・ シニア世代が経験・知識・能力を地域で十分に発揮する環境を整備することにより、人々の生涯にわたる生きがいの創出や生活の充実を支援し、地域社会の課題解決や地域での支え合いのしくみの構築を図ります。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ シニア能力地域活用システム構想事業 シニアによる地域活動モデルを創造するためのワークショップの開催と活動の具体化を支援します。	シニア地域活動モデル創造ワークショップの開催	活動モデルの創出の具体化			シニア世代による多様な地域活動の展開
		モデル創出 シニア活動支援 NPOの設立支援	モデル創出 活動の具体化	→	

- 企業等OB人材活用支援事業（再掲）
- 高齢者就労支援事業（再掲）
- 生涯現役対策事業（再掲）

．人を育て心を育むまちづくり

4．地域人材の多様な能力を活かす

(2) 大学などを地域で活かすしくみづくりと若者の社会参加への支援

大学などの高等教育機関との連携の推進

- ・市北部地域では、地域の大学、企業、NPO、行政機関等が連携して、地域の産業おこしを支援する取組が始まっていることから、大学等の高等教育機関を地域の重要な資源として位置づけ、市民、NPO、企業、行政等との多様なネットワークの構築を図り、連携を推進していきます。
- ・大学等の高等教育機関が持つ知識や技術を市民が享受できるよう、今後もネットワークを強め、大学等の高等教育機関が主体となって地域開放講座等の事業を行っていくことができるよう支援します。
- ・高校生が大学の授業を体験できる機会や、大学の学生が市立学校において研修できる機会、市立学校の生徒や教員と大学との連携による研究の推進など、大学等の高等教育機関と市立学校との連携を進めます。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ たまフォーラム推進事業 地域に根ざした産業の創出を図るため、「たま市民生活・文化産業おこしフォーラム」の活動を推進します。	大学連携講座、セミナー等参加者数 地域の産業おこしに向けた大学共同講座等の開催	200人	200人	NPO化支援	地域の大学、企業、NPO等の連携による主体的な取組の推進

- 大学活用・連携推進事業
- 新川崎・創造のもり推進事業（再掲）
- 社会教育振興事業（再掲）

若者の社会参加を促進する施策の推進

- ・早期の段階から職業意識や社会意識を培うためのプログラムを開発するとともに、企業、地域、NPO等と連携して、就労体験等を推進していきます。さらに、大学等の高等教育機関と連携し、若者や市民のキャリアアップのための事業を立ち上げるとともに、リカレント教育を充実させていきます。
- ・就業を希望する若者が速やかに職業に就くことができるよう、教育機関、経済団体、企業、NPO、行政が連携して、地域における人材育成・活用のためのしくみづくりを進めます。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 産業人材育成事業 地域での産業人材の育成と活用に向けた地域プラットフォームの形成をめざします。		地域の産業人材育成・活用のしくみづくり	協議会の運営	→	産業人材の育成・活用による地域経済の活性化

- 若者の社会参加促進事業
- 青少年活動推進事業（再掲）

．人を育て心を育むまちづくり

5．人権を尊重し共に生きる社会をつくる

(1) 人権・共生施策の推進

人権施策の推進

- ・ 今後3年間で人権教育・啓発の推進に関する基本計画を策定し、人権が尊重され共に生きる地域社会が構築されるよう人権施策を推進します。
- ・ 人権施策の推進にあたっては、市民により身近な視点で施策の展開が図れるよう区との連携を図り、市民や市民グループ、人権擁護委員、事業者等との協働による人権・共生のまちをめざします。
- ・ 人権尊重の理念に基づき、平和・人権学習、男女平等推進学習など各種社会教育事業を実施します。
- ・ 拉致被害者家族への支援を進めます。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 人権関連事業 人権教育・啓発の推進に関する基本計画を策定し、社会状況に応じた実効性の高い人権施策を推進します。	基本計画の策定に向けた検討		基本計画の策定	計画に基づく人権施策の推進	施策推進状況の調査・検証

- 同和対策事業
- 人権教育推進事業（再掲）
- 社会教育振興事業（再掲）

子どもの権利施策の推進

- ・ 子どもに関するあらゆる施策へ子どもの権利の視点を導入します。
- ・ 今後3年間で第1次子どもの権利に関する行動計画に基づき、子どもの意見表明・参加を中心とした子どもの権利保障に努めるとともに、総合的な子どもの権利に関する新たな行動計画を策定します。
- ・ 子どもの権利保障にあたっては、今後10年間で市民や関係者との協働により子どもの居場所を充実させるとともに、権利侵害に対する相談・救済機能を充実させます。
- ・ 子ども会議の拡充を図り、子どもの自由な発想を尊重しながら、意見の市政への反映を推進します。
- ・ 子ども自身が暴力や権利侵害から自分を守る権利学習の拡充や新たな権利学習手法の開発に取り組むとともに、教職員の人権研修の充実を図ります。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 子どもの権利施策推進事業 子どもの権利に関する条例に基づき、子どもの権利を保障するための施策を総合的に進めます。	子どもの参加を中心とした行動計画の策定	子どもの参加を中心とした行動計画の実施・推進		総合的な行動計画の策定	総合的な行動計画の実施・推進

- 子どもの権利学習推進事業（再掲）
- 地域青少年活動振興事業（再掲）

・人を育て心を育むまちづくり

5. 人権を尊重し共に生きる社会をつくる

(1) 人権・共生施策の推進

多文化共生施策の推進

- ・ 多文化共生社会推進指針に基づき、行政情報の多言語化や外国人市民代表者会議の充実など、多文化共生施策を総合的に推進します。また、今後3年間で、外国人市民や日本人市民の意識調査を実施し、地域における多文化共生意識の形成に向けた実効的な取組を進めます。
- ・ また、2006年度までに外国人教育推進資料の改訂等を実施し、外国人児童生徒の就学支援の充実に図ります。
- ・ さらに、今後10年間で、外国人市民が地域社会の構成員として様々な活動に主体的に参加できるよう、取組を進めます。また、審議会等の会議への外国人市民委員の参加を積極的に進めます。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 外国人市民施策推進事業 国籍や民族、文化の違いを認め合い、市民として共に暮らすことができる多文化共生社会の実現のための施策を総合的に推進します。	多文化共生社会推進指針の策定	指針に基づく多文化共生施策の推進			施策推進状況の調査・検証

- 多文化共生教育推進事業（再掲）

人権にかかわる権利救済の推進

- ・ 女性の人権の尊重を図るため、民間シェルター等との連携を図りながら配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）被害者等の救済、支援等に関わる施策を推進します。
- ・ 民間シェルター等と連携・協働し、地域に根ざしたきめ細かな相談・救済を進めます。
- ・ 配偶者等からの暴力等の人権侵害を受けた多くの女性が自立できるよう、民間シェルター等への支援を進めます。

【主な事業】

- 緊急一時保護施設等支援事業
- 人権オンブズパーソン運営

・人を育て心を育むまちづくり

5．人権を尊重し共に生きる社会をつくる

(2) 男女共同参画社会の形成に向けた施策の推進

男女共同参画社会の形成

- ・ 男女平等推進行動計画に基づき、市民、事業者との連携・協働により、男女が共に仕事と家庭を両立できる職場環境の実現をめざします。
- ・ 事業者への啓発や情報提供を行うとともに、男女共同参画を積極的に進める事業者の顕彰等を実施します。さらに、女性に対する起業支援等を通じ、男女がともに働きやすい就業環境づくりを推進します。
- ・ 今後3年間に、男女平等推進週間を設置し、男女共同参画センターを拠点として、日常生活の中にある固定的な性別役割分担意識が解消できるよう講座・講演会等を開催し、男女が共に自立し、平等で快適に生きられる「男女平等のまち・かわさき」の実現をめざします。
- ・ 市民、事業者とのパートナーシップにより、さまざまな場における研修の機会の提供や自主的学習活動への支援等を通じ、男女平等推進に関する意識啓発、広報活動を実施します。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 男女平等推進事業 あらゆる施策において男女平等を総合的かつ計画的に推進します。	男女平等推進行動計画の実施・推進				第2次行動計画の策定

- 男女共同参画センターの管理運営事業

・人を育て心を育むまちづくり

5．人権を尊重し共に生きる社会をつくる

(3) 平和施策の推進

平和施策の推進

- ・ 核兵器廃絶平和都市宣言の理念を伝え継ぎ、平和を愛する心を育むため平和啓発を推進します。また、市民の自主的な平和学習・活動に効果的に利用されるよう、平和館の管理運営を行います。
- ・ 子ども向け平和ビデオの上映会、平和コンサートなど若者向けの施策を実施するとともに、社会情勢に応じた市民の関心が高い内容をテーマとして平和啓発を推進します。また、市民の自主的な平和学習・活動が促進されるよう、平和館における情報・資料収集を進めて展示内容を一層充実させ、利用者・入館者増をめざします。
- ・ 市民の平和を愛する心を育み、多様化・複雑化する平和問題を市民とともに考え、人権を尊重し共に生きる社会の構築をめざします。

【主な事業】

- 平和啓発事業
- 平和館の管理運営事業

基本政策 環境を守り自然と調和したまちづくり

・環境を守り自然と調和したまちづくり

1. 環境に配慮し循環型のしくみをつくる

(1) 地球温暖化防止対策の推進

地球環境に配慮した行動の促進

- ・ 1999年に策定した地球温暖化対策地域推進計画に基づき、市民、事業者、学校、行政の各主体が、その役割と責任のもと協働で幅広い取組を進めます。
- ・ 大量の資源・エネルギーを消費している建築分野において、市内に新設される一定規模以上の建築物について、環境配慮を求める制度の確立に向けた取組を行います。
- ・ 快適なまちをめざし、環境配慮型の都市構造の形成に向けて、ヒートアイランド現象の実態の把握に努めるとともに、本市の地域特性を踏まえた効果的、効率的な対策の検討を行います。

【主な事業】

事業名	現状	目標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 地球温暖化防止対策事業 市民・事業者・学校・行政の各主体の責任と協働のもと地球温暖化対策を進めます。	地球温暖化対策地域推進計画の推進	各主体の取組状況の評価・点検等の実施 温室効果ガス排出量の把握	減少基調への転換をめざした施策の検討、取組の強化・充実		目標の達成に向けた取組の再点検・評価・見直し
○ 建築物環境配慮推進事業 建築物環境配慮制度を導入し、地球環境にやさしい質の高い建築物の普及促進を図ります。	基礎調査	制度構築	運用開始		

- エコオフィス推進事業
- ヒートアイランド対策推進事業

新エネルギー導入の推進

- ・ 事業者や市民の間で、バイオマスエネルギーや風力エネルギー等の新エネルギーを利用したプロジェクトの導入を促進するため、関係団体、関係機関との調整や必要な情報を市民や市内企業に随時提供するなど、新エネルギーの普及促進に取り組みます。
- ・ 新たなエネルギー産業の育成を通して、新エネルギー技術の開発促進をめざします。
- ・ 市民、市内企業、公共施設等における新エネルギーの普及・促進のため、啓発活動、広報活動を行っていきます。

【主な事業】

事業名	現状	目標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 新エネルギー推進事業 バイオマスや風力等の新エネルギーを利用したプロジェクトを促進するため、関係機関との調整や情報提供を行い、新エネルギー導入を図ります。	新エネルギービジョンの進行管理	実証試験調査 普及啓発	実証試験	プラント設置	新エネルギービジョンの目標達成

- 生ごみ等リサイクル推進事業（再掲）

「花と緑のうるおいのあるまちづくりの推進」については再掲（政策体系 -3-(3)- ）

「環境調和型産業の振興」については再掲（政策体系 -2-(2)- ）

・環境を守り自然と調和したまちづくり

1．環境に配慮し循環型のしくみをつくる

(1) 地球温暖化防止対策の推進

環境に配慮した交通手段の利用促進

- ・自動車からの温室効果ガスの排出削減に向けて、低公害車の普及促進、エコドライブや地域の特性に応じた交通需要管理（TDM）などの交通環境対策を進めます。
- ・過度の自動車交通への依存を抑制するため、バス輸送サービスを充実し、公共交通機関の利用促進を図ります。このため、低床バス、バス運行情報システム、ＩＣを利用した鉄道との共通乗車券の導入促進や鉄道との結節点における駅前広場や交差点などの整備改善、バス交通を優先するシステムの導入などを推進します。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 低公害車普及促進事業 天然ガス及びハイブリッドなどのトラック・バスへの助成制度、公用車への率先導入などにより、低公害車の普及促進を図ります。	助成台数 40台/年	50台/年	100台/年		

- 交通需要管理推進事業（再掲）
- 車両更新計画（再掲）

・環境を守り自然と調和したまちづくり

1. 環境に配慮し循環型のしくみをつくる

(2) ごみをつくらない社会の実現に向けた取組の推進

市民・事業者の排出抑制とリサイクル活動の支援

- ・資源集団回収や生ごみコンポストの利用など、リサイクルに向けた市民の自主的な取組を支援するとともに、環境学習や市民間交流、実践活動の場の提供などの支援を通じ、ごみ減量に対する意識啓発を推進します。
- ・家庭系ごみの約4割を占める生ごみについて、生ごみ堆肥化モデル事業などを通して本市に適した減量化・リサイクルの中長期プランとしてかわさき生ごみプランの策定に取り組みます。
- ・事業活動に伴い発生する産業廃棄物及び一般廃棄物の発生・排出抑制とリサイクルの促進に向けた指導を実施します。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 生ごみ等リサイクル推進事業 かわさき生ごみプランを策定し推進するとともに、有機性廃棄物に関するバイオガス発電等を調査・研究し、リサイクルシステムを構築します。	生ごみリサイクル事業の実施（各区1ヶ所）	生ごみリサイクルプランの検討 有機性廃棄物の総合的リサイクルシステムの検討	生ごみリサイクルプランの策定		本市に適した生ごみなどのリサイクルシステムを構築
○ 資源集団回収推進事業 各種広報の充実を図り、普及促進を強化することによって、資源集団回収実施団体を増やし、回収量の増加をめざします。	資源集団回収実施団体登録数 1,158団体	1,200団体	1,250団体	1,300団体	

- 生ごみコンポスト容器・生ごみ処理機助成事業
- 産業廃棄物指導事業
- 事業系ごみ減量化推進事業
- 一般廃棄物処理業許可事務

資源物の分別収集の推進

- ・従来の空き缶・空きびん・ペットボトルなどの分別収集に加え、2006年度からミックスペーパー（ビニールなどが混在した紙）の分別収集のモデル実施を進めます。
- ・今後10年間には、ミックスペーパーの分別収集を全市展開するとともに、容器包装リサイクル法に基づくその他プラスチック製容器包装の分別収集や生ごみの資源化などに取り組みます。
- ・分別収集の拡充には、経費の増加が伴うため、資源物の日など現行の資源物収集体制の検証を行い、効果的かつ効果的な分別収集体制の構築に取り組みます。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 分別収集事業 空き缶、空き瓶、ペットボトル等に加え、ミックスペーパーやその他プラなど、新たな分別品目を拡大し、リサイクル機会の拡充を図ります。	空き缶・空き瓶・ペットボトル・小物金属収集 ミックスペーパー その他プラ	実施に向けた検討	分別収集モデル実施 実施に向けた検討		分別収集実施

・環境を守り自然と調和したまちづくり

1. 環境に配慮し循環型のしくみをつくる

(2) ごみをつくらない社会の実現に向けた取組の推進

資源物の適正処理

- ・資源の有効利用の観点から、分別収集した資源物については、資源化処理施設において選別等を行い、容器包装リサイクル法によるルートや民間ルートを活用しリサイクルを推進します。
- ・その他プラスチック製容器包装の分別収集の実施に向けて、効率的な収集運搬に資する資源物ストックヤード（一時保管場所）と中間処理施設の整備に向けた検討を行います。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 資源化処理事業 分別収集された資源物について、中間処理施設で選別等を行い、民間の資源化ルートなどを活用することでリサイクルを推進します。	年間資源化計画量 26,900トン	30,700トン	31,900トン	35,500トン	49,800トン

- 北部リサイクル推進事業

公共工事におけるリサイクルの推進

- ・循環型社会の形成に向け、循環型社会形成推進基本法や建設リサイクル法等に基づき、工事過程における建設副産物の発生・排出抑制に努めるとともに、やむを得ず出た建設副産物については再使用及び再資源化（再生利用及び熱回収）を推進するなど、民間企業に率先して環境配慮の取組を進めます。
- ・工事に伴う建設発生土についても極力発生場所で再使用を図りますが、現場外へ搬出する場合は、浮島2期埋立処分場に埋め立てるほか、他都市との連携により地方港湾の埋立用材として活用を図ります。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 建設リサイクル事業 建設事業から発生する建設副産物のリサイクル率の向上を促進するための指導及び啓発活動を行う。特に低迷する建設汚泥の方策について調査研究を行う。	建設汚泥の・リサイクル率 25%	30%	40%	50%	2010年度 75%

- 建設発生土処理事業
- 土質改良プラント管理運営事業
- 建設技術センター事業

経済活動におけるリサイクルの推進

- ・循環型社会の形成に向け整備が進む各種リサイクル関連法令に基づき、事業者に対して適切な手続を行うほか、法の趣旨が徹底されるよう指導や普及啓発を行います。
- ・家電リサイクルについては、小売店による引取りが事実上困難なケースもあるため、本市独自の家電リサイクル協定店制度により、事業者との協働のもと家電リサイクルを推進します。
- ・本市の実施する分別収集に加え、販売した者の責任という観点から、スーパーなどの店舗が自ら販売したもののうち、リサイクル可能なものを店頭回収する取組を事業者との協働により推進することによって市民の分別の機会拡大を図ります。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 家電リサイクル法関係事業 不法投棄防止に向けた普及啓発を行うとともに、不法投棄された家電4品目の再商品化を行い、家電リサイクルを推進します。	不法投棄4品目メーカー引渡数 1,205個	1,000個			→

- 自動車リサイクル法関係事業
- 建設リサイクル法業務

・環境を守り自然と調和したまちづくり

1. 環境に配慮し循環型のしくみをつくる

(3) 環境配慮型社会の形成に向けた取組

環境教育・環境学習の推進

- ・教材、人材育成の充実・強化を図り、NPO 及び市民団体との協働による環境教育・環境学習活動を推進します。さらに学校における総合的な学習の時間等における環境教育への取組を進めます。
- ・環境マインドをより効果的に定着させるため、幼児環境教育のプログラムを作成し、市内全幼稚園で展開をめざします。
- ・地域環境の保全に向け、市民、事業者、学校、行政が各々で実施している環境保全に関する活動や環境情報の共有を行うなど、市民・団体等の活動を促進するとともに各主体間の連携・強化を図ります。

【主な事業】

事業名	現状	目標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 環境教育推進事業 幼児を含めた各界各層の人々に環境マインドを定着させるため、教材プログラムの充実強化、人材育成、情報発信を充実します。	幼児環境教育 検討 地域環境リーダー育成 135名	プログラム作成 毎年 30名	モデル2園実施	全88園の普及に向けた取組の開始	進行管理の構築に着手 →

- 環境パートナーシップかわさき事業
- 公害研究所環境学習事業

計画的・科学的環境施策の推進

- ・環境問題を適切に解決していくためには、地域環境の現状に関する基礎的な調査研究が不可欠であることから、微小粒子の挙動や化学物質等の測定法開発などの調査研究を推進します。
- ・今日的な課題である地球環境問題としての酸性雨や温暖化対策、また、都市排熱によるヒートアイランド対策に資する調査研究を実施します。
- ・（仮称）環境科学総合研究所として、調査研究の機能のほか、環境技術情報の収集・発信などによる国際貢献、産官学連携による共同研究等の機能を持つ環境研究の拠点施設の整備します。

【主な事業】

事業名	現状	目標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ (仮称) 環境科学総合研究所整備事業 環境技術情報等の収集・発信機能などによる国際貢献や、産官学連携及び環境教育・学習機能を強化した拠点施設を整備します。	統合スキームの再構築検討	環境情報センター機能の検討 統合スキームの再構築	整備に向けた調査・設計	整備	整備完了

- 環境科学総合研究システム調査事業
- 公害調査研究事業

環境影響評価の取組

- ・環境に著しい影響を与えるおそれのある事業の実施にあたり、事業者があらかじめ環境への影響について調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき環境の保全について適切に配慮するよう環境影響評価の取組を進めます。
- ・現行の川崎市環境影響評価に関する条例が、施行後5年が経過することから、社会経済情勢の変化等を踏まえて現行制度の検証を行います。

【主な事業】

事業名	現状	目標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 環境影響評価・環境調査事業 現行の環境影響評価制度を的確に運用するとともに、現行制度の検証を行います。	制度の的確な運用及び検証	→	検証結果を踏まえた制度の的確な運用	→	→

・環境を守り自然と調和したまちづくり

1. 環境に配慮し循環型のしくみをつくる

(3) 環境配慮型社会の形成に向けた取組

環境技術を活かした国際貢献

- ・ 川崎臨海部立地企業が有する優れた環境技術やものづくり技術を活かし、産業と環境が調和した持続可能な都市モデルを形成するため、国際環境施策を推進します。
- ・ 国際的な環境対策に取り組む国連環境計画（UNEP）と連携して、本市と事業者がこれまでの環境問題への取組で培った環境技術の海外移転を図り、工業化の著しいアジア諸国の環境配慮への取組を促進する国際貢献を推進します。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 国連環境計画(UNEP)連携協調事業 臨海部立地企業の有する環境技術を活かした国際貢献を図るため、UNEPと連携したビジネスフォーラム開催など川崎発の国際環境施策を推進します。	国際的な環境情報発信機能の強化 アジア・太平洋エコビジネスフォーラムの開催				→
					→
		かわさきコンパクト調査・検討	かわさきコンパクト作成・提唱		→
					→

・環境を守り自然と調和したまちづくり

2. 生活環境を守る

(1) 地域環境対策の推進

交通環境対策の推進

- ・自動車からの窒素酸化物及び粒子状物質の排出総量を削減する取組を進め、早期に環境基準の達成とその維持をめざします。
- ・自動車NO_x・PM法や神奈川県条例によるディーゼル車の運行規制などの自動車発生源対策及び八都県市における広域的な連携などの取組を引き続き推進します。
- ・低公害車の普及促進に向け、公用車への率先導入や事業者への普及啓発を行い、八都県市指定低公害車などの普及を促進します。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ ディーゼル車対策事業 自動車からのNO _x 及びPM排出量の削減に向け、運行規制に伴う車両の監視等を行うほかPM減少装置への助成や買替え融資など事業者支援を行います。	粒子状物質減少装置装着助成台数 800台/年	700台/年	1,000台/年	1,000台/年	1,000台/年

- 交通騒音・振動対策事業
- 交通需要管理推進事業
- 低公害車普及促進事業

環境汚染物質等の削減対策の推進

- ・大気汚染の低減に向け、事業所から排出される窒素酸化物の削減対策や浮遊粒子状物質削減対策である包括的総量規制（バスケット規制）などの取組を進め、交通環境対策と併せ早期に環境基準の達成及びその維持をめざします。
- ・河川・海域に関する環境基準は、一部の河川や海域における全窒素・全燐を除き、概ね達成・適合していますが、全ての地点での達成・適合及びその維持を図るため、事業所から排出される水質の改善対策や河川水質管理計画の見直しなどを行い、河川・海域における水質保全対策を図ります。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 大気汚染防止対策事業 工場・事業場の監視等を行うとともに、環境基準達成率向上をめざし、バスケット規制の見直しを行い、大気汚染物質の削減を推進します。	工場・事業場の監視・指導	バスケット対象工場・事業場の排出量の把握	→	現状把握を踏まえた予測シュミレーションの実施	シュミレーション結果を踏まえ、大気汚染物質の削減に向けた検討

- 環境情報システム運営事業
- 地盤沈下調査事業
- 騒音振動対策事業

．環境を守り自然と調和したまちづくり

2．生活環境を守る

(1) 地域環境対策の推進

化学物質対策の総合的な推進

- ・ 化学物質による環境リスクの低減に向け、2006年度までに市内の化学物質把握管理促進法（PRT法）対象事業所から排出される対象化学物質の総排出量の30％を削減することをめざします。
- ・ 事業所の自主管理マニュアルの整備などによる自主的な排出削減対策を促進するため、化学物質の自主管理及び排出削減状況を把握して指導・助言を行います。
- ・ 新たに化学物質の環境リスク評価を行うとともに、事業者、市民、行政によるリスクコミュニケーションを推進し、化学物質の情報の共有化と相互理解を図ります。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ PRTR推進事業 PRTR法及び市条例に基づき、事業所における化学物質の自主管理を促進し、市内における化学物質排出量の削減をめざします。	自主管理目標設定事業所数 35事業所	50事業所/年	65事業所/年	80事業所/年	90事業所/年

- 総合的化学物質対策事業
- ダイオキシン類対策事業
- 有害大気汚染物質対策事業

土壌・地下水汚染対策の推進

- ・ 事業所の廃止・移転時等においては、法令等に基づき土地所有者等による土壌調査や処理対策を促すとともに、土壌汚染のある土地の公表を行うなど、適正な土壌汚染対策を推進します。
- ・ 土壌汚染に係る情報把握のため、事業所での有害物質の取扱い状況などを整理するとともに、地下水汚染が生じている地域で継続的なモニタリングを実施し、その原因の把握と対策の推進を図ります。
- ・ 法令等で定めた特定な物質を取り扱う事業者に対して、地下水質などの状況把握や汚染が確認された場合の浄化対策の指導を行うことなどにより、健全な地下水の保全を推進します。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 土壌汚染対策事業 土地所有者等による汚染土壌処理対策などを促進するとともに、地下水の水質調査を実施し、事業者に対する地下水浄化対策の指導等を推進します。	土壌汚染の処理対策事例数 23件 地下水質調査地点数 95地点	23件 101地点			

・環境を守り自然と調和したまちづくり

2．生活環境を守る

(1) 地域環境対策の推進

公共用水域の水質改善

- ・ 閉鎖性水域である東京湾では、富栄養化の原因となる窒素・りんについては、ほとんどの地点で環境基準が達成できていない状況にあるため、窒素・りんを除去できる下水の高度処理施設の段階的な整備を推進し、多摩川や鶴見川などの水辺再生及び東京湾の環境基準の達成をめざします。
- ・ 早くから下水道を整備した地域では、雨水と汚水を1つの管で排除する合流式下水道を採用していることから、雨天時に汚水の一部が未処理のまま放流されるなど、環境衛生上・水質保全上の問題があり、これを改善するため、合流式下水道緊急改善計画を策定し、吐き口へのスクリーン設置やポンプ場・処理場沈砂池のドライ化を推進するとともに、雨水貯留管の整備を推進します。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 等々力水処理センター高度処理施設建設事業 東京湾と多摩川の再生に必要な水質環境の改善に向けて、高度処理施設を拡張します。高度処理水は江川せせらぎにも活用しています。	高度処理能力 395,500 m ³ /日の内、 65,800 m ³ /日	処理量 84,600 m ³ /日	処理量 103,400 m ³ /日	処理量 131,600 m ³ /日	2/3系列施工

- 下水道水質試験・指導業務
- 水質汚濁防止対策事業（再掲）

・環境を守り自然と調和したまちづくり

2. 生活環境を守る

(2) 廃棄物対策の推進

地域環境美化の推進

- ・市街地の美化対策とポイ捨て禁止条例の実効性の向上を図るため、散乱防止重点区域において徹底した清掃や美化活動を実施し、環境美化の推進と本市のイメージアップをめざします。
- ・市民、地域、企業、行政が一体となって、ごみの散乱や不法投棄等の撲滅に取り組むことで、地域環境美化に対する意識醸成を図り、不法投棄されにくい環境の創出をめざします。
- ・特に臨海部などにおいて不法投棄が増加しているため、監視活動の強化や関係機関との連携を深めて未然防止を図るとともに、不法投棄物の処理を推進します。

【主な事業】

- 美化運動推進事業
- ポイ捨て禁止条例啓発事業
- 廃棄物不法処理・不法投棄対策事業

廃棄物の収集・運搬

- ・廃棄物の収集は、快適で衛生的な市民生活を送るために欠かせないものであるため、安定したサービスの供給を行います。
- ・循環型社会の構築に向け、廃棄物処理に対する市民ニーズは多様化していますが、現行の収集体制では、効率面などから様々なニーズに応えていくことには限界があります。このため、実行計画期間中に、現在の普通ごみ週4日収集を3日収集に変更するとともに、市街地の状況などに応じたごみ収集車両の小型化や乗車定員の見直しなど、収集体制の再構築を図ります。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 一般ごみ収集事業 普通ごみの収集体制を週4日収集から週3日収集へ変更し、効率的な収集体制の再構築を図るとともに、普通ごみの減量化を推進します。	普通ごみ年間収集量 355,000トン	295,000トン	287,000トン	273,000トン	257,000トン
				収集回数の見直し(週4回 週3回)	

- し尿収集事業
- 浄化槽関係事業
- 粗大ごみ収集運搬事業

廃棄物の適正処理・処分

- ・廃棄物の処理にあたっては、生活環境の保全の観点から環境負荷の低減に努め、適正処理を推進します。
- ・廃棄物処理施設の運転業務等の処理体制について費用対効果の検証を行い、民間活力の導入も含めた執行体制の再構築を図ります。
- ・ごみの減量化をより一層推進し、市内最後の廃棄物埋立処分場である浮島2期埋立処分場の延命化を図るとともに、将来的には焼却施設の削減も視野に事業を展開します。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ ごみ焼却事業 環境への負荷を極力抑えた焼却処理を行うとともに、職員配置の見直しや経費の削減を行い、効率的な事業運営を図ります。	年間焼却量 498,018トン	493,370トン	492,531トン	476,959トン	472,770トン

- ごみ中継輸送事業
- フロン回収処理事業
- 粗大ごみ処理事業

・環境を守り自然と調和したまちづくり

2．生活環境を守る

(2) 廃棄物対策の推進

廃棄物処理施設の整備

- ・ 効率的な廃棄物処理を行うためには、焼却能力を常に一定程度に保つ必要があります。このため、施設建設後一定期間が経った廃棄物処理施設については、基幹的整備（大規模補修、整備）を計画的に行います。
- ・ 人口増加の続く北部地域の廃棄物処理を担っている王禅寺処理センターは、老朽化が進み著しい焼却能力の低下がみられるなど、更新時期が到来しています。このため、焼却施設とリサイクル施設を併設した将来の総合的な廃棄物処理施設として、リサイクルパークあさおの建設に着手します。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 廃棄物処理施設基幹的整備事業 施設・設備の大規模な整備を実施することにより、処理能力を保持し、施設更新時期までの延命化を図ります。	王禅寺処理センター基幹的整備				
	橘処理センター基幹的整備				

- 仮称リサイクルパークあさお整備事業
- 廃棄物処理施設等整備事業
- 浮島廃棄物埋立地整備事業

産業廃棄物の適正処理に向けた取組

- ・ 産業廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、事業者処理責任が課せられています。このため、事業者自らの発生・排出抑制、リサイクル、適正処理の促進を図ることを目的に、第4次産業廃棄物処理指導計画（計画期間：2006年～2011年）を策定します。
- ・ 産業廃棄物処理業や産業廃棄物処理施設の設置に関する許認可を行うほか、事業者の適正処理の促進や不法投棄等の防止等に向け、排出事業者や収集運搬・処分業の許可業者への定期的な立入検査と指導を行います。

【主な事業】

- 産業廃棄物処理業許可事務
- 産業廃棄物管理事業
- 産業廃棄物処理施設設置許可事務

「廃棄物埋立護岸の整備」については再掲（政策体系 -4-(4)- ）

・環境を守り自然と調和したまちづくり

3. 緑豊かな環境をつくりだす

(1) 多摩丘陵の緑の保全と育成

斜面緑地の保全

- ・ 斜面緑地の保全については、地権者が山林を持続的に所有し続けられることを基本的な考え方として、多摩川の崖線における斜面緑地について、斜面緑地総合評価に基づく A ランクの箇所から、地権者と積極的なコミュニケーションを図り、緑地保全協定の締結を推進します。
- ・ さらに、地権者との対話を進めて、理解・協力が得られる見通しの立った箇所については、緑地保全協定地を種地として、特別緑地保全地区や緑の保全地域の指定、また、ふれあいの森（市民緑地）として借地契約を行うなど、様々な手法を効果的に活用しながら斜面緑地の保全を推進します。

【主な事業】

事業名	現状	目標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 緑地保全事業 多摩丘陵に残された斜面緑地の保全施策を積極的に進めます。【特別緑地保全地区、緑の保全地域の指定、用地取得、緑地整備】	地区等指定 60 ha 用地取得 22 ha	69 ha	78 ha	87 ha	9 ha づつ指定 2 ha づつ取得

- 菅生緑地施設整備事業（再掲）
- 生田緑地施設整備事業（再掲）

市民による里山の保全・育成

- ・ 特別緑地保全地区等の指定拡大に伴い、土砂崩れ等の災害の未然防止、植生管理、生物多様性の保全といった観点からの緑地の保全、再生がますます重要となっています。
- ・ これに対応するため、実行計画期間中に、市民との協働で取り組む保全管理計画を 6 地区で策定し里山ボランティアとしての市民活動を支援します。
- ・ 保全緑地の中には、土砂崩れ等の災害をもたらす恐れの高い危険な樹木も存在するため、市民参画を得ながら安全な里山づくりに取り組みます。

【主な事業】

事業名	現状	目標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 保全緑地管理事業 保全施策の講じられた緑地の適切な管理を推進するとともに、その推進にあたっては、植生管理や防災面も含め、市民協働を基本として推進します。	保全管理計画 7 地区策定	9 地区	11 地区	13 地区	2 地区 づつ策定

- 麻生区黒川における里山環境維持モデル事業

農ある風景の保全

- ・ 市街化調整区域のまとまりのある緑地については、農業振興施策と緑地保全施策を効果的に組み合わせ、保全と活用を図ります。
- ・ 農業振興地域である黒川、岡上、早野地区を緑と農の 3 大拠点と位置づけ、生物多様性の保全、将来に向けた環境学習の場の確保、耕作放棄地の解消等の観点から、まとまりのある斜面緑地の保全と谷戸地形に介在する農地の保全を一体的な施策として展開を図ります。
- ・ 多摩丘陵の保全という広域的視点から、隣接自治体と協調してまとまりのある緑地を残していくことで、農ある風景の保全を推進します。

【主な事業】

- 森林整備計画管理等業務
- 農ある風景の保全事業

・環境を守り自然と調和したまちづくり

3. 緑豊かな環境をつくりだす

(2) 魅力ある公園緑地や水と親しむ空間の整備

地域特性を活かした特色ある公園緑地の整備

- ・市民が愛着と誇りを共有できるまちづくりを図るため、地域特性を活かした風格と魅力あふれる公園づくりを進めます。
- ・富士見公園について、都市公園としての機能回復を図るため、2006年度にコミュニティガーデン(市民農園)の設置を図るなど、面積約3haの環境整備事業に取り組みます。
- ・生田緑地の計画区域である向ヶ丘遊園跡地について、ばら苑地区を中心とした整備を推進するとともに、ばら苑地区以外については、花と緑の歴史を継承した良好なまちづくりと緑地の保全等に向けて地権者と協働で取り組みます。

【主な事業】

事業名	現状	目標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 富士見周辺地区整備の推進及び調整 富士見公園及び周辺市民利用施設の総合的・一体的な整備に向けて、富士見周辺地区整備基本計画を策定します。	富士見周辺地区整備基本計画	素案見直しの検討	基本計画の策定	取組の推進	整備推進
○ 富士見公園整備事業 野宿生活者自立支援事業と併せて、都市計画決定区域内の労働会館前から市民広場までのコンコースの環境整備を行います。	整備計画の検討	基本計画実施設計	施設整備		
○ 等々力緑地施設整備事業 水と緑の自然的環境のもと、スポーツ・レクリエーションの拠点施設及び災害時の広域避難場所として中央グラウンドの整備を進めます。	整備済面積 32.5ha	33.5ha	35.1ha	36.6ha	整備推進
○ 生田緑地施設整備事業 本市最大の緑の拠点施設として、中央地区に引続き、ばら苑及び周辺地区、東生田2丁目地区の用地取得、施設整備を進めます。	整備済面積 117.4ha 3.1ha	118.3ha 4.4ha	118.7ha 6.2ha	119.2ha (用地取得完了) 7.4ha	整備推進
○ 公園緑地計画調査事業 向ヶ丘遊園跡地について、最大地権者である小田急電鉄(株)と、緑の保全と市民開放に向けた協議を継続します。	協議・調整・土地利用方針の決定	土地利用計画等の検討	土地利用計画策定 都市計画決定区域の変更	土地利用計画に基づく環境整備の推進	緑の保全と市民開放

- 菅生緑地施設整備事業
- 緑ヶ丘霊園整備事業
- 早野聖地公園整備事業

・環境を守り自然と調和したまちづくり

3．緑豊かな環境をつくりだす

(2) 魅力ある公園緑地や水と親しむ空間の整備

特色ある公園緑地の管理と活用

- ・ 生田緑地に立地する岡本太郎美術館や日本民家園、ばら苑などは、本市の優良な観光資源であることから、地域の活性化策と連動して緑地内の公園施設を有機的に結びつける取組を推進します。
- ・ 夢見ヶ崎動物公園は、絶滅危惧種であるレムールの獣舎などがある市内唯一の動物公園であることから、今後においても、希少動物の繁殖等を図るとともに、動物とのふれあい度を高めるなどの環境教育・自然環境の場として、地域と一体となった取組を進めます。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 生田緑地内ばら苑維持管理事業 市民ボランティアと協働して、苑内のバラを良好な状態に育成し、春と秋の年2回、広く市民に開放します。	ばら苑入場者数 54,345人/年	60,000人/年	65,000人/年	70,000人/年	100,000人/年 をめざす

- 等々力緑地維持管理事業
- 生田緑地維持管理事業
- 緑ヶ丘霊園維持管理事業
- 早野聖地公園維持管理事業
- 動物公園維持管理事業

「水と緑のネットワークづくり」については再掲（政策体系 -3-(2)- ）

「魅力ある緑地・親水空間の形成」については再掲（政策体系 -4-(5)- ）

・環境を守り自然と調和したまちづくり

3. 緑豊かな環境をつくりだす

(3) 協働の取組による緑の創出と育成

花と緑のうるおいのあるまちづくりの推進

- ・都市緑化をより効果的に展開するため、地域を包括した面的な緑化を進める緑化推進重点地区整備事業や、視覚効果の高い緑化手法を用いて緑的なみどりを充実させる緑の景観づくり推進事業などを推進します。
- ・市民一人ひとりの植樹による民有地緑化の推進を図るため、思い出記念樹配布事業の充実や市民からの寄贈による記念植樹の取組など、市民主体による緑化の推進を図ります。
- ・屋上緑化・壁面緑化助成制度の普及啓発に努め、民有地緑化を促進します。

【主な事業】

事業名	現状	目標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 緑政企画調整事務 美しい国づくり政策大綱や景観緑三法の制定など、緑を取り巻く社会情勢が大きく変化していることから、かわさき緑の30プランを改定します。	かわさき緑の30プラン 計画の推進	緑の基本計画 改定準備 (素案づくり)	改定		
○ 緑化推進重点地区整備事業 本市の顔となる拠点を緑化推進重点地区として指定し、面的な緑化の推進を図ることで、花と緑を基調とした魅力あるまちづくりを推進します。	重点地区の整備 川崎駅周辺 小杉 新百合丘			整備完了 → 新たな地区の計画策定 (3地区)	整備推進 →
○ 緑の景観づくり推進事業 視覚効果の高い緑化手法を用いて、緑の軸線強化とイメージアップを図るため、市民、事業者と協働して緑の景観づくりを推進します。	緑の景観づくり実施箇所数 5か所	2か所/年	3か所/年	5か所/年	2008年度完了 3か所/年
○ 市民との協働による緑化推進事業 緑豊かなまちづくりを創出するため、屋上・壁面緑化など様々な手法を活用し、市民・事業者と協働のもと緑化を推進します。	屋上緑化面積 1,506㎡ 緑の活動団体登録数 164団体	1,500㎡/年 185団体			制度の普及啓発 200団体 215団体

- 緑化啓発事業
- 工場・事業所緑化推進事業
- 街路緑化整備事業

身近な公園などコミュニティの場づくり

- ・地域コミュニティの醸成に資する身近な公園の整備にあたっては、少子・高齢社会への対応と市民との協働による整備を基本的な考え方として、計画的に推進します。
- ・老朽化した近隣・地区公園の全面再整備により、少子・高齢化に対応した楽しい子育てや憩いの時間を過ごす場、世代間の交流が可能な場づくりを市民参加で進めます。2005年度には、桜川公園の再整備を完了し、2006年度から多摩川スーパー堤防計画と連動した御幸公園のリフレッシュ化に取り組みます。

【主な事業】

事業名	現状	目標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ リフレッシュパーク整備事業 1971年以前に開設され、老朽化した近隣・地区公園を市民参画により整備計画を策定し、新たな公園に再生します。	完成: 2公園	桜川公園整備 (完成) 御幸公園 実施設計	整備着手		2010年度 御幸公園 整備完了 →

- 市民健康の森推進事業
- 大小公園整備事業

・環境を守り自然と調和したまちづくり

3．緑豊かな環境をつくりだす

(3) 協働の取組による緑の創出と育成

市民との協働による身近な緑の育成

- ・市民と協働して身近な緑を育成し、公園の活性化及び緑の質の向上を図ります。
- ・最も身近な存在である街区公園を地域コミュニティの拠点施設と捉え、樹木剪定や草刈等の管理に加え、公園利用調整等の運営を地域住民との協働で行う管理運営協議会を設置し、市民主体による身近な緑の育成の基礎固めを推進します。
- ・公園緑地や特別緑地保全地区等において、様々な緑のボランティア活動を行っている団体を効果的に支援する体制として、緑のボランティアセンターを設置します。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 公園緑地等愛護会事業 地域の課題は地域で解決するという考え方のもと、市民にとって身近な街区公園の地元管理に向けて管理運営協議会を組織し、活動を促進します。	管理運営協議会 設置公園数 7公園	77公園	緑のボランティアセンター設置 207公園	407公園	全街区公園(約800か所)で展開

- 街路樹等維持管理事業
- 公園利用活性化事業
- 公園緑地維持管理事業
- 運動施設等維持管理事業

・環境を守り自然と調和したまちづくり

3. 緑豊かな環境をつくりだす

(4) 都市農地の多面的な機能の活用

都市農地の保全と活用

- ・市内全域で農地が減少しているなかで、良好な環境を保全し潤いのある市民生活を実現するために、都市農地の保全と活用に努め、地域特性に応じた農地の保全・活用方策を検討していきます。貴重な環境資源である北部のまとまった農地については、地域全体の活性化を視野に入れながら、計画的な保全・活用に取り組んでいきます。
- ・麻生区黒川地区は、貴重な農業生産の場であると同時に、まとまった緑地や農地が残り、環境資源としての価値が高い地域です。黒川地区での農業公園構想の実現に向けて計画地内での農体験の場や道路整備等を進め、市民交流型農業を推進していきます。黒川地区には、大学の実習農園の進出も予定されており、大学、地域、市民、行政が協働しながら、農業体験交流拠点を形成し、農業を核とした地域の活性化を図っていきます。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 農業公園、交流促進型地域農業活性化事業 麻生区黒川地区の地域資源を活かしながら、計画区域内に進出する明治大学と連携して、農業を中心とした地域振興と市民に農環境とのふれあいを提供する場づくりを推進します。	農業公園づくり事業の推進	計画区域内における用地取得 農業基盤整備 体験型農園の普及			農を活かした地域の活性化

- 生産緑地地区管理等業務
- 都市農地保全・活用事業

市民が農に親しむしくみづくり

- ・中原区の等々力緑地で開催される花と緑の市民フェアは、2004年度で35回目の開催となり、地域のイベントとして定着してきています。今後とも継続的に開催し、より多くの市民が農を知り、農に親しむ機会を提供していきます。
- ・市民が身近な場所で農体験を楽しむことができるよう、8箇所の市営の市民農園（1,206区画）の運営管理を継続していきます。また、市民農園は応募者が多く、市民ニーズに十分対応できていないことから、今後は、農業者が指導を行う体験型農園の拡充を図っていきます。
- ・今後は、レクリエーション農園、学校農園など、市民が農を楽しめるしくみについて、農業者・市民・行政等が連携して、研究・検討を進めていきます。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 市民農体験推進事業 土に親しみたいという市民ニーズに応えるため、農業者と連携して農体験の場づくりを進めます。	体験型農園数 3箇所	体験型農園の開設 1箇所	1箇所	2箇所	毎年2箇所程度開設

- 市民交流農業推進事業

基本政策 活力にあふれ躍動するまちづくり

・活力にあふれ躍動するまちづくり

1. 川崎を支える産業を振興する

(1) 産業の競争力強化と活力ある産業集積の形成

企業の立地・活動環境の向上

- ・ 京浜臨海部には石油精製、石油化学、鉄鋼、金属加工等の素材型工業が集積していることから、地域内でのエネルギーの共同利用等に対する立地企業のニーズ調査を行い、エネルギーの共同利用や副産物・廃棄物の相互利用の取組を支援し、地域における物流、エネルギー等のコスト低減を図ります。
- ・ 環境やIT等を中心とした新産業分野について、アジア地域の優れた外国人研究者等の受入れを促進しながら先端的な研究開発拠点の形成を進める国際環境特区や、税関体制の特例措置により、川崎港の国際競争力強化に取り組む国際臨空産業・物流特区などの規制緩和施策の活用により、企業の活動環境の向上をめざします。
- ・ 市内の産業を海外にPRし、販路拡大を図るとともに、海外企業誘致促進を図るため、海外の都市との産業交流や技術研修生の受入れ等を行います。また、市内企業の交流やネットワーク形成に努め、地域経済の活性化を図ります。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 産業競争力強化事業 臨海部等に立地する企業の活動環境の向上やネットワークの構築を図るため、企業ニーズ調査を実施し、産業競争力強化に向けた施策検討を進めます。	立地企業のヒアリング	立地企業のヒアリング調査結果を踏まえた施策の検討、実施、ネットワークの構築			検討結果を踏まえた、企業の立地・活動環境の向上
○ 国際経済推進事業 海外都市との産業交流やシティプロモートを推進し、川崎のポテンシャルを広く海外企業にPRします。	交流会・商談会開催 海外企業との交流会・商談会の開催	年5回程度			企業誘致・対内投資の促進

- 産業振興協議会等推進事業
- 経済団体等助成・支援事業

工業用水の安定供給

- ・ 工業用水使用者の将来に向けた水需要の動向や臨海部の再生などにより見込まれる新規・増量の需要の見通しを踏まえて、水道事業・工業用水道事業の再構築を目的に基本計画を策定し、工業用水の安定供給に必要な給水能力の見直しに取り組みます。
- ・ 工業用水道事業本来の水源による安定供給体制を確保するため必要な施設整備に着手し、使用者負担の見直しについて検討を進めます。

【主な事業】

- 施設整備事業（工水）
- 給水能力の見直し（工水）

・活力にあふれ躍動するまちづくり

1. 川崎を支える産業を振興する

(1) 産業の競争力強化と活力ある産業集積の形成

戦略的な産業立地の誘導

- ・ 市内企業の動向を的確に把握し、企業ニーズを踏まえた連携や誘導を行うことにより、企業の市外流出を防止し、研究開発機能の集積や関連企業の誘致を促進し、活力ある産業集積の形成を図ります。
- ・ マイコンシティ、アジア起業家村、エコタウン、川崎駅周辺地区、新川崎駅周辺地区など、市内の産業拠点を中心に、戦略的な産業立地の誘導を進めます。工場立地情報システムの機能を拡充し、産業立地促進資金の対象範囲や拠点地区の見直しを行い融資制度の充実を図るなど、総合的な立地支援策を推進します。
- ・ 本市の立地優位性を活かした国際的な産業拠点形成をめざし、2005年度には市内でアジア・サイエンスパーク協会の総会を開催し、アジアの企業や人材との交流を図り、アジア起業家村への立地を促進します。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 先端産業等立地促進事業 工場立地情報システムの充実を図り、効果的な企業誘致を展開します。	工場立地情報システムの掲載情報件数 37件	50件			工場立地情報システム掲載情報数50件
○ マイコンシティ企業誘致推進事業					

大規模工場の移転に対する計画的な対応

- ・ 産業構造の転換など社会経済環境の変化に伴い発生している大規模な土地利用転換などに対して、本市を支える産業の振興や操業環境の維持・改善を図るため、誘導や誘致などの確かつ迅速な対応を図って行きます。
- ・ 産業の高度化や操業形態の転換などにより発生する用地については、活力あるまちづくりに向けたビジョンを構築し、それに基づく的確な誘導を図ることにより、持続可能な都市の整備に向けた取組を推進します。

【主な事業】

- 大規模工場跡地の土地利用方策の検討

・活力にあふれ躍動するまちづくり

1. 川崎を支える産業を振興する

(2) ものづくり産業の高度化・複合化

基盤技術の高度化支援

- ・ 新技術開発、新製品開発に対する支援、大学と中小企業との共同研究支援を通じて、国際競争、地域間競争で優位性を持つ企業の育成を進めます。
- ・ 優位な競争力を持ち発展性の高い企業群を発掘し、大学、公的研究機関、他企業等の外部資源を活用した新製品、新製造方法の開発に対応した連携プロジェクトを推進し、ものづくり基盤技術の高度化をリードする企業を育成し、ものづくり産業全体の底上げを図ります。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 基盤技術支援事業 基盤技術研修等を実施し、市内企業の基盤技術の高度化を促進します。	基盤技術高度化支援研修の実施 C A D ・ C A M 講座等の実施	技術支援研修等の充実			市内企業の基盤技術の高度化促進

ものづくり技術を核とした産業の複合化・融合化支援

- ・ 国際間競争の激化の中で、競争力を持つためにはものづくり機能の高度化を図っていく必要があることから、企業の技術開発力の強化や情報技術との複合化を促進するための支援を行います。
- ・ ものづくり企業の高度化を進める際に必要となる、生産工程の高度化、効率化、設計工程の効率化、受注、生産、出荷の流れの効率化など情報技術の有効な活用方策について、中小企業を啓発する情報提供や専門家の派遣を進めます。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 新技術・新製品開発等支援事業 市内の中小製造業の新技術・新製品開発及び I T 活用を支援し、ものづくりの高度化を図ります。	新技術・新製品開発等の支援企業 8 社				毎年度 8 社程度

○ 産業デザイン振興育成事業

産学公ネットワークの構築と活用推進

- ・ ものづくり企業等の新製品開発や新分野への進出を支援するために、市内及び周辺大学の有する技術シーズ等を調査し、積極的にものづくり企業等に紹介するなど、大学と企業とが連携しやすい環境を整えます。
- ・ 企業の製品開発ニーズを把握し、大学との共同研究等のコーディネートを行います。
- ・ ものづくり企業等の技術開発力、製品開発力強化を目的として、大学と連携して行う共同研究について助成を行います。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 産学共同研究開発プロジェクト助成事業 市内中小製造業が大学と共同で行う技術開発や製品開発を支援し、産学連携によるものづくりの高度化・複合化を推進します。	産学共同の技術開発・製品開発件数 7 件	8 件			毎年度 8 プロジェクト程度を支援

・活力にあふれ躍動するまちづくり

1. 川崎を支える産業を振興する

(3) まちづくりと連動した商業の振興

魅力ある商業拠点の形成

- 川崎駅周辺には、シネマコンプレックスや音楽ホールなど、魅力ある集客施設が立地しており、今後も、川崎駅西口周辺の再開発事業では、2006年秋に堀川町地区で大型商業施設の開設が予定されています。また、2006年度には、20周年を迎える川崎地下街のリニューアルが予定されていることから、こうした機会をとらえて、地域全体の集客性・回遊性の向上に向けた総合的な支援を行います。
- その他の拠点でも、再開発事業の推進や、都市基盤整備に合わせて、個性を活かしたまちづくりを進め、集客力の高い、若者から熟年層までの幅広い世代が行き交う商業拠点地区の形成をめざします。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
川崎駅周辺市街地活性化等推進事業 TMOを中心に、効率的な情報提供やイベントを実施し、駅周辺の回遊性の向上や中心市街地の活性化を図ります。	TMO運営協議会会員数 19団体	22団体	25団体	30団体	多数の団体の協力による駅周辺の活性化

- 川崎地下街リニューアル事業
- 拠点商業賑わい事業

コミュニティの核としての地域商業の振興

- 2001年度に策定された地域商業振興プランを基本に、商店街が人々の交流や情報交換の場として、地域の人々の暮らしを支援する機能を持ち、コミュニティの核として機能するための取組を支援します。
- 地域名店化プロジェクトや私のイチ押し地元店コンクールを実施し、地元消費者とともに、地域の商店の魅力を発見・発信し、消費者に愛される個店を育成します。
- 地域の情報交換や交流機能、地域住民の生活を支援する機能など、地域コミュニティの核としての商業を、生活コア商業と位置づけ、商業と地域の両方の課題に対応した取組を総合的に進めることで、商業と地域の共存・共生関係を構築します。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
地域商業（生活コア商業）活性化支援事業 商店街等が地域住民と連携して取り組む商業活性化事業を支援し、地域コミュニティ機能の向上を図ります。	活性化事業実施団体数 38団体	42団体			

- チャレンジショップ支援事業
- 商店街空き店舗総合活用事業
- 地域名店化プロジェクト推進事業

・活力にあふれ躍動するまちづくり

１．川崎を支える産業を振興する

（３）まちづくりと連動した商業の振興

消費生活の安定向上

- ・本市の中央卸売市場は南北の２市場体制で、市民への生鮮食料品の安定供給に努めています。しかしながら、流通機構の変化や隣接地域の大規模市場との競合により、年々取扱い高が減少しています。こうした状況を受けて、今後の南部市場に関する基本方針を策定するとともに、これに基づく見直しを実施していきます。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 南部市場施設整備事業 南部市場について、基本的な方針を検討し、方針に基づいた見直しを進めます。		基本方針の策定	事業の計画・実施		→

- 計量検査事業
- 北部市場の管理運営事業

・活力にあふれ躍動するまちづくり

1. 川崎を支える産業を振興する

(4) 中小企業の経営環境の整備

中小企業の育成

- ・ 中小企業は、地域の安定した雇用の支えであるとともに、生産活動やサービスの提供を通して豊かな市民生活の創出に貢献しています。しかし、産業構造の変化の中で経営環境が厳しさを増していることから、中小企業の経営改善や基盤強化を図るため、産業振興財団の中小企業サポートセンターにおいて、中小企業者への相談サービス等の充実に努めます。
- ・ 中小企業サポートセンターにおいて、経営、税務、技術、法律等の専門家を配置した窓口相談を実施します。また、企業、商店、商店街団体等へ一定期間、専門家を派遣して、適切な診断や助言を行います。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 中小企業経営支援事業 中小企業がらの技術・経営等の各種相談に対して、窓口相談や専門家の派遣を行います。	専門家派遣延日数 147日	120日			

- 経営アドバイス等事業
- 財団法人川崎市産業振興財団運営費等補助事業

中小企業の経営安定

- ・ 川崎を支える産業を振興するとともに、新たな産業の創出に向けて、効果的な融資制度の構築を図ります。事業活動に必要な資金の円滑かつ多様な供給に向けて、民間金融機関との連携や適切なリスクシェアにより、民間活力を活かした効率的な資金供給体制の構築を進めます。
- ・ 中小企業等の事業活動に必要な資金の供給に向けて、融資制度等の的確な運用を図り、市内企業等の安定的で健全な経営を支援します。
- ・ 経済情勢や社会情勢に迅速に対応できる金融環境の整備と既存の融資制度の充実に図り、ベンチャー事業や企業の新分野進出について、適切な支援を図ります。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 間接融資事業 市内中小企業事業者等への円滑な資金提供を図るため、民間金融機関との連携により金融環境の充実に図ります。	金融環境整備に向けた検討	クイックローンの創設	安定的な融資		事業者への円滑な資金提供

- 中小企業の経営相談・金融相談事業
- コミュニティビジネス支援融資補助事業（再掲）

販路拡大・開拓の支援

- ・ 従来の系列システムの崩壊、中国等の台頭に代表されるグローバルな最適地生産・調達の拡大、納期の短期化、生産コストの削減要請など、従来以上に効率的な経営が要求される中で、中小企業にとって厳しい経営環境が続いています。このような環境で安定した企業経営を継続するためには、国内外に製品の販路を広げることが重要であることから、市内製造業の高い技術力に支えられたオンリーワン、ナンバーワン製品を「川崎ものづくりブランド」として認定・アピールし、市内製品の高技術・高品質のイメージ定着を図ります。
- ・ 市内企業の技術レベルの高さや高品質を広く国内外に周知し、新たな販路を開拓・拡大するための企業の情報発信を支援します。中小企業が出展しやすい先端技術見本市を開催し、市内企業の新技術・新製品の展示紹介を行い、販路の拡大や取引の増加を図ります。

【主な事業】

- テクノトランスファー事業
- かわさきブランド推進事業
- Webかわさき製品見本市事業

・活力にあふれ躍動するまちづくり

1. 川崎を支える産業を振興する

(5) 都市農業の振興

農業経営の基盤づくり

- ・ かわさき「農」の新生プランに基づき、かわさき130万市民「農」のあるライフスタイルづくりを推進するとともに、安全で安心な環境保全型農業を推進し、市民の生活と共存する都市農業を確立します。
- ・ 消費地に直結しているという地理的優位性を活かして、消費者への直売や地産地消のしくみづくりと市民ニーズに応える生産性の高い農業経営の基盤づくりを進めていきます。また、安全で安心な農産物の生産や市民の農体験の場を提供するために、農業機械や施設を導入する農業者に対して支援を行うとともに、花と緑の市民フェアや畜産まつり等、市民が「農」に親しむイベントの開催を支援しながら農業経営の安定化を図っていきます。
- ・ 市民・農業者・農業団体等が連携して、安全で安心な農産物の生産や供給のしくみを推進するための体制を整備し、市内農業の収益性の向上や農業経営の安定化を支援していきます。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ かわさき「農」の新生プラン推進事業 プランに基づき、農業者、市民、行政等が協力しながら、環境保全型農業や地域資源循環型農業を推進します。	かわさき「農」の新生プランの策定	かわさき「農」の新生プラン推進会議の設置	プランの推進		市民の「農」あるライフスタイルの実現

- 環境保全型農業推進事業
- 農業経営安定対策事業

地産地消の推進

- ・ 市民に新鮮で安全な市内産の農産物を供給する地産地消のしくみの確立を図り、農業者にとっても、付加価値の高い安定した農業経営ができるようなしくみづくりを進めるため、農業団体、農業者、市民、行政が連携・検討していく協議会を設けて、学校給食への食材供給や「農産物即売市」などの開催について検討を進めます。
- ・ 農業者による共同直売所の設置を支援し、市内の直売所の設置について検討していきます。

【主な事業】

- 地産地消推進事業

農業の担い手の育成

- ・ 都市型農業を担う経営感覚を持った農業の担い手を育成するために、農業経営改善計画の認定や農用地の利用集積を促進して、安定的な農業経営主体である認定農業者の増加を図り、地域農業のリーダーとして農業経営士の育成に努め、意欲ある農業者への支援を行います。
- ・ 市民向けフォーラムの開催や、市民の農体験事業を実施して、市民が「農」に親しむ機会を増やしていきます。農体験を通じて、市民が憩い楽しむ場を創出し、担い手としての援農ボランティアの育成を図ります。

【主な事業】

- 担い手育成事業

．活力にあふれ躍動するまちづくり

1．川崎を支える産業を振興する

(5) 都市農業の振興

農業生産基盤の整備

- ・ 安定した農業生産を維持するため、施設の維持管理やほ場・用排水施設・農道の整備等を行い、農業生産の拠点としての基盤整備や維持管理を計画的に支援していきます。
- ・ まとまった緑地や農地が残る黒川地区は、貴重な農業生産の場であり、環境資源としての価値も高い地域であることから、この地区の優れた景観や環境を活かして、農業公園づくりと連携しながら、農体験の場づくりや農産物直売所の整備などへの取組みを支援します。
- ・ 同地区に進出を計画している明治大学農学部実習農場を地域の資源として位置づけ、地元農業者、市民・消費者、大学、行政が連携しながら、市民の農業体験交流拠点の形成に向けた基盤整備を推進していきます。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 生産基盤等整備事業 農業生産基盤整備に係る調査及び基盤整備を行います。	農業用かんがい用水確保のための支援	灌漑面積調査 動力費補助			計画的な農業 基盤整備

- 営農団地整備事業
- 農業委員会等管理運営、審査・承認・許認可等

・活力にあふれ躍動するまちづくり

2. 新たな産業を創り育てる

(1) 新事業創出のしくみづくり

ベンチャー支援・創業支援

- ・ベンチャー支援、創業支援、新分野進出支援のための総合的な起業化支援事業を進め、企業の成長段階に応じたきめ細かい支援策を、効率的・効果的に実施していきます。
- ・創業準備段階においては、ビジネスプラン作成や創業支援制度の情報提供等による支援を行います。
- ・創業期の起業家やベンチャーに対しては、技術や経営の専門家による相談、企業への専門家派遣等のアドバイス支援を行います。同様に新分野進出をめざす企業に対しても、専門家による支援を実施します。
- ・産学連携ニュースレターの発行や技術シーズ提供セミナーの開催を通じて、的確な情報提供に努めます。また、産学公ネットワークの強化に向けて試作開発研究会を運営し、大学から移転可能な技術と企業が求める技術とのマッチングを行い、企業の新たな分野進出や創業期の企業の成長を支援します。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 起業化総合支援事業 起業準備段階や新分野進出のためのビジネスプラン作成講座と、事業化段階のためのオーディションを開催します。	ビジネスプラン作成講座、ビジネスオーディションの開催 2講座 7回	講座・オーディション開催による起業化支援策の推進			

- 産学共同研究開発プロジェクト助成事業（再掲）
- 新技術・新製品開発等支援事業（再掲）

インキュベーション機能の充実

- ・市の南部、中部には、川崎市が運営するK B I C（かわさき新産業創造センター）とS O H O（創房）神奈川県や川崎市等の出資によるK S P（かながわサイエンスパーク）、民間企業が開設したT H I N K（テクノハブ・イノベーション川崎）等、創業期にある企業に対して事業活動用のスペースを提供するインキュベート施設が充実しており、こうしたインキュベート施設において、入居企業に対して場の提供を行うだけでなく、専門家等による経営アドバイス、技術アドバイスなど、日常的な支援体制を整え、経営、資金調達、販路拡大、技術支援、産学連携などの具体的な支援を行っていきます。
- ・今後は、民営のインキュベート施設の増強を図るとともに、創業企業や、新分野進出時の技術開発を支援する専門機関、大学、民間研究機関等の産学公ネットワークを強化し、多くの創業や新分野進出を促進していきます。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 新産業創造支援事業 かわさき新産業創造センター（K B I C）を運営し、創業者やベンチャー企業を支援します。	かわさき新産業センター（K B I C）入居企業支援 24社	K B I Cを通じた創業・ベンチャー企業支援			支援企業群の成長促進
○ ポストインキュベーション機能構築事業 K B I Cなどのインキュベート施設を卒業する成長企業が、市内に定着するためのポストインキュベーション機能の構築を図り、企業の市内定着を促進します。		ポストインキュベーション機能を構築するための基礎調査	企業の市内定着支援		インキュベート施設で成長した企業の市内定着の促進

．活力にあふれ躍動するまちづくり

2．新たな産業を創り育てる

(2) 市民生活を支援する新たな産業の育成

福祉・生活文化産業の振興

- ・ 市民の暮らしの質の向上をもたらす新たな産業分野として、生活・文化産業育成事業（ヒューマンライフかわさき事業）を継続的に実施し、福祉・音楽・健康・観光・映像など本市の特性を活かした生活・文化産業の育成に関わる企画や調査を行い、生活関連分野の産業創出・振興に計画的に取り組んでいきます。
- ・ 福祉機器の製造・販売等の事業者、大学等の教育機関、行政等の産学公連携によるネットワークを構築し、定期的な交流事業を通じて、参加者が相互に情報を交換する場を設け、テーマ別のグループの形成や、参加者の希望に応じた支援策を実施し、「川崎発福祉製品」の創出を促進していきます。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 福祉産業振興事業 産学公の「福祉産業創出ネットワーク」を構築し、情報提供、逆見本市、交流等を行い、福祉産業創出を支援します。	福祉産業創出ネットワーク参加者 100事業者	110事業者	120事業者	130事業者	ネットワークの拡大
○ 生活・文化産業振興事業 生活産業懇談会を開催し、市内の生活・文化産業の活性化を図ります。	生活産業懇談会の開催回数 年4回	年4回	→		生活・文化産業の活性化

ユニバーサルデザインを活かした産業の振興

- ・ 高齢化の進行により、加齢による身体機能の低下や障害から、日常生活に不自由を感じる人が増えてくることが予測されます。こうした変化に応じて、できる限り多くの人々の利用を可能とするようなユニバーサルデザインの理念に基づいた製品の創出が求められており、ユニバーサルデザイン製品は、企業にとって、新たな顧客創出や新分野進出にもつながることから、セミナーの実施やハンドブックの作成など、広くユニバーサルデザインによる製品づくりの理念の普及に努めます。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ ユニバーサルデザイン製品創出事業 ユニバーサルデザインに関するセミナーを開催し、ユニバーサルデザイン対応の製品づくりのハンドブックの作成・配布などを通じて理念の普及を図ります。		ユニバーサルデザイン創出ハンドブックの作成	ユニバーサルデザインの理念普及	→	市内事業者によるユニバーサルデザイン製品の創出

．活力にあふれ躍動するまちづくり

2．新たな産業を創り育てる

(2) 市民生活を支援する新たな産業の育成

環境調和型産業の振興

- ・ 環境関連分野の産業振興を本市における新産業創出における重要な柱として明確に位置付け、アジア起業家村構想や国際環境特別区の推進などと協調しながら、廃棄物の再資源化、大気・水・土壌などの生態系の再生、資源エネルギーの効率的な利用などに関する、環境調和型産業の振興に取り組んでいきます。
- ・ 環境調和型まちづくり（エコタウン）構想の継続的な推進を図り、臨海部への新たな環境調和型産業の立地を促進します。構想推進のために産学公の連携による推進体制の構築を図り、臨海部企業の未利用エネルギーや廃棄物・副生成物の実態把握に努め、それらの相互利用や地域内循環を図り、臨海部全体のエコタウン化を促進します。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 環境調和型産業振興事業 環境セミナーを開催し、参加企業間の情報交流、研究、環境に配慮した製品開発、販路拡大を支援します。	セミナー開催回数 年1回	年4回			
○ 環境調和型まちづくり(エコタウン)推進事業 環境調和型まちづくり(エコタウン)を推進するため、川崎セメント・ミッション工業団地等における臨海部の資源循環型まちづくりを推進します。	川崎セメント・ミッション工業団地の協同組合事業の支援				資源循環型まちづくりの推進

コミュニティビジネスの振興

- ・ コミュニティビジネスは、地域において、地域住民や同じ価値観をもつ人々が、経営感覚や生活者意識と市民感覚を併せ持ちながら、地域の潜在資源を使って、地域コミュニティの元気づくりや課題解決、生活の質の向上をめざして行う事業として、関心が高まっていることから、本市においても、コミュニティビジネスを、地域の課題を地域で解決するしくみのひとつとして位置付け、市民によるコミュニティビジネスの創造と振興を支援していきます。
- ・ 地域の産業おこしのモデルとして、市の北部に立地する大学、企業、NPO、経済団体、行政等が設立した、たま市民生活・文化産業おこしフォーラムを核として、地域における新しい都市型サービス産業の誘致・創造、既存産業の活性化、人材育成を支援していきます。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ たまフォーラム推進事業 地域に根ざした産業の創出を図るため、たま市民生活・文化産業おこしフォーラムの活動を推進します。	大学連携講座、セミナー等参加者数 地域の産業おこしに向けた大学共同講座等の開催	200人	200人	NPO化支援	地域の大学、企業、NPO等の連携による主体的な取組の推進
○ コミュニティビジネス支援融資補助事業 保証制度の完備されていないNPO法人等が行うコミュニティビジネスについて、円滑な融資を支援します。		融資制度創設	安定的な融資		

・活力にあふれ躍動するまちづくり

2．新たな産業を創り育てる

(3) 新エネルギー産業の育成

「新エネルギーの導入の推進」については再掲（政策体系 -1-(1)- ）

新エネルギー分野の事業創出・育成

- ・ 新エネルギーの開発技術の動向や新エネルギー関連企業の実態把握に努め、新エネルギー産業の今後の可能性や支援策等について調査研究し、新エネルギー分野の事業創出や育成を促進します。
- ・ 市内企業に情報発信し、新エネルギーに関する理解を深め、新エネルギーの普及導入や技術開発を促進していきます。

【主な事業】

- 新エネルギー産業創出事業

．活力にあふれ躍動するまちづくり

2．新たな産業を創り育てる

(4) 科学技術を活かした研究開発基盤の強化

先端科学技術の振興

- ・ 市内・外の大学、研究機関及び産業界の研究者、技術者が互いに発表、交流することにより、産学連携、企業間連携による事業化の促進及び共同研究プロジェクトの創出を推進します。
- ・ 新川崎・創造のもり、臨海部等をはじめとした市域への研究開発機関等の誘導を促進します。
- ・ 科学技術振興を総合的・計画的に推進するため、(仮称)科学技術会議を設置します。
- ・ 中学生を対象とした先端科学技術副読本の配布を行い、科学技術への関心を高めていきます。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 産学公民連携による科学技術基盤の強化 産学公民連携ネットワーク化による連携基盤の強化を図るとともに、科学技術教育を充実します。	基盤強化事業の実施 連携基盤の強化 副読本配布による科学技術教育				連携基盤の強化 副読本の見直し
○ 科学技術を活かした研究開発機能の強化 新川崎・創造のもりや臨海部などの研究開発拠点における機能強化を図ります。	先端研究開発の推進 機能強化に向けた検討・調整				民間主体の事業実施への支援
○ ゲノム・ライフサイエンスの推進事業 産学公連携組織「かわさきライフサイエンスネットワーク会議」の開催や、推進基盤となる研究開発機関の立地誘導に伴う調整を図ります。	ライフサイエンスネットワーク会議の開催回数 3回 研究開発機関の立地誘導に伴う調整	4回			研究開発機関の集積促進

「産学公ネットワークの構築と活用推進」については再掲（政策体系 - 1-(2)- ）

科学技術を学ぶ場づくり

- ・ 新川崎・創造のもりにおいて、大学、研究機関等の協力のもと市民組織が中心となって、大学、研究機関等の研究成果を市民に還元し、市民が科学技術を身近に接することができるような公開セミナー、シンポジウムなどのネットワークづくりに取り組みます。
- ・ 子どもたちの理科離れを防ぎ、科学の楽しさを伝えるため、体験的科学実験セットを製作し、市内各地で運用します。
- ・ 芸術と科学の融合化をめざした新産業文化を提案する企画展示イベントを開催し、科学技術の啓発に努めます。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 新川崎・創造のもり推進事業 新川崎・創造のもりにおいて、先端科学技術のセミナーを開催します。	セミナー開催回数 6回	5回	2回	2回 民間主体実施	
○ 科学と芸術の融合展 デジタルフィルムフェスティバルの開催を通じ、本市の映像産業振興をアピールし映像産業関係者のネットワーク形成を行います。	各年入場者数 4,833人	5,000人	5,000人	6,000人	6,000人

．活力にあふれ躍動するまちづくり

3．就業を支援し、勤労者福祉を推進する

(1) 人材を活かすしくみづくり

産業人材の育成と活用

- ・ 少子高齢化が進行するとともに、2006年をピークに日本は人口減少過程に入り、生産年齢人口は相対的にも絶対的にも減少することが予測されています。こうした中で、高い生産性を保ち、活力ある地域経済を維持していくために、多様な人材を地域経済に活かせるしくみの構築が求められていることから、企業、教育機関、経済団体、NPO、行政機関等の連携により、人材育成・活用について検討し、中長期的な観点から、本市経済を支える産業人材の育成や活用への取組を進めていきます。
- ・ 地域の産業資源を活用した若い世代へのキャリア教育、小・中・高校生及び地域住民等の工場見学やものづくり体験、高校生・大学生を対象とした就業体験事業等に取り組んでいきます。また、今後増加が見込まれる企業OB人材については、市内企業の技術の高度化や新分野進出を支援するための有力な人材と位置付けて、人材の確保と活用に努めていきます。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 産業人材育成事業 地域での産業人材の育成と活用に向けた地域プラットフォームの形成をめざします。 ○ 地域ものづくり等支援事業 ○ 企業等OB人材活用支援事業		地域の産業人材育成・活用のしくみづくり	協議会の運営	→	産業人材の育成・活用による地域経済の活性化

就業の支援

- ・ 経済構造の変化や景気の低迷などにより、市内の雇用環境は厳しく、パート労働者やアルバイトが増加し、特に若年者及びシニア世代の雇用情勢が深刻化しています。こうしたことから、再就職のためのセミナー開催や労働者相談業務の充実など、求職者や労働者への支援を拡大・拡充していきます。
- ・ 市内企業に対する求人開拓を並行的に進め、相談から研修、求人情報の提供、就業までの一貫した支援を実施し、市内企業の雇用ニーズと求職者の効果的なマッチングを図ります。
- ・ 人材が不足しがちな福祉分野における人材バンクを充実するとともに、高齢者に対する職業紹介等の就労支援を進め、高齢社会における需要に対応した人材育成・活用のしくみを整えます。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 経済就業支援事業 企業等OB、若者、女性など、豊富な地域の人材と市内企業の雇用ニーズのマッチングを支援します。 ○ 雇用・求職対策事業		就業支援セミナー・就業カウンセリングの実施 75回	→	→	就業相談と求人開拓による地域人材の就業支援

・活力にあふれ躍動するまちづくり

3．就業を支援し勤労者福祉を推進する

(2) 勤労者施策の推進

勤労者の福祉の充実

- ・ 勤労者が健康で文化的な生活を送れるよう労働時間の短縮や余暇対策等の啓発を行うなど、労働環境、生活環境の改善を推進し、勤労者福祉の向上を図ります。

【主な事業】

- 勤労者福祉対策事業
- 労働資料の調査及び刊行業務
- 勤労者福祉共済
- 住宅相談事業
- 生活文化会館の管理運営事業
- 労働会館の管理運営事業

技術・技能の振興奨励

- ・ 生活に根ざした文化である技術・技能について、市民への理解を深め、技能職者について社会的地位の向上及び後継者の育成を図るための事業を実施します。
- ・ 技能職団体との連携を深めるとともに、各種技能イベントを実施し、市民参加の実技体験等を通じて、市民の理解と人材育成を図ります。また、かわさきマイスター認定者の作品展示会や市民参加の講習会及び実演見学等を実施するなかで、固有の技術・技能の継承を図るとともに、その振興に努めます。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ <u>かわさきマイスター制度事業</u> 人材の有効活用を図り、マイスターの協力事業を拡充し、技術・技能の振興、継承活動を支援します。	マイスター新規認定者数 累計38人	5人			

- 技能奨励事業

・活力にあふれ躍動するまちづくり

4. 川崎臨海部の機能を高める

(1) 臨海部の産業再生

臨海部の再生に向けた産学公民連携の推進

- ・ 産学公民連携組織である臨海部再生リエゾン推進協議会を中心に、臨海部再生プログラムを推進します。
- ・ 臨海部立地企業の生産環境改善に向けた規制緩和・インセンティブなどの支援策の具体化について検討を進め、立地企業の事業活動の活性化を図ります。
- ・ 臨海部の地理的優位性や立地企業の持つ高い技術力の活用と企業間連携による取組の促進、臨海部における資源・エネルギー循環の構築と企業の有する諸資源の活用による、新たなビジネスチャンスの創出など、京浜臨海部地域全体の競争力の向上を図ります。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 臨海部産学公民連携の推進 川崎臨海部再生に資する企業間連携によるモデル事業を推進するとともに、臨海部再生に向けた取組の情報発信を図ります。	産業系排熱利用及び資源循環プロジェクトの連携調査・検討	産学公民の連携によるモデル事業化検討	モデル事業化支援		

- 国際環境特別区推進事業

「環境調和型産業の振興」については再掲（政策体系 -2-(2)- ）

「環境技術を活かした国際貢献」については再掲（政策体系 -1-(3)- ）

アジア起業家村構想の推進

- ・ 中国をはじめとするアジアの主要都市と協力・連携関係を構築しながら、アジア各国の起業家が我が国進出の足がかりとなるアジア起業家村の形成に向けて、企業や起業家の誘致や研究者などの受入を進めます。
- ・ 民間のインキュベント施設であるTHINKを拠点として活用し、川崎市中小企業サポートセンター、かながわサイエンスパーク、アジア起業家村推進機構との協働により、創業支援、経営支援のほか、日常生活サポート等を提供します。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ アジア起業家誘致交流推進事業 拠点施設整備、入居者支援、ブランド確立等により、アジア企業の産業集積を図ります。	上海市との連携 3社進出	アジアからのベンチャー企業誘致 5社進出	アジア主要都市からの誘致促進 5社進出		アジアのベンチャー創業の拠点づくり

「企業の立地・活動環境の向上」については再掲（政策体系 -1-(1)- ）

・活力にあふれ躍動するまちづくり

4. 川崎臨海部の機能を高める

(2) 臨海部の都市再生

川崎殿町・大師河原地域の拠点整備

- ・ 羽田空港の再拡張・国際化に対応した神奈川口構想を推進するため、川崎殿町・大師河原地域の整備計画、事業計画を策定するとともに、各施設の整備に順次着手し、企業誘致を進めます。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 川崎殿町・大師河原地域の拠点整備 都市再生事業計画の策定、事業化に向けた調整を行い、都市基盤の整備と企業等の誘致により神奈川口構想の実現と活力ある都市拠点を整備します。	特定地区の整備計画策定	都市再生事業計画の策定	企業等の誘致 順次整備着手		→

浜川崎駅周辺地域の拠点整備

- ・ 広域的視点から求められる新たな機能立地に必要な基盤施設や土地利用転換の動向を視野に入れながら、段階的かつ計画的な整備を促進し、公共への貢献、公民連携・協力に基づく円滑な地域整備を進めます。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 浜川崎駅周辺地域の拠点整備 広域的視点から求められる新たな機能立地に必要な基盤整備や土地利用転換の動向を視野に入れながら円滑に地域整備を進めます。	特定地区の整備計画策定	事業推進 方策検討	都市再生事業 計画の策定	企業等の誘致 順次整備着手	→

多摩川リバーサイド地区の整備

- ・ 多摩川リバーサイド地区は、京浜臨海部の国際競争力の強化に向けた取り組みや羽田空港の再拡張国際化などの動きと併せ土地利用転換が進められていることから、このような動向を踏まえ、関係事業者や地域住民との連携を図りながら、研究開発機能の整備や、羽田空港の国際化や臨空機能の強化による人・物・情報の交流結節点機能や研究開発機能の整備を進め、都市機能の形成を推進します。
- ・ スーパー堤防や広域防災拠点の整備など都市防災の機能の向上や、多摩川と連携した憩いの都市空間機能などの創出を促進します。

【主な事業】

- 多摩川リバーサイド地区の整備

臨海部の交通ネットワーク基盤の整備

- ・ 臨海部の拠点整備推進のため、必要な交通ネットワークの基盤を整備します。
- ・ 道路については、羽田連絡道路、臨海部幹線道路及び東扇島水江町線等の整備を検討します。
- ・ 鉄軌道系の整備については、東海道貨物支線の貨客併用化等について検討を進めます。

【主な事業】

- 京浜臨海都市再生予定地域等整備事業
- 臨海部鉄軌道計画調査（再掲）
- 臨港道路東扇島水江町線整備事業（再掲）

・活力にあふれ躍動するまちづくり

4．川崎臨海部の機能を高める

(3) 羽田空港再拡張・国際化に対応した基盤づくり

羽田空港再拡張・国際化に対応した基盤づくりの推進

- ・ 羽田空港の再拡張・国際化にあわせ、羽田空港と川崎殿町・大師河原地域を結ぶ道路を整備するとともに、川崎殿町・大師河原地域のまちづくりを推進し、神奈川口構想の実現に向けた取組を行います。
- ・ 羽田連絡道路と連携した臨海部交通ネットワーク基盤の整備に向けて、各種調査・検討を進めます。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 羽田連絡道路関連事業 羽田空港の再拡張・国際化にあわせ、羽田連絡道路の整備とそれに連携した臨海部交通ネットワーク基盤の検討を進めることにより、京浜臨海部の活性化を推進します。	基本計画検討	ルート・構造及び環境などの調査・検討	環境アセス・都市計画手続	→	着工

「川崎殿町・大師河原地域の拠点整備」については再掲（政策体系 -4-(2)- ）

・活力にあふれ躍動するまちづくり

4. 川崎臨海部の機能を高める

(4) 広域連携による港湾物流拠点の形成

港湾物流機能の高度化

- ・ 川崎港は、東京・横浜へのアクセスや羽田空港の近接性、港湾物流機能の充実等の優位性を踏まえて、東扇島地区ファズ2期、3期計画の見直しにより、川崎港の物流動向に合わせた業種・企業の立地に向けた土地活用を図り、高機能物流拠点の形成を推進します。
- ・ 我が国港湾の国際競争力を確保するため、港湾物流情報の効率化に向けて、国、関係機関、国内主要港湾とともに港湾物流の情報化を推進します。
- ・ 構造改革特区制度等を活用した新たな規制緩和により、港湾の物流機能強化を図ります。
- ・ 川崎港を取り巻くさまざまな情勢の変化に的確に対応するため、2010年度の港湾計画の改定をめざして、2007年度から港湾計画策定調査に着手します。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 港湾物流拠点推進事業 東扇島の物流機能の強化に向け、ファズ2期3期計画の見直しや物流動向に合わせた物流機能の高度化を推進します。	ファズ2期、3期計画の見直し 土地暫定利用中 港湾物流動向の調査・研究	土地利用方策、 立地誘導機能の 調査・検討	ファズ計画の見 直し 企業の誘致に向 けた取組推進	企業の誘致	物流機能の 高度化
○ 港湾計画策定事業 次期港湾計画として、川崎港の臨港地区内における土地利用や港湾施設の整備方針を計画立案し、適正な港湾の形成を図るため策定します。	既定計画	策定準備	→ 策定調査		港湾計画策定

- コンテナ推進事業

港湾機能施設の維持整備

- ・ 川崎港の公共ふ頭について、千鳥町・東扇島を中心に港湾物流貨物の拠点としての機能を維持するとともに、貨物に対応した港湾機能の充実や川崎港の特徴を活かした利用しやすく安全な港づくりをめざして、港湾施設の充実・強化に向けた維持整備を進めていきます。また、施設の整備においては、既存ストックの有効活用の観点から効果的な延命化対策や機能向上に取り組みます。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 港湾施設改修事業 老朽化した千鳥町2号岸壁の改修に着手し、既存ストックの有効活用を図ります。	千鳥町2号岸壁 休止中	改修現況調査・ 検討	実施設計	改修工事着手	改修工事完了

- 港湾設備維持整備事業

・活力にあふれ躍動するまちづくり

4. 川崎臨海部の機能を高める

(4) 広域連携による港湾物流拠点の形成

臨港道路の維持整備

- ・既存の川崎港海底トンネルは、完成以来25年が経過し、電気・機械諸設備の老朽化に伴い、2002年度から5ヵ年計画で改修工事を実施しており、これを着実に進めます。また、トンネル本体の改修工事に向けた調査・検討を行い、交通の円滑化及び安全性や利便性の向上を推進していきます。
- ・東扇島と川崎市街を結ぶ唯一の連絡路である川崎港海底トンネルは、東扇島の発展とともに交通量が増大し、交通渋滞を招いていることから、新たな道路として臨港道路東扇島水江町線の整備に向けた調査・検討に着手します。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 川崎港海底トンネル改修事業 適切な維持管理のため、海底トンネルの設備等の改修を実施します。 また、トンネル本体の改修に向けて調査・検討に着手します。	設備等改修進捗率 60%	80%	完了		
	トンネル本体の改修	基本調査・検討	詳細調査・検討	工事着手	工事完了
○ 臨港道路東扇島水江町線整備事業 臨港道路東扇島水江町線の整備に向けた調査・検討に着手します。	検討			調査・検討	整備着手

廃棄物埋立護岸の整備

- ・浮島1期地区は、土地利用に向けての様々な課題を検証しながら、効果的な活用を推進します。
- ・浮島2期地区の護岸工事を一部完成させ、一般廃棄物や建設発生残土等の受入れによる埋立を実施します。
- ・羽田空港再拡張工事の実施に伴い、護岸工事への影響を回避するため、浮島2期地区廃棄物埋立護岸の地盤改良工事を2009年の完了に向けて実施します。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 浮島埋立事業（1期） 廃棄物最終処分場を形成する護岸の健全性の確保、水質環境への配慮から、浮島1期地区の護岸を2004年度から3ヵ年をかけ補修を行います。	補修工事進捗率				
	詳細調査設計	50%	100%		
○ 浮島埋立事業（2期） 浮島2期地区の廃棄物埋立護岸工事のうち、2009年の羽田空港再拡張に合わせ、地盤改良工事を完了します。	地盤改良工事進捗率				
	57%	63%	76%	88%	地盤改良工事 2009年完了

・活力にあふれ躍動するまちづくり

4．川崎臨海部の機能を高める

(4) 広域連携による港湾物流拠点の形成

港の利用促進

- ・ 川崎港の物流利用を誘致促進するため、コンテナ貨物や在来貨物などの新規定期航路の開設に向けて、積極的に海外も含めたポートセールスを実施するとともに、コンテナ航路開設に向けて海外友好港との交流を推進し、効果的・安定的な港湾経営に努めます。
- ・ 市民に川崎港の役割を理解していただくため、川崎港のPR活動として海の日記念事業や川崎港見学会等を通じて、港の市民利用を促進します。

【主な事業】

- ポートセールス事業
- 港湾振興事業
- 友好港交流推進事業

港湾機能の管理運営

- ・ 川崎港における係留施設、荷さばき地などの公共ふ頭を中心としたさまざまな港湾施設の適切な管理運営に努めます。
- ・ 港湾振興会館（川崎マリエン）を港湾振興の拠点として、海事関係者に対し施設を提供するなど港湾利用者の利便性向上に努めるとともに、市民が港に親しむ場として、市民利用を推進します。
- ・ 港湾の国際競争力とサービスの向上をめざして、京浜3港（川崎港、東京港、横浜港）での港湾施設使用手続きの共通化・簡素化を推進します。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 港湾振興会館管理運営事業 マリエンの指定管理者制度への移行を検討し、効率的かつ効果的な管理運営に努めます。	指定管理者制度の導入検討		指定管理者制度の導入	効率的な運営	

- 港湾情報システム等管理運営事業
- 港湾管理事業

．活力にあふれ躍動するまちづくり

4．川崎臨海部の機能を高める

(5) 市民に開かれた安全で快適な臨海部の環境再生

基幹的広域防災拠点・東扇島東緑地の整備

- 東扇島地区に港湾機能が充実し物流センターが集積する川崎臨海部の立地特性を活かして、災害時において物流のコントロールや広域支援部隊等のベースキャンプとして機能する首都圏における基幹的広域防災拠点を整備します。
- 東扇島東緑地は、災害時における基幹的広域防災拠点の機能を持ちつつ、平常時には市内初の人工海浜として、市民が川崎の海にふれあえる親水性豊かな緑地として整備を進め、完成後は臨海部の新たな名所として魅力のある空間を提供します。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 基幹的広域防災拠点整備の推進及び調整 基幹的広域防災拠点を活用した市民の防災意識の向上や臨海部の活性化につながる取組を進めていきます。	整備着工		活用方策の調査・検討	広域防災拠点の整備完了	広域防災拠点を活用した取組
○ 東扇島東緑地整備事業 東扇島東緑地の整備を国直轄事業により推進し、市民などへ親水性のある豊かな緑地空間を提供します。	工事着手		工事推進	人工海浜を有する港湾緑地の工事完成	魅力ある緑地空間の提供

魅力ある緑地・親水空間の形成

- 川崎港では、緑地などのオープンスペースの整備を図り、市民が集う魅力ある港づくりを推進します。
- 川崎港のシンボルとしての役割を担う川崎マリエンにおいては、市民利用の促進や施設を有効活用することにより、港のイメージアップを図ります。
- 臨海部における産業観光など新たな魅力づくりやアメニティ空間の形成・連携について検討し、港・運河と一体となった臨海部の活性化につなげていきます。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 港湾環境の整備維持管理事業 港の環境を良好な状態に保つため適正な維持管理を行います。	港湾緑地面積 約16.8ha	約16.8ha	約16.8ha	約32.6ha	約32.6ha

- 浮島地区土地利用推進事業
- 水と緑の回廊づくりの推進事業

・活力にあふれ躍動するまちづくり

4．川崎臨海部の機能を高める

(5) 市民に開かれた安全で快適な臨海部の環境再生

港の保安対策と環境保全

- ・ 国際ゲートウェイとしての川崎港は、重要な国内外の物流拠点であり、その機能・施設の保安対策は国際的にも重要な責務となっています。2004年7月からSOLAS条約改正に伴い、陸上からは船舶及び積荷を監視し、人、物等の出入を管理するとともに、海上においては、国際航海船舶へ不審船、不審者、漂流物等の接近がないよう港内での安全対策を強化・実施します。
- ・ 本市所有の船舶により港内巡視や海面清掃を行い、船舶の安全な航行を確保するとともに、港の環境保全に努め、市民や利用者が安心して利用できる環境整備に取り組みます。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 川崎港保安対策事業 港の保安対策の継続的な実施と効率的かつ効果的な運用に努めます。	保安対策施設整備完了	保安対策の実施			

- 港内巡視・船舶維持管理事業
- 廃油処理施設維持管理事業

・活力にあふれ躍動するまちづくり

5. 都市の拠点機能を整備する

(1) 民間活力を活かした魅力ある広域拠点の形成

川崎駅周辺地区の整備

- ・ 大宮町・中幸町地区の都市機能更新や堀川町地区の工場用地の土地利用転換・再開発などの民間活力を活かして川崎駅西口地区のまちづくりを推進し、本市の広域拠点として都市機能の向上と魅力の創出を推進します。
- ・ 西口地区におけるまちづくりの進展と連携した東口駅前広場の再整備や都市景観の形成、駅東西の回遊性の強化など、広域拠点の機能強化に向けた課題の的確な対応に取り組む川崎駅周辺総合整備計画の策定とその推進を図ります。
- ・ 商業・業務機能が既に集積している駅北口地区においては、施設の老朽化や土地の高度利用に向けた更新需要の動向を踏まえて、北口第二街区の再整備に向けた地域の取組を支援し、広域都市拠点としての魅力の一層の増進を図ります。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 川崎駅周辺総合整備計画策定事業 西口地区の再開発に併せ、駅東西の回遊性の向上や東口広場のバリアフリー化など総合的な取組を進め、本市の広域都市拠点の形成を推進します。	整備基本計画の策定	整備実施計画の策定	整備		
○ 川崎駅西口地区住宅市街地総合整備事業 民間活力を活かした商業、業務、文化機能や都市型住宅機能の整備を進め、魅力と活力に溢れた本市の広域的都市拠点の形成を推進します。	用地取得実施設計整備	基盤整備		都市基盤整備完成	
○ 川崎駅北口地区第2街区再開発等事業 広域拠点としての市街地にふさわしい街並み形成を目指し、再開発など事業実施に向けた地元協議を進めます。	調査 地元協議	準備組合設立に向けた合意形成・事業計画の検討			事業着手

．活力にあふれ躍動するまちづくり

5．都市の拠点機能を整備する

(1) 民間活力を活かした魅力ある広域拠点の形成

小杉駅周辺地区の整備

- ・ 高い交通利便性などを背景とした大規模な再開発を的確に誘導し、民間活力を活かしたまちづくりを推進するとともに、都市計画道路東京丸子横浜線など幹線道路の整備を進め、魅力と活力に溢れた広域的な都市機能拠点としてのまちづくりを進めます。
- ・ 再開発事業に併せ、市民館や図書館など市民に身近な公共・公益施設の駅周辺への再配置を行い、駅を中心とした利便性の高いまちづくりを推進します。
- ・ J R横須賀線・武蔵小杉新駅の整備を推進し、新幹線品川駅など広域交通結節点への連絡性や都心方面への交通機能の強化を推進し、小杉駅周辺地区における一層の都市機能の向上を図ります。
- ・ 地域、民間事業者及び行政の協働の取組により、これらのまちづくりを適切に調整・誘導し、本市の新たな玄関口にふさわしい都市景観の形成など都市の魅力向上を図ります。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 小杉駅周辺地区再開発等事業	グランド地区 南口地区西街区 南口地区東街区 東部地区 小杉町3丁目中央地区 小杉町3丁目東地区	着工 組合設立 都市計画手続 準備組合支援 地元協議	着工 組合設立 (中蔵消防改築着工 再開 都市計画決定)	着工 (中原消防竣工) 組合設立・着工	(市民館) (図書館) 2008年度 以降完成
○ 小杉駅周辺交通機能整備事業	新幹線駅や隣接都市拠点との連絡性の向上 や、小杉駅周辺地区の広域的な都市機能の 向上などを図るJ R横須賀線・武蔵小杉新 駅を整備します。	事業調整 概略設計 開運用地取得	詳細設計	工事着手	完成・新駅開業

- まちづくり活性化事業

新百合ヶ丘駅周辺地区の整備

- ・ 駅北側の万福寺地区における土地区画整理事業や、センター地区内の低未利用地の開発など、民間活力によるまちづくりを適切に誘導し、既に整備がなされているセンター地区と連携した広域都市拠点の形成を促進します。
- ・ 尻手黒川線や世田谷町田線など整備の遅れている幹線道路網の形成を推進し、都市拠点機能を支えるとともに周辺の交通渋滞の改善を図ります。
- ・ センター地区に進出する昭和音楽大学や、万福寺地区に整備が進められているアートセンター、また日本映画学校など地域の資産を活かして、良好な自然環境と融合した芸術文化都市の創造を推進します。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 新百合ヶ丘駅周辺地区の整備	万福寺土地区画 整理事業 アートセンター 基本計画策定 新しい市民利用 施設の検討	事業支援 基本・実施設計	建設工事 建設工事	整備完了 開館 開館	

- 土地区画整理事業（再掲）

．活力にあふれ躍動するまちづくり

5．都市の拠点機能を整備する

(2) 個性ある利便性の高い地域生活拠点の整備

新川崎駅・鹿島田駅周辺地区の整備

- ・新川崎地区においては、土地活用方策検討委員会の提言を基に、民間活力等の導入による適正な市街地整備を都市計画手法により誘導し、創造、活力、ゆとり、安心の融合した新たな拠点地区の形成を推進します。
- ・新川崎・創造のもり事業を推進し、ケイスクエアタウンキャンパスやかかわさき新産業創造センターを核とした、ものづくり・研究開発機能と、緑を中心とした憩いや交流・学びなどの機能を備えた特色あるまちづくりを推進します。
- ・鹿島田駅周辺地区においては、再開発事業を取り巻く社会環境や地域の意向を踏まえて、適切な事業計画への見直しや地域の合意形成を促進し、新たなまちづくり方針の策定とその推進により安全で魅力ある利便性の高い地域生活拠点の形成を進めます。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 新川崎地区整備調査事業 都市計画に基づく民間開発の適切な誘導と都市基盤の整備により、研究開発、産業の創出・育成、住宅などの諸機能が集積した新たなまちづくりを推進します。	民間開発の誘導 都市基盤整備の 都市計画決定	実施設計	交通広場・道路 などの整備		→ 2008年度 以降完成
○ 鹿島田駅西地区市街地再開発事業 鉄道利便性の高い地区の特性を活かし、社会経済環境に対応した都市計画の見直しにより市街地の再整備を推進します。	整備計画の 見直し	都市計画変更	基本設計	事業計画策定	権利変換 整備着手

- 新川崎・創造のもり計画推進事業
- 橋りょう整備事業（再掲）

溝口駅周辺地区の整備

- ・南口広場の整備を進めまちづくりに向けた取組を推進し、すでに完了している駅北口のまちづくりとの連携を図ることにより、本市の北西部における拠点機能の強化に向けた都市基盤の整備を推進します。
- ・ＪＲ武蔵溝ノ口駅と東急溝の口駅を接続する南口ペDESTリアンデッキを整備し、駅南北の回遊性の確保と、駅利用者や乗り換え利用者の利便性の向上を図ります。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 溝口駅南口広場整備事業 ＪＲ武蔵溝ノ口駅及び東急溝の口駅利用者の利便性向上を図るため、駅前広場やペDESTリアンデッキの整備を推進します。	南口広場 用地取得 (ペDESTリアン デッキ)		ペDESTリアン デッキ整備	整備着手	2008年度 完成

．活力にあふれ躍動するまちづくり

5．都市の拠点機能を整備する

(2) 個性ある利便性の高い地域生活拠点の整備

宮前平・鷺沼駅周辺地区の整備

- 宮前平・鷺沼駅周辺地区は、都市施設整備や民間開発により一定の基盤整備が完了し、駅を中心とした良好な生活拠点と住宅市街地が形成されていますが、駅に隣接する市営鷺沼プールの跡地については、地域住民のニーズを踏まえた教育施設、福祉施設などへの転換により駅を中心とした生活拠点機能の一層の向上を図ります。
- 今後も、街の熟成化や社会経済環境の変化による住民ニーズの動向などに対応しながら適切に街を育てていくため、市民と行政の協働によるまちなみや景観づくりなど、身近なまちづくりを進めていきます。
- 周辺における土地利用の転換などの活用を図り、宮前区の生活拠点地区としてまちの賑わいの増進や地域の振興など、生活拠点としての機能の更なる向上を進めていきます。

【主な事業】

- 鷺沼駅周辺まちづくり調査事業
- 鷺沼プール廃止に伴う配水池上部の有効活用（再掲）

登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区の整備

- 登戸駅の南口や向ヶ丘遊園駅の北口などの区画整理を重点的に進め、災害に強い安全で快適な市街地形成に向けた登戸土地区画整理事業の早期効果の発現を図り、利便性が高く快適な生活拠点の整備を推進します。
- 2005年度の市立多摩病院の開設にあわせてＪＲ登戸駅南北自由通路の一部供用を開始するなど地域分断の解消を進めるとともに、駅舎の改良による乗り換えの円滑化などターミナル駅としての機能を強化し、本市における北部の都市拠点機能の強化を推進します。
- 向ヶ丘遊園駅周辺の鉄道による地域分断については、小田急線の輸送力増強に向けた取組と連携を図りながら、自由通路の整備など課題の解消に向けた取組を進めます。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
登戸駅駅舎改良及び南北自由通路整備事業	登戸駅自由通路・ペデストリアンデッキなど整備	自由通路一部供用開始	自由通路及び橋上駅舎供用開始		

- 登戸地区土地区画整理事業
- 優良建築物等整備事業（再掲）

・活力にあふれ躍動するまちづくり

5．都市の拠点機能を整備する

(2) 個性ある利便性の高い地域生活拠点の整備

駅を中心とした生活拠点の整備

- ・通勤・通学や買い物などの日常生活において最も身近な空間の一つである鉄道駅やその周辺地区については、土地利用の転換など機会を捉え地域課題の解消に向けたまちづくりを推進し、市民生活の質の向上や地域の活性化を推進していきます。
- ・駅前周辺の道路が狭く歩道がないなど、歩行者や自転車の安全確保が図られていない柿生駅周辺地区においては、これらの課題の解消を図るため駅東口の再開発に向けた取組を進めるとともに、交通安全などの緊急課題に対し早期に対応を図っていきます。
- ・梶が谷駅周辺地区においては、駅周辺の土地利用転換などの機会を捉えて、駅前の交通環境改善など地域の課題に対する取組を推進します。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 柿生駅周辺地区再開発等事業 再開発区域内外の土地所有者に対し、意向確認を行い、勉強会を立ち上げ、勉強会の意見をまちづくりに反映させます。	事業推進調査 意向調査 交通安全対策の検討	交通安全対策の合意形成及び実施		費用便益調査	2008年度以降完成
○ 梶が谷駅周辺交通環境整備事業 土地利用の転換などの機会を捉え、駅周辺の交通課題の改善を図り、安全で利便性の高い駅周辺のまちづくりを推進します。	課題の検討	課題の調整 整備手法の検討		整備	

・活力にあふれ躍動するまちづくり

6. 基幹的な交通体系を構築する

(1) 広域的な交通幹線網の整備

広域幹線道路網の整備

- ・首都圏の広域交通ネットワークを構築するとともに本市の都市機能を強化する川崎縦貫道路（浮島～国道15号）の整備を進めます。
- ・今後の拠点地区のまちづくりや土地利用の動向を見定めながら、川崎縦貫道路（国道15号～東名高速道路方面）のルート・構造等について関係機関と調整し見直しを進めます。
- ・広域的な交通結節点である羽田空港と市内幹線道路網を連絡しネットワークの広域性を強化するとともに、川崎臨海部の機能強化や神奈川方面からの空港アクセスを向上する羽田連絡道路の整備を進めます。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 川崎縦貫道路の整備（出資金） 川崎縦貫道路（浮島～国道15号）の整備を促進し、本市の都市機能の向上や首都圏の広域道路網の形成を推進するとともに、国道15号以西のルートや構造等の見直しを進めます。	一部供用整備	整備促進			
○ 羽田連絡道路関連事業（再掲） 羽田空港の再拡張・国際化にあわせ、羽田連絡道路の整備とそれに連携した臨海部交通ネットワーク基盤の検討を進めることにより、京浜臨海部の活性化を推進します。	基本計画検討	ルート・構造及び環境などの調査・検討	環境アセス・都市計画手続		着工

広域公共交通機関網の整備

- ・新幹線駅などの広域交通結節点や都心方面との連絡性の向上により市内の鉄道網を強化するとともに、武蔵小杉駅のターミナル性や都市機能の向上を図るＪＲ横須賀線・武蔵小杉新駅の整備を推進します。
- ・首都圏の放射方向・環状方向の鉄道ネットワークを強化し、通勤・通学者や高齢者など市民の移動の利便性や快適性を向上するため、複々線化など鉄道事業者による輸送力の増強を支援するとともに、川崎縦貫高速鉄道線については、事業評価に基づく取組を進めます。
- ・臨海部の再生や本市の都市活力の増進に寄与する神奈川口へのアクセス性の向上に向けて、東海道貨物の貨客併用化や川崎アプローチ線など臨海部の鉄道網の検討を推進します。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 小杉駅周辺交通機能整備事業(再掲) 新幹線駅や隣接都市拠点との連絡性の向上や、小杉駅周辺地区の広域的な都市機能の向上などを図るＪＲ横須賀線・武蔵小杉新駅を整備します。	事業調整	概略設計 関連用地取得	詳細設計	工事着手	完成・新駅開業
○ 川崎縦貫高速鉄道線整備事業 本市の都市機能の向上を図るとともに、首都圏の広域鉄道ネットワークの形成を推進する川崎縦貫高速鉄道線事業に取り組みます。	事業再評価の実施		事業再評価に基づく取組		

- 臨海部鉄軌道計画調査
- 民鉄複々線化等鉄道輸送力向上施策

・活力にあふれ躍動するまちづくり

6．基幹的な交通体系を構築する

(2) 市域の交通幹線網の整備

幹線道路網の整備

- ・ 経済活動などを支え、円滑な道路交通を確保し、安全で快適な都市生活の実現を図る市内の幹線道路網の整備を推進します。
- ・ 渋滞箇所の先行的解決に向けた交差点改良を推進し、市ノ坪交差点、小杉十字路交差点、千年交差点、浜町交差点などの交差点の改良を行います。
- ・ 拠点開発を支援する、東京丸子横浜線、国道409号などの整備を実施します。
- ・ 自動車交通の円滑化や市街地への通過交通の流入などを抑制する幹線道路網の整備について、比較的整備の遅れている市北部の、尻手黒川線、世田谷町田線などの整備を推進します。
- ・ 産業道路踏切などの渋滞を解消する京浜急行大師線の連続立体交差事業を推進します。また、今後10年間にわいては、京浜急行大師線の進捗を見極めながらJR南武線の連続立体交差化の検討を進めます。
- ・ 事業効果を早期に発現させるため、事業遅延箇所において完了期間宣言による集中的な対応を実施します。
- ・ 都市計画道路網について、社会経済環境の変化や本市の将来都市像などを踏まえ、長期未着手路線の廃止も含めた見直しに着手するとともに必要な新規路線についても検討を行います。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 街路整備事業 円滑な都市交通の確保はもとより、安全で快適な都市生活と機能的な都市活動を支える重要な都市基盤施設である都市計画道路の整備を推進します。	尻手黒川線(期)整備 (上麻生～世田谷町田線) 東京丸子横浜線(市ノ坪)整備 都市計画道路の進捗率 59%	60%	61%	62%	2008年度完成 2009年度完成
○ 京浜急行大師線連続立体交差事業 最も費用対効果の大きい産業道路(東門前駅～小島新田駅間)を優先的に立体化する段階的整備を推進します。	設計 用地取得	用地取得 整備			産業道路の立体化2010年度完成
○ 大師橋整備事業 臨海部の主要幹線道路である産業道路のボトルネックとなっている大師橋の渋滞緩和を図るため2006年度の完成(6車線供用)に向け整備を推進します。	暫定供用 (上り2車線・下り1車線)		完成・全面供用 (6車線)		
○ 都市計画道路網調査事業 社会経済情勢などの変化を踏まえ、都市計画道路網の見直し方針を取りまとめ、見直しが必要な路線については都市計画変更を行います。	検討	都市計画道路網のあり方検討	見直し方針策定	見直し手続	

- 道路改良事業(国県道)

・活力にあふれ躍動するまちづくり

6．基幹的な交通体系を構築する

(2) 市域の交通幹線網の整備

公共交通機関網の整備

- ・ターミナル駅における鉄道間の乗継ぎを円滑化し鉄道利用の利便性や快適性を向上させるため、登戸駅などにおいて駅施設の改良を推進します。
- ・鉄道とバスなどの乗り継ぎを円滑化し利便性や快適性を向上することにより、公共交通機関の利用促進を図るとともに、駅を中心とした利便性の高い生活拠点の形成を目指すため、市街地整備と連携して駅前広場などの整備を推進します。
- ・公共交通機関の利便性向上に向けた取組の推進により、自動車利用の抑制を図り環境負荷の低い地域社会の形成を目指します。
- ・市域を縦貫するＪＲ南武線については、輸送力の向上や利用しやすい運行ダイヤへの改正など、市民の利便性の一層の向上に向けた取組を促進します。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 登戸駅駅舎改良及び南北自由通路整備事業（再掲） 登戸駅の駅舎改良や自由通路の整備を推進し、交通機能の向上と鉄道による地域分断など地域課題の改善を促進し利便性の高い拠点形成を推進します。	登戸駅自由通路等整備	自由通路一部供用開始	自由通路及び橋上駅舎供用開始		

基本政策 個性と魅力が輝くまちづくり

．個性と魅力が輝くまちづくり

1．川崎の魅力を育て発信する

(1) 新たな観光の振興

魅力ある集客拠点の形成

- ・ 川崎駅周辺には、複数のシネマコンプレックスやミュージア川崎シンフォニーホールなど、魅力ある集客施設が集積しています。今後も、川崎駅西口周辺の再開発事業が進み、市民ホールやシネマコンプレックスなどの集客施設の開設など、集客拠点の整備が着実に進んでいることから、こうした機会をとらえて川崎駅周辺の東西両地区の回遊性の向上を図り、映画・音楽などの集客施設をつなぐ動線を整えます。
- ・ 川崎TMOが商工会議所や行政等と連携して、情報発信やイベントを実施し、川崎駅周辺の賑わいを創出し、魅力ある集客拠点の形成を図ります。

【主な事業】

- 川崎地下街リニューアル事業（再掲）
- 拠点商業賑わい事業（再掲）

観光・集客型産業の育成

- ・ 市民や民間企業、観光協会等のネットワークを活用して、市内の観光・集客情報を収集し、観光案内所やインターネットを通じて、効果的な情報発信のしくみを構築するとともに、民間事業者と連携して修学旅行等グループ旅行の誘致を促進していきます。また、市主催のイベント事業の見直しを図りながら、民間の観光・集客型産業の育成を図り、市民ボランティアを育成して、市民・民間主導の観光推進への転換をめざします。
- ・ 市内の優れた産品を掘り起こして広く市内外に紹介するBuyかわさきキャンペーンを、継続的に展開していきます。商工会議所や出店事業者と連携した取組として定着させ、市内の名産、名店を推奨・発信することにより、川崎市のイメージアップと集客を図っていきます。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 観光振興事業 地域の魅力を活かすことにより、観光地としての川崎をアピールし、多様な観光資源の創出を図り、集客交流を促進します。	観光振興プランの策定	市民・民間主導の観光振興事業への支援 連絡会議の発足	連絡協議会発足	協議会の運営	地域の魅力の発信による観光振興 修学旅行等グループ旅行の誘致促進

- Buyかわさき推進事業
- ガラス工芸振興事業

・個性と魅力が輝くまちづくり

1. 川崎の魅力を育て発信する

(1) 新たな観光の振興

観光資源の創出・育成

- ・ 川崎の特性である多様な産業資源の立地を活かし、産業観光ルートの開発を進めます。川崎市の地理資源を活かした、産業観光という新たな視点に基づく観光を市内に定着させ、国内外に発信して、集客都市としての川崎を築いていきます。
- ・ 「音楽のまち・かわさき」を推進するなかで、ＪＲ川崎駅西口に誕生したミュージア川崎シンフォニーホールの活用を図っていきます。ホールの存在を市の内外に発信し、観光資源としての価値を高め、個性と魅力にあふれる文化芸術発信の拠点として、集客の増加を図っていきます。
- ・ かわさき市民祭りや麻生区の芸術のまち構想など、市民による地域文化の創造を支援し、地域の特性に応じた観光資源として大きく育てていくとともに、市民や民間が主催するイベント等の情報発信を行い、新たな観光・集客資源として育成していきます。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 産業観光推進事業 市内企業と連携して、産業を核とした新たな観光資源を育成します。	産業を核とした観光資源の創出	産業観光資源調査	→	モデルルート開発	地域資源を活かした産業観光の振興
○ 市制記念花火大会事業					

映像資源の活用

- ・ 市内には多くの映像資源や映像関連の施設があることから、地域の資源として活用し、映像文化に対する市民の関心を高めるとともに、映画・映像関連イベントを継続的に開催し、多くの集客により、映画・映像のまちとしての地域イメージを形成していきます。
- ・ 市内でのロケや映像制作を活発にすることにより、川崎の都市イメージの向上を図ります。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ ロケ地川崎推進事業 映像関係者にロケ適地としての本市をPRし、市内でのロケ撮影に協力していきます。	市内ロケ撮影件数 120件	130件	→		映像資源を活かした魅力の発信

・個性と魅力が輝くまちづくり

1. 川崎の魅力を育て発信する

(2) 音楽のまち・かわさきの推進

音楽によるまちづくりの推進

- ・「音楽のまち・かわさき」を戦略的にPRし、「音楽のまち・かわさき」への意識の定着を図るとともに、音楽のまち・かわさき推進協議会のNPO化に向け、人材の養成・運営資金調達等事業体系の確立をめざします。
- ・子どもの音楽の祭典、子どものためのオーケストラ鑑賞、行進曲かわさきの制作、地域に開かれた子どもの音楽活動実施事業など、子どもたちが中心となって音楽活動を展開し、生涯にわたって音楽を愛好する心情を育てていきます。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 音楽のまちづくり推進事業 市民・事業者を主体とした「音楽のまち・かわさき」推進協議会を中心として、民間の活力を活用した音楽のまちづくりを推進します。	推進協議会の設立	支援 音楽イベントの支援	→	推進協議会のNPO化	→
○ 川崎シンフォニーホール管理運営事業 「音楽のまち・かわさき」の中核施設として市民に良質な音楽を提供するとともに、国際的に著名な音楽ホールとなるよう運営します。	ホール運営	ホール稼働率向上に向けた取組			→
○ 音楽文化振興事業 市内の身近な場所での音楽の提供と交流を行い、「音楽のまち・かわさき」の具現化を図ります。	会場での交流 延べ5,000人	音楽の提供 交流事業の推進	フランチャイズ オーケストラ 市内巡回公演 など		→

- 子どもの音楽活動推進事業（再掲）

・個性と魅力が輝くまちづくり

1. 川崎の魅力を育て発信する

(3) ホームタウンスポーツの振興

ホームタウンスポーツによる魅力あるまちづくり

- ・本市のトップチーム・トップアスリートと市民の交流を推進して、市民のまちへの誇りと愛着を育むため、市民・地域・行政が一体となってホームタウンスポーツ活動を支援する体制づくりを進めます。
- ・各競技チームの地域密着化を促進するとともに、プロスポーツクラブなどとの連携により、国際的、全国的に活躍する選手の育成を推進します。
- ・市民がトップレベルのスポーツにふれることによりスポーツへの意欲を増す機会を充実させるとともに、大規模スポーツイベント等を通して川崎の魅力を市内外へ発信していきます。
- ・スポーツ諸活動を通して市民に元気を与え、市民の本市への愛着と誇りを育て、青少年の夢を育くむ団体・個人をホームタウン推進パートナーに認定し、スポーツによる本市の魅力づくりを進めます。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ Jリーグクラブ支援事業 フロンターレの支援と応援を通して、市民の連帯感を深めるとともに、スポーツ振興・青少年の健全育成などによる豊かなまちづくりを進めます。	後援会会員数 11,240人	15,000人	18,000人	20,000人	順次拡大
○ 競技力の向上					

．個性と魅力が輝くまちづくり

1．川崎の魅力を育て発信する

(4) 地域資源を生かした魅力づくり

各区の個性を活かした魅力あるまちづくりの推進

- ・ 各区の個性を活かした魅力あるまちづくりを推進するために、区の自主事業である、魅力ある区づくり推進事業や地域課題を解決するための予算等を活用し、区のイメージアップや区域の活性化を図る事業、地域の課題を解決する事業、区民ニーズ等に対応する事業、区の地域特性を活かした区民協働によるまちづくり事業等を推進します。
- ・ 限られた資源を有効に活用するため、今後3年間で魅力ある区づくり推進事業のガイドラインの策定、区民参加による事業の推進など、事業を効率的・効果的に推進するしくみを構築します。
- ・ 今後10年間で、これらの取組を通じて、区民の知識や経験を含めた地域資源を活かし、区民が自分の住む地域に愛着と誇りを感じられるまちづくりを推進します。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 魅力ある区づくり推進事業 各区分が地域特性、地域課題、区民ニーズを反映した事業を企画・実施し、区の個性を活かしたまちづくりを推進します。	各区で個性を活かした事業を推進	事業ガイドラインの策定	ガイドラインに基づく効率的な事業実施	自己点検による事業評価とガイドラインの検証	ガイドラインに基づく効率的な事業実施

- 区民祭開催事業

．個性と魅力が輝くまちづくり

１．川崎の魅力を育て発信する

（５）都市イメージの向上

戦略的な情報発信

- ・都市イメージの向上を図るため、川崎のポテンシャルや多彩な魅力を、マス・メディアをはじめ各種広報媒体を活用した戦略的な広報を展開します。
- ・市民や事業者と連携して地域の魅力づくりを推進するとともに、テレビ・ラジオによる情報番組の放送、地域の総合情報誌の発行、民間主導によるホームページの開設など、民間活力を活用した広報の展開に向けて、積極的な働きかけを行います。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ シティセールス推進事業 川崎の多彩な魅力を各種広報媒体を活用して戦略的に広報するとともに、市民や事業者と連携し、テレビや情報誌など民間活力の活用を働きかけます。	戦略的な情報発信	イメージアップ事業認定制度の創設	イメージアップ事業の推進		→
		各種メディアを活用した情報発信			→
○ 南武線沿線イメージアップ推進事業					

・個性と魅力が輝くまちづくり

2. 文化・芸術を振興し地域間交流を進める

(1) 市民の文化・芸術活動の振興

市民文化活動への支援

- ・文化芸術振興条例に基づき、3年以内に文化芸術振興計画を策定し、市民との協働のもとに文化・芸術施策を総合的、計画的に推進し、個性と魅力あるまちづくりをめざします。
- ・文化・芸術活動への参加を希望する市民に対し、関連情報を提供するための新たなシステムを作ります。
- ・市内外に対し「音楽のまち・かわさき」をはじめとする文化・芸術に関わる情報発信を進め、本市のイメージアップを図り、市民の川崎市に対する誇りと愛着を育むとともに、まちの活性化に努めます。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 文化行政推進事業 新たな文化芸術振興計画を策定し、市民の文化芸術活動の振興と育成を図ります。	文化芸術振興条例の制定	文化芸術振興計画の検討	文化芸術振興計画の策定	→	振興計画に基づく文化行政の推進

- 財団法人川崎市文化財団補助事業
- 市民文化活動支援事業
- 地域文化のまちづくり推進事業

芸術活動の振興

- ・「音楽のまち・かわさき」の中核施設であるミューザ川崎シンフォニーホールを積極的に活用し、市民が優れた音楽芸術を身近で享受できる機会を確保していきます。
- ・開館後3年間はホールの評価の大事な期間と捉え、魅力的な自主事業を展開するなど、知名度獲得に向けて実績づくりに努めます。
- ・また、今後の10年間で、音楽芸術の裾野を広げ、将来の聴衆を育てるなど「音楽のまち・かわさき」の定着と音楽文化を発信します。

【主な事業】

- 川崎シンフォニーホール管理運営事業（再掲）

文化資源の活用・連携

- ・文化・博物館施設など地域文化資源の有効活用を図ることにより、市民が優れた文化・芸術にふれあい、学ぶ機会を確保するとともに、市民の文化・芸術活動の場を提供していきます。
- ・市民の文化芸術活動の場として、今後3年間で麻生区万福寺区画整理事業地内にアートセンターを、また、川崎駅西口堀川町地区再開発ビル内に多目的ホールを整備します。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ アートセンター整備事業 アートセンターの整備を推進するとともに、昭和音楽大学の進出や活発な市民との協働の取組により文化・芸術のまちづくりを推進します。	アートセンター基本計画策定	基本・実施設計	建設工事	整備完了 開館	
○ 川崎駅西口堀川町地区市民文化施設整備事業 音楽をはじめとする様々なジャンルの芸術活動に使用可能な多目的ホールを整備し、市民の芸術活動の振興を図ります。	ホール整備方針の検討	実施設計	内装・設備 工事着手 工事完了 開館		

- 博物館施設等の運営
- 21世紀子どもサイエンス事業
- 藤子・F・不二雄アートワークスの整備検討

・個性と魅力が輝くまちづくり

2．文化・芸術を振興し地域間交流を進める

(1) 市民の文化・芸術活動の振興

文化財の保護・活用

- ・ 市民の貴重な財産である各種文化財を良好な状態で保存し、後世に伝えるため、文化財の保護・活用に関する取組を推進します。
- ・ 市域の歴史や文化を知る上で特に貴重な文化財については、文化財指定を行うとともに、適切な保存修理が行われるよう、所有者に助言、指示、補助を行っていきます。
- ・ 文化財に対する地域の理解を深めていくため、文化財ボランティアや保存会の育成・支援に努めるとともに、市民との協働により文化財の公開などの取組を推進します。
- ・ 橘樹郡衙推定地については、各種講演会やシンポジウム等の開催により、これまでの確認調査の成果を公開するとともに適切な保存と活用を行います。

【主な事業】

- 文化財調査・保護事業
- 橘樹郡衙推定地保存整備・活用事業

．個性と魅力が輝くまちづくり

2．文化・芸術を振興し地域間交流を進める

(2) 個性ある多様な文化の振興

地域性・国際性豊かな文化施策の推進

- ・ 地域における市民による文化芸術活動や外国人市民などによる固有の文化・芸術活動の支援を行うとともに、情報発信や市民同士の交流を推進することにより、多様な文化が共存する豊かなまちづくりを進めます。
- ・ かわさき市民祭の国際交流コーナーを引き続き設けるとともに、国内外の固有の文化との出会いを充実していくため、様々な場面での国際交流を進め、参加者の増加に努めます。
- ・ 短期滞在される方が気楽に市民祭り等の文化イベントに参加できるようにＰＲに努めます。また、地域文化と接する機会を広め、地域文化に関する情報発信を推進します。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
麻生区芸術のまち推進事業 ○ (麻生区地域課題) 区を中心に開催される文化芸術事業を地域メディアを活用しながら、区の内外に情報発信し、麻生区の魅力をアピールします。	芸術のまち構想の推進	市民主体の文化芸術活動の支援			

・個性と魅力が輝くまちづくり

2．文化・芸術を振興し地域間交流を進める

(3) 国際交流の推進

姉妹・友好都市をはじめとする国際交流の推進

- ・ 姉妹・友好都市との交流を継続して進めることで、相互理解を推進し、国際平和に貢献します。
- ・ 海外で国際交流・国際協力活動を行う市民、団体を、「かわさき国際友好使節」に認定し、訪問都市の市民との友好親善をより深められるよう支援します。
- ・ 財団法人川崎市国際交流協会との連携により、地域や市民レベルで国際交流活動を行う団体などへの情報提供を充実させ、多様な国際交流活動を促進します。
- ・ 姉妹・友好都市などの情報を広く提供し、市民や団体主体の国際交流活動を支援することにより、市民の国際理解を深め、国際感覚を醸成する環境を整えます。

【主な事業】

- 国際親善事業
- 国際交流推進事業
- 姉妹・友好都市記念事業

・個性と魅力が輝くまちづくり

2. 文化・芸術を振興し地域間交流を進める

(4) 地域間交流の推進

市民主体の地域間交流の推進

- ・ 区民が主体に企画立案、運営している区民祭等を活用し、区民が交流し、ふれあう取組を進めます。これらの取組を通じて、地域の持つ人材や資源を活かした地域間の交流を推進し、地域活動への参加意識の向上、区民相互のふれあい等、市民が自分の住む区や地域に愛着と誇りを持てるような郷土愛を醸成します。
- ・ 文化芸術・スポーツ分野で活躍する市内在住またはゆかりのある方々に市民文化大使として国内外での活動の中で本市をアピールするとともに、文化等を通じて都市交流を推進します。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 市民文化大使事業 市民文化大使を活用し、都市間交流を図るとともに、本市の魅力に係る情報発信を推進します。	大使委嘱 9名	国内外の都市間交流の推進 本市のアピールによるイメージアップ			

- 区民祭開催事業（再掲）

友好自治体との交流の推進

- ・ 友好関係にある国内自治体の住民相互が交流する場を提供することによって、相互理解と友好親善を深めていきます。
- ・ 富士見町や中標津町の大自然とのふれあいや那覇市との平和や文化をテーマとした交流により、本市だけでは得ることのできない体験の場を提供するなど、他の地域の異なる文化や歴史等に触れ合う機会を充実させ、地域の魅力づくりにつなげていきます。

【主な事業】

- 都市間交流推進事業

・個性と魅力が輝くまちづくり

3. 多摩川などの水辺空間を活かす

(1) 多摩川の魅力を活かす総合的な取組

多摩川の自然環境の保全

- ・ 河川環境の保全・復活に向けて、市民、行政双方がそれぞれの役割を十分に活かして、自然環境の保護や景観の保全、また学習の場として接することのできる施策の展開や啓発などを行います。
- ・ 自然環境の保護や景観の保全については、桜並木の復活をめざした植樹事業や多摩川の景観ガイドラインの作成に取り組むとともに、より良い水環境の創出をめざすために下水の高度処理を促進します。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 多摩川における桜並木の復活事業 多摩川の堤防への植樹は制限されているが、スパー堤防事業等により桜の植樹が可能となってきたことから、国と連携し桜の植樹事業を展開します。	桜の植樹 稲田堤、宿河原、等々力、大師地区	調査	大師河原地区	幸船着場周辺	等々力公園等
○ 多摩川景観調査事業 多摩川の景観形成ガイドラインを策定し、それに基づきデザイン誘導を行うなど多摩川及び周辺市街地を含めた景観施策を推進します。		多摩川景観調査	多摩川景観形成ガイドラインの策定	ガイドラインを活用した景観デザイン誘導	→

- 多摩川の自然環境保全事業
- 等々力水処理センター高度処理施設建設事業（再掲）

多摩川における市民活動の育成・支援

- ・ 市民活動が活発化する中で、市民が安全に多摩川にふれあい、その魅力を知り、十分に堪能するためには、参加者の安全を保ちつつ、適切に河川域での市民活動を指導・誘導できる人材が必要であることから、人材育成などに関わる支援も含め、市民活動の支援を行います。
- ・ 市民の情報の受発信や市民の活動拠点である二ヶ領せせらぎ館を中心に、展示活動やイベントの実施など多摩川エコミュージアムプランの趣旨にそった市民の諸活動を支援します。
- ・ また、多摩川に関わる市民活動の支援手法の確立や大師河原の水防センターの平常時利用として、水辺の楽校3校目の設立をめざします。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 多摩川の市民活動育成支援事業 大師河原水防センターの整備を行うとともに、平常時には多摩川における市民の活動拠点としての活用を図るとともに、ここを拠点にする。	水辺の楽校 ・かわさき ・とどろき	水防センターの実施設計	水防センターの整備	水辺の楽校3校目の設立準備	水辺の楽校3校目の設立

- 多摩川エコミュージアムプラン推進事業

・個性と魅力が輝くまちづくり

3. 多摩川などの水辺空間を活かす

(1) 多摩川の魅力を活かす総合的な取組

多摩川の利用環境の向上

- ・ 多摩川は多方面から活用されており、市民にとって身近な存在になっていますが、河口部では大規模工場が、東海道線から上流部は多摩沿線道路が市街地と多摩川を分断しており、市街地からの多摩川へのアクセス環境が望ましいとは言えない状況にあります。このため、国が実施するスーパー堤防事業と連携し、多摩川へのアクセスの改善を推進します。
- ・ トイレや水飲み場などの整備に努めるとともに、多摩川の拠点として、国の大師河原河川防災ステーション内に設置される水防センターの整備や幸区船着場付近の用地の活用を図ります。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 多摩川にかかる全体計画の策定 桜並木の復活、市民活動拠点、サイクリングロードの位置付け、施設の配置など多摩川に関する総合的な施策を展開するための計画を策定します。		基礎調査	計画策定		
○ 多摩川アクセス拠点の整備 国のスーパー堤防事業と連携し、市街地側の地盤を高くし多摩沿線道路を立体的に横断できるようにするなど多摩川への新たなアクセス策に取り組みます。	実施に向けた検討・調整	御幸公園、等々力緑地などで国と連携し、調査・検討			順次実施 →
○ 幸区船着場周辺の整備 幸区船着場周辺に、市民の憩える多摩川の拠点の一つとして公園機能を整備します。		調 査	設 計	用地取得及び整備	

- 多摩川緑地維持管理事業
- 大師河原水防センター整備事業（再掲）

多摩川の流域自治体や市民団体との連携

- ・ 今後の多摩川などの河川については、各行政区単位で下流に負担をかけない管理が求められていることや、施策の展開や自然の保全については、単独自治体の取組では効果が実感しにくいと、流域自治体との連携による取組の実現に向けて検討を行います。
- ・ 市民活動においても多摩川を共通の対象としている団体が多いことから、多摩川におけるより多くの市民利用を促進するために必要な連携の支援を行います。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 多摩川連携促進事業 現在、多摩川を中心に活動している各種団体や多摩川を利用する企業等を交えて、多摩川の活用に向けて協議会を設立します。		開催に向けた取組	協議会の設立		

・個性と魅力が輝くまちづくりで

3. 多摩川などの水辺空間を活かす

(2) 水とのふれあいの場づくり

水と緑のネットワークづくり

- ・ 再び水辺を見つめ直し、地域形成の軸とするために、河川や水路に隣接する道路等の緑化を図り、水辺との一体的な空間を創出することで、水と緑のネットワークの形成に努めます。
- ・ 幸区の町田堀、高津区の旧平瀬川では、水路敷の整備を計画づくりの段階から、多様な市民ニーズや新たな地域課題に対応するため、市民、地域、行政との相互信頼に基づいたパートナーシップを確立しながら検討、整備を進めていきます。
- ・ 平瀬川支川の多自然型による川づくりや矢上川モデル事業の川とのふれあいの場づくりなど潤いのある水辺空間の創出に努めます。
- ・ 健全な水循環を回復し地下水保全を図るため、地下水涵養の施策と湧水地の整備を推進します。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 水路整備事業 水路の環境整備を図り、水辺との一体的な空間を創出し、水と緑のネットワークの形成に努めます。		町田堀 旧平瀬川 市民参画による 基本計画策定			整備実施
○ 準用河川改修事業（再掲） 矢上川の健全な水循環の再生をめざし、雨水浸透機能の回復、湧水の保全、川とのふれあいの場づくりなど市街地での河川環境の改善に努めます。	整備			整備・完了	

- 地下水保全計画事業
- 河川改修事業（再掲）

「魅力ある緑地・親水空間の形成」については再掲（政策体系 -4-(5)- ）

基本政策 参加と協働による市民自治のまちづくり

・参加と協働による市民自治のまちづくり

1. 自治と協働のしくみをつくる

(1) 分権時代の新たな自治のしくみづくり

自治基本条例に基づく自治の推進

- ・ 条例施行後の自治運営に関する制度の調査・審議、パブリックコメント手続（市民から重要な事案などについて意見を募る手続）などの新たな制度づくりを推進します。
- ・ （仮称）自治推進委員会を設置し、自治運営の基本原則に基づく制度などの拡充、推進へ向けた調査、審議等を行います。
- ・ パブリックコメント手続制度を構築し、自治運営の基本原則である情報共有と参加の実効性を高めていきます。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 市民自治の拡充に向けた自治制度に関する検討事業 自治基本条例に基づく自治運営に関する制度の調査・審議、パブリックコメント手続などの新たな制度づくりを推進します。	自治基本条例の制定	(仮称)自治推進委員会設置検討 パブリックコメント制度の構築	(仮称)自治推進委員会の設置・運営	(仮称)自治推進委員会の運営	自治基本条例に基づく市民自治の拡充推進

分権改革の推進

- ・ 地方分権の本格化の時代において、地方自治体のあり方が問われている中で、自立した自治体運営を確立するための施策や新たな地方自治制度についての調査・研究を推進します。
- ・ 今後の分権改革の方向性を探るために、政策課題、地域課題についての調査・研究を推進します。
- ・ 分権改革の推進のため、指定都市市長会や八都県市首脳会議等を通じた意見表明などの取組や分権時代にふさわしい県・市町村間の関係を構築するため、事務・権限移譲の取組などを推進します。
- ・ 地方分権推進会議等を通じて、本市におけるさらなる分権改革の推進を図ります。

【主な事業】

- 都市政策研究事業
- 分権改革推進事業

情報共有、情報公開の推進

- ・ 市民に必要な情報を積極的に提供し、情報の共有化を促進するため、個人情報の保護に留意しながら開示請求に基づき開示された文書について公表等を行っていくとともに、恒常的に開示請求のある情報等について情報提供への移行を図るなど情報公開制度を見直していきます。
- ・ 2005年4月施行の改正個人情報保護条例を柱とする新たな個人情報保護制度のもとで、適切に個人情報の保護を図っていきます。
- ・ 行政情報の電子化は行政事務の効率化等を図る上で重要な役割を担っているため、公文書の電子化を推進するとともに、電子化に伴ってこれまで公文書を保管していた公文書の役割も変化していくことが想定されることから、公文書のあり方についても検討を進めていきます。

【主な事業】

- 情報公開推進事務

・参加と協働による市民自治のまちづくり

1．自治と協働のしくみをつくる

(1) 分権時代の新たな自治のしくみづくり

住民投票制度の創設・運営

- ・ 住民の価値観の多様化や自治体を取り巻く環境が複雑化する中で、事案によっては住民投票により住民の意思を直接問い、より一層的確に住民の意思を市政に反映させることの必要性が高まっていることから、住民投票条例を制定します。
- ・ 住民投票条例及び施行規則の策定後は、制度の啓発に努めるとともに、必要時に備えて投票資格者名簿の管理など、適正な制度運営を図ります。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 住民投票制度の創設・運営 市政運営の重要事項について住民の意思を的確に反映できる市民参加の制度として、住民投票制度を創設し、適正な運営を図っていきます。	制度の調査研究	制度の検討	制度の創設 制度の運営	制度の運営	→

・参加と協働による市民自治のまちづくり

1. 自治と協働のしくみをつくる

(2) 協働のまちづくりの推進

地域コミュニティ施策の推進

- ・地域コミュニティ施策については、今後3年間で、具体的な課題整理とニーズの把握に努めるとともに、テーマ型の市民活動と地縁型組織との連携について検討を進めていきます。
- ・必要に応じて検討委員会を設置するなど市民主体のまちづくりを推進していくため、地縁型住民組織が新たな都市型コミュニティ組織（地縁を基盤とした複合的連携組織）として、地域において主体的な活力を担っていけるよう支援します。

【主な事業】

- 地域振興事業

総合的市民活動支援施策の確立

- ・市民活動の活性化を図るため、市民活動支援指針に掲げた人材育成、資金の確保、活動の場の提供、情報の共有化の4つの柱を基本として支援を進めます。
- ・市民活動の拠点整備では、市・区・地域の三層を基本とした活動拠点の整備を進めるとともに、整備のためのガイドラインを策定します。
- ・市民公益活動助成制度の効果的な運営をはじめ、資金支援面での充実を図ります。
- ・人材育成に向けた取組やホームページ等を活用した情報共有の充実を進め、市民活動の充実と活性化を図ります。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 市民活動支援事業 市民活動の中間支援組織である財団法人かわさき市民活動センターの運営や市民活動への助成事業を支援し、市民活動の活性化を図ります。	かわさき市民公益活動助成金制度の開始	区・地域拠点整備のためのガイドラインの策定 支援施策の充実	区・地域拠点整備 支援施策の充実		
○ 協働のまちづくり推進事業					

協働型事業の拡充

- ・協働の意義、手法等を基本的な内容とする協働のルールを策定し、市民と行政の共通認識の確立などを図りながら、協働型事業の拡充を進めます。併せて、協働型事業委託等を促進するため、行政側の制度整備も進めます。さらに、既存事業の協働型事業への移行を各所管課レベルの取組として広めていきます。
- ・市内で事業活動を行う事業者も市民として捉え、地球環境配慮や地域社会への貢献につながる事業活動を促進し、良い活動が次の良い活動へと連鎖していく好循環によって、持続可能な地域社会の構築に向けた取組を進めます。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 協働のルール策定事業 (仮称)協働のルールを策定するとともに協働型事業拡充の環境づくりを進めます。	協働に関する調査・研究	市民と行政が協働するための基準の検討	協働のルール策定	協働型事業の拡充	
○ CSR推進事業 法令遵守、地球環境配慮、消費者対応、雇用、人権、地域貢献などCSR(企業の社会的責任)の視点に立った事業者の取組や自治体の取組を進めます。	CSRをめぐる動向の把握、自治体としての取組可能性の研究	セミナー開催 事業者の意向調査 促進施策の検討	事業者の取組促進 自治体での先導的取組検討		

・参加と協働による市民自治のまちづくり

2. 市民と協働して地域課題を解決する

(1) 区における地域課題への的確な対応

区役所を地域のまちづくり拠点として整備

- ・ 日常的なまちづくり課題を的確に把握し、地域で解決できる区役所とするために、地域住民の主体的なまちづくり活動の支援、地域特性を生かした地域環境整備に関する課題への対応、開発等に絡む課題への事前対応を図る体制を整備します。
- ・ 今後3年の間に、まちづくり拠点としての区役所の体制を整備します。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 地域のまちづくり拠点としての区役所整備 日常的なまちづくり課題に迅速・的確に対応し、解決を図る地域拠点として整備します。		地域のまちづくり活動支援のための体制整備	順次機能整備		
○ 新しい市民利用施設の活用に係る市民検討事業（麻生区地域課題） 新しい市民利用施設の活用に係る基本計画作成にあたり、区民代表等による検討委員会を設置し、施設整備計画への市民意見を反映します。	検討委員会による検討	区民提案作成 施設基本計画作成	実施計画作成 工事施工	施設利用開始	

- まちづくり初動期調査事業（再掲）
- 道路維持補修事業（再掲）
- 放置自転車対策事業（再掲）

区役所を総合的な子ども支援拠点として整備

- ・ 区役所を地域の総合的な子ども支援の拠点とするために、子どもに関する相談・情報提供・子育てグループに対する活動支援、区内民間保育所との連携・公立保育園の運営指導、地域と学校教育の連携強化などを推進し、子育て世代を総合的に支援する体制を整備します。
- ・ 今後3年の間に、総合的な子ども支援拠点としての区役所の体制を整備します。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 総合的な子ども支援拠点としての区役所整備 区における総合的な子ども支援を推進する拠点として整備します。		区における総合的な子ども支援のための体制整備	順次機能整備		

・参加と協働による市民自治のまちづくり

2. 市民と協働して地域課題を解決する

(2) 区における市民活動支援施策の推進

区における市民活動支援体制の整備

- 各区の支援拠点整備の円滑な推進を図るため、市民活動支援指針等を基に、区の支援拠点の基本的機能等を明確にし、具体的整備内容等をガイドラインとして定めます。さらにガイドラインに基づき、各区の市民活動拠点等の整備を推進します。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
市民活動支援事業（再掲） 市民活動の中間支援組織である財団法人かわさき市民活動センターの運営や市民活動への助成事業を支援し、市民活動の活性化を図ります。	かわさき市民公益活動助成金制度の開始	区・地域拠点整備のためのガイドラインの策定 支援施策の充実	区・地域拠点整備 支援施策の拡充		

- 魅力ある区づくり推進事業（再掲）
- 地域振興事業（再掲）

区における市民利用施設のネットワーク化

- 各区に設置されている市民館をはじめ、各中学校区に設置を進めてきたこども文化センター、老人いこいの家等について、目的別施設としての機能に加え、施設の有効活用を図る観点から、ネットワーク化を図り、市民活動団体への場の提供など支援施策を進めます。
- 今後3年の間に市民利用施設のネットワーク化を推進します。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
区における市民利用施設のネットワーク化 市民活動団体への場の提供などの支援施策を進めるために、区・地域拠点整備のためのガイドラインに基づき、市民利用施設のネットワーク化を図ります。		区・地域拠点整備のためのガイドラインの策定	順次整備拡充		

- 公共施設利用予約システム事業

・参加と協働による市民自治のまちづくり

2. 市民と協働して地域課題を解決する

(3) 便利で快適な区役所サービスの効率的・効果的な提供

利便性の高い快適な窓口サービスの提供

- ・ 転入転出が多くなる年度末・年度当初の繁忙期対策として、番号札発券機・窓口混雑予想カレンダーの設置、区民課窓口での日曜日開設などの取組の検証をもとに、利便性の高い窓口サービスの実現を目指し、今後3年間で繁忙期対策の充実・拡充を図ります。
- ・ 今後10年間では、市民にとって利便性の高い窓口サービスの提供手法を検討・具体化に取り組みます。
- ・ 区役所における窓口サービスの向上と効率化に向け、政令市では初めて高津区役所保険年金課において取得したISO9001の認証をふまえ、取得したその成果を検証するとともに今後の展開についてさらに検討を進めます。
- ・ 市民にとって利便性の高い窓口サービスを提供するため、戸籍事務の電算化を進めます。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ ISO9000シリーズ認証活用事業 窓口サービスの向上と効率化を図るため、取得済みのISO認証を維持するとともに、窓口サービスの向上に向けた取組を進めます。	高津区・多摩区でISO9001取得	ISO認証維持 ISO取得効果の検証 窓口サービス向上の取組検討	ISO認証維持 窓口サービス向上の取組		
○ 戸籍電算化事業 13事業所で行っている戸籍業務の電算化を実施し、市民サービスの向上を図ります。	13事業所管轄での非電算業務	戸籍電算化準備	電算化着手(セットアップ)	一部運用	全面運用

区役所と支所、出張所等の機能分担と効率化

- ・ 地域における戸籍・住基・印鑑等の窓口サービスは、現在、7区役所、2支所、4出張所、3連絡所、4行政サービスコーナーの5層20箇所体制で提供されていますが、施設によって受けることができるサービス内容に違いがあるなど、市民にとってわかりにくいサービス提供体制となっているため、利用しやすいサービス提供体制へと整理し、併せて事務の効率化を図ります。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 行政サービスコーナー管理運営事業 行政サービスコーナーの適切な運営を図るとともに、(仮称)登戸行政サービスコーナーの2006年度開設をめざします。	行政サービスコーナーの管理・運営		(仮称)登戸行政サービスコーナーの開設	行政サービスコーナーの管理・運営	

・参加と協働による市民自治のまちづくり

2. 市民と協働して地域課題を解決する

(4) 市民参加による区行政の推進

区民会議の設置

- 区における課題を的確に把握し、区民の参加と協働によって地域で解決するための調査審議を行う区民会議を設置します。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 区民会議運営事業 区における課題を的確に把握し、区民の参加と協働によって、地域で解決するための調査・審議を行う区民会議を設置します。		全区で要綱による試行実施	条例による設置	運営	→

区役所機能の強化

- 地域における課題を解決していくために、地域の実情を考慮した施策展開や地域の視点で政策領域を横断した施策の展開、区域内における事業局の計画・施設建設・事業の実施等について、策定段階から区役所及び区民の意見の反映を図るなど、区長による計画等の調整機能の拡充を図るための制度を創設します。
- 地域が主体となって地域の課題解決やまちづくりを進めるために、区長が実質的な執行権を持つ予算を確保することが必要であり、確保した予算を市民にもわかりやすい区予算とするために、新たな予算体系を構築します。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 区役所機能の強化 区長による総合調整機能を強化するための制度の構築や区予算の確立など、区役所機能を強化します。		規則の制定・施行 区役所費（款）の創設	区予算の充実		→

・参加と協働による市民自治のまちづくり

3. 市民満足度の高い行政サービスを提供する

(1) 市民本位の情報環境の整備

市政情報の提供

- ・市民の市政への参加を進め市民活動の活性化にも寄与するため、また、市民が安心して暮らしていけるよう、広報紙市政だよりやホームページをはじめとする様々な情報媒体を活用し、市政情報を積極的に提供します。

【主な事業】

- 報道事務
- 広報事業
- 放送事業

電子市役所の充実

- ・市民満足度の高い電子行政サービスを展開していくため、庁内の情報基盤として、厳格なセキュリティ対策と時代の要請に合わせた事務の見直しにより、効率的で信頼性を有し、さらに全庁的に情報共有が図られる情報システムや情報通信ネットワークの整備を行っていきます。
- ・インターネット技術を応用した事務処理の効率化・高度化や、電子メールや電子アンケートなどを活用した双方向の電子的な情報交換のしくみを、市民や企業との円滑なコミュニケーションを図る手段として有効に活かすことができるように、職員への情報化の研修体制を整備し、電子行政サービスの拡充に向けた職員の意識改革を図ります。

【主な事業】

- 行政情報化推進事業

e - 区役所構想の推進

- ・本市の電子的なネットワーク上に設けた「8番目の区役所」として、e - 区役所を整備します。
- ・e - 区役所は、市民や企業の声を受け付け、適切に対応する総合的なオンライン窓口（コンタクトセンター）、行政手続きを電子的に簡便に行う窓口（電子申請システム）、インターネットを効果的に活用し、市民活動や企業活動の振興を行う窓口（地域ポータルサイト）、電子的に市民や企業に迅速に情報提供を行う窓口（川崎市ホームページ）から構成され、これまで既存の区役所が提供していた行政サービスをネットワーク上で実現するとともに、時間や場所の制約がないネットワークの長所を活かして、市民が生活する上でのコストの削減に貢献するなど、市民本位の利便性の高い行政サービスを提供します。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 電子申請推進事業 電子申請システムの充実を図り、時間や場所の制約を受けない利便性の高い行政サービスを提供します。	インターネットで申込・申請が可能な累積業務数 粗大ごみ収集、 水道使用の届出 など6業務で 実証実験		新たに拡充を 図り70業務で 本格実施	100業務に 拡大	2011年度 300業務 ニーズを 踏まえて拡充

- 広聴等事業（再掲）

・参加と協働による市民自治のまちづくり

3．市民満足度の高い行政サービスを提供する

(1) 市民本位の情報環境の整備

ITを活用した参加と協働のしくみづくり

- ・市民や企業がさまざまな情報を共有化できるようにするため、インターネット上に市民や企業が集い、それぞれのニーズが満たされるような機能を持つ地域ポータルサイトを整備し、市民間・企業間の情報発信・情報交流を促進します。
- ・地域ポータルサイトを含め、電子的なアンケート、電子会議室の設置などITを活用した市民や企業と行政との情報交流を行うサービスの整備を行い、市民や企業が電子的に本市の行政運営に参加するしくみを整備します。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 地域情報化推進事業 市民間・企業間や行政と市民・企業間の情報交流が図れるような地域ポータルサービスなどの電子行政サービスを整備します。	市民の参加・協働を促進するシステムの累積運用件数	システムの整備	4システム		地域ニーズを踏まえて拡充

安全で効率的な情報化の確保

- ・高度化する情報社会の進展や個人情報の保護に関する市民意識の高まりを受け、電子行政サービスを市民や企業が安心して利用できるよう、情報セキュリティ基準を中心とする本市のセキュリティポリシーに基づき、技術的な対応を行うとともに、適正なセキュリティ管理を推進していきます。
- ・情報化の推進に際し、業務プロセスや組織を経営的な視点から見直しながらシステムを構築していくなど、業務全体の効率化につながる情報化を推進します。
- ・情報化にあたっては、システムの安全性を確保していくため、セキュリティ監査を計画的に行っていくとともに、全システムのセキュリティ実施手順書を策定します。また、システムの妥当性、効率性などを測定するシステム評価を実施し、システムの信頼性・安全性・効率性を確保していきます。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ システム評価調整事業 各システムのセキュリティ実施手順書の整備等とあわせて、セキュリティ監査を実施し、個人情報の保護等、情報セキュリティレベルの向上を図ります。	セキュリティ監査実施累積件数 1件	2件	3件	4件	市民への影響度の大きいシステムから毎年1件ずつ実施

・参加と協働による市民自治のまちづくり

3. 市民満足度の高い行政サービスを提供する

(2) 迅速で的確な総合相談サービスの提供

総合コンタクトセンターの設置・運営

- ・ 現在、複数の部署にまたがっている問合せ・相談の窓口を統合するなど、一元的に受け付け・対応する総合コンタクトセンターを設置し、市民からの問合せ・相談に対し迅速・的確に対応していきます。
- ・ 問合せの内容とそれに対応する回答をデータベース化することにより、同様の問合せへの対応に活用していくとともに、市民の声を的確に施策に反映していけるよう、内容を分析してニーズを抽出し、施策へ反映していくしくみを構築します。

【主な事業】

事業名	現 状	目 標			
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度以降
○ 総合コンタクトセンター整備運営事業 市民や企業からの電話・ファクス・電子メールによる問合せなどに対応し、市の地域情報などの案内も行う総合コンタクトセンターを設置・運営します。	基本計画策定	総合コンタクトセンターの設置・試行	(本格実施) 時間延長、既存コールセンターの一部統合	申請・届出の一部代行、アンケート調査	市の地域情報などの案内

- 広聴等事業